

ルニ至リテハ益、其緩慢不當ヲ認ムルニ足ル。而シテ當局者ハ之ヲ訂正シテ釜ハ鎌ナリ。鍋ハ臼ノ誤マリナリト云フト雖モ其實地該書類タル之ヲ求ムルモノノ作ル處ニシテ其取扱ヲナス所ノ官吏タルモノ此疎漏此緩慢アリテ茲ニ至リシハ不都合ノ責決シテ免カルヘカラストス。若シ夫レ農具品外ノ品目ヲ以テ救助スルモ之ヲ不問ニ置クトセン乎。晉ニ議會ノ決議ヲ蹂躪スニル止マラス延イテ數多ノ弊害之レニ伴隨セントス。然レハ即チ一片ノ訂正以テ精算報告ヲ終ラントスルハ蓋シ是レ不當ト謂ハサルヲ得サルヘシ。是レ上申ノ二也。

公債證書利子ノ損失及ヒ會計年度ノ組ミ違ヒ

精算報告中最モ著シク其緩慢ト認ムヘキモノハ公債證書取扱ヒノ事之レナリ。今之ヲ列擧スレハ

- 第一 五百圓ノ七歩利子公債證書十九年六月當籤セシモノナルニ當時當局者ノ等閑ニヨリ現金ヲ請求セス、只利子ノミヲ請求シアリタルニヨリ、二ヶ年半ノ後即チ五期ヲ經テ該當籤ノ事發顯シ、既ニ得タル利子八拾八圓五拾五錢ハ返却スヘキ事トナリ、之ヲ備荒儲蓄金ヨリ拂ヒ戻シタル事
- 第二 拾圓ノ七分利子公債證書二十年七月當籤セシヲ、之レカ現金ヲ請求セス。三期

即一ヶ年半ノ後、明治二十一年十一月發顯シ、前同様利子返却シタル事

- 第三 金祿公債拾圓證書三枚十九年五月當籤セシモノナルニ超エテ二十一年九月六日ニ現金ヲ領收シ、爲メニ二年四ヶ月間利子ヲ得サルノミナラス、其運用ヲ停止シアリタル事
- 第四 四拾圓ト拾圓ノ公債證書之ヲ整理公債ト交換ノ儀出願セシハ二十一年六月ナルニ之ニ對スル六月一ヶ月分ノ利子ノ内拾圓ニ對スル分ヲ二十一年度ニ繰リ込ミシハ會計年度ヲ組ミ違ヒタルモノナル事

右四個ノ事實ハ二十一年度精算報告中ニ得タルモノニシテ而シテ斯ク著ルシキ疎漏緩慢ノ取扱ハ議會以來ノ一事ナリトス。而シテ當局者ノ説明スル處ニヨレハ當時該當官吏ノ調査ヲ誤リシ爲メ斯カル不都合ヲ生シタルモノニシテ、之カ處分ヲ大藏省ヘ伺ヒ出タルニ利子ハ返却セサルヘカラストノ事ニテ止ムナク之ヲ備荒儲蓄金ヨリ支拂シタリ。尤モ當該官吏熊谷屬村田屬ハ之レカ爲メ懲戒例ニヨリ處分シタルモノナリト云ヘリ。夫レ然リ當該官吏ノ疎漏ニシテ懲戒處分ヲ受ケタル事素ヨリ正當ノ處置ナルヘシ。然レハ議會ニ於テハ何カアラン。痛痒毫モ相關セサルヲ奈何セン。議會ノ責任ハ豫算精算ヲ精確ナラシムルニアレハ、其精確ヲ缺クノ點ハ十分ニ之ヲ責メ

サルヘカラス。實ニ本件ノ損失ハ天災地變其他止ムヲ得サルニ出テタルノ儔ニアラス。所謂止ムヲ得ルニ出テタルモノニシテ、等閑疎漏ニヨリテ來リタルハ疑フヘキナシ。事態既ニ重キ斯クノ如シ。只僅ニ當該官吏ノ懲戒處分ヲ以テ事終ルモノニアラス。議會ハ此等損失ノ理由ナキヲ責ムルモノナリ。是レ上申ノ三也。

以上上申ノ要領之ヲ概括スレハ一ハ當局者カ故意便宜ノ爲メニ生セシメタル損失、一ハ當該官吏ノ緩慢疎漏事務上ノ不都合ヨリ來シタル損失ニシテ深ク之ヲ究明スルハ只當該官吏ヲ責ムルニ似タリト雖、議會ハ素ト政務行政ニ干與セス。從ツテ官吏ヲ責ムルノ理由ナシ。只之レカ爲メ地方稅及備荒儲蓄ノ被ル損失ハ成ルヘク十分ニ之ヲ排除スルノ義務アルモノナルヲ以テ、茲ニ將來當局者ノ注意猛省センコトヲ欲シ、之ヲ閣下ニ上申シ、威令訓示ノ參考トナスモノナリ。

右富山縣會ノ決議ヲ以テ府縣會規則第六條ニヨリ上申候也

明治二十三年二月二十一日

富山縣會副議長 田村 惟昌

內務大臣伯爵 山縣有朋殿

(各通)

大藏大臣伯爵 松方正義殿

(15) 議及及び建議(二件)

建議

(一)市町村土木補助費取扱方に關する議及、(二)市町村土木補助歩合更正方、(三)縣道全部を里道に變更方の二建議は孰れも通過した。

特殊事項

新聞紙掲載の議事筆記正誤

八番安念次左衛門は各新聞紙の縣會議事掲載に誤謬あるを列舉して議長に於て正誤の手續を執るべしと論じ、一時之に付いて論争されたが、畢竟議場の問題として起立に問ふを止めて議長と議員と相談の上正誤せしむることに決した。

二〇、明治二十三年三月臨時縣會

本會は明治二十三年三月二十二日開會翌二十三日閉會した。議員半数改選後の役員選舉を行ふ爲で、議員席次を定め議長に石坂專之介當選し、知事は藤島正健であつた。

議事件

議事件名は議員席次の抽籤 議長副議長の選舉 常置委員同補缺員の選舉であつた。

新聞記事の
正誤

開閉

議事件名

議決摘要

議員の席次

(1) 議員席次の抽籤

一番 藤村幸太郎	二番 坂井敬義	三番 石坂專之介
四番 岩城隆常	五番 恒田嘉一	六番 阿部欣次
七番 菅原滋治	八番 竹内四郎	九番 大矢四郎兵衛
十番 堀 二作	十一番 高田清次郎	十二番 内山正治
十三番 五十嵐政雄	十四番 淺野長太郎	十五番 田村惟昌
十六番 金谷太次郎	十七番 仲 平	十八番 大坪三郎
十九番 西能源四郎	二十番 南 磯一郎	二十一番 谷 順平
二十二番 武部 其文		

(異動) 三番石坂專之介明治二十三年十一月辭職、森正太郎同十二月補缺。四番岩城隆常明治二十五年三月辭職、石坂嘉一同七月補缺。八番竹内四郎明治二十四年七月辭職、岡與左衛門同八月補缺。十一番高田清次郎明治二十四年十一月辭職、福村清平同十二月補缺。十五番田村惟昌明治二十三年七月辭職、關口彦三同九月補缺。二十番南磯一月補缺。

議員



關口彦三



福村清平



岡與左衛門



竹内四郎

議 員



恒 田 嘉 一



南 磯 一 郎



内 山 正 治



谷 太 次 郎

議長副議長の選挙

郎明治二十三年七月辭職、中西哲成同九月補缺。二十一番谷順平明治二十五年三月辭職(後任ナシ)。二十二番武部其文明治二十五年三月辭職、上桙安太郎同七月補缺。

一、本表議員を出生の年號に分てば天保二人、弘化三人、嘉永八人、安政七人、文久一人、元治一人であり、職業に分てば農業二十一人、代言人一人である。

(2) 議長副議長の選挙

開會の初日藤島知事假に議長席に就き議長の選挙に入る旨を告げ、多數の意見に依り、投票は匿名被選者の番號を記すこととして選挙を行ひ、次に當選の議長着席して同一方法に依り副議長を選挙した。其の結果は左の通りであつた。

[議長]	石坂專之介	十六票(當選)	坂井敬義	一票
	大矢四郎兵衛	一票		
[副議長]	堀 二 作	十三票(當選)	坂井敬義	二 票
	南 磯 一 郎	一票	谷 順 平	一票
武部其文		一票		

特 殊 事 項

議長等御宴
陪侍

本年四月三日、聖駕名古屋城に行幸、舊名古屋城に於て御宴を開かせ給ふに際し、議長石坂專之介、同副議長堀二作、縣民を代表して陪侍するの光榮を得た。

二、明治二十三年五月臨時縣會

本會は明治二十三年五月三十一日開會、同六月五日閉會した。豫て縣會の希望に係る河川の市町村土木工事補助歩合を更正するの件を諮問するために開會せられたものである。河川の工事は石川縣以前に於て官費支辨の時代もあり、其の後地方税を以て補助することとなり、明治十八年補助歩合が改正されたものであるが、詳細は分らない。議長は石坂專之介、議員席次は前會に同じく、知事は藤島正健であつた。

議 件

議事件名

議事件名は市町村土木工事補助歩合更正の件諮問であつた。

議 決 摘 要

土木工事補
助歩合更正

市町村土木工事補助歩合更正の件(諮問)
縣下市町村土木工事中早月川外十五川堤防ニ對スル地方税ノ補助歩合左ノ通更正セ
ントス

川 名	步 合	川 名	步 合
早 月 川	八 步 五 厘	荒 川	七 步
小 矢 部 川	八 步 五 厘	小 川	六 步
神 通 川	八 步	山 田 川	六 步 五 厘
片 貝 川	七 步 五 厘	上 市 川	六 步
黒 部 川	七 步	井 田 川	五 步 五 厘
常 願 寺 川	七 步	熊 野 川	六 步
白 岩 川	五 步 五 厘	布 施 川	五 步
山 田 川	五 步	赤 江 川	六 步
		荒川打會上流 同下流	四 步

三、明治二十三年八月臨時縣會

本會は明治二十三年八月二十二日開會、同月二十八日閉會した。春來各川數次の出水、

開 閉

殊に七月十九日に於ける神通川等の出水にて缺壊せし堤防の復舊費に關する決議を爲し、議長は石坂專之介、議員席次は前會に同じく、知事は七月新任の森山茂であつた。

議 件

議事件名

議事件名は明治二十三年度地方稅支出豫算追加 同上地方稅收入豫算追加 治水費 國庫の支辨を上請する建議であつた。

議 決 摘 要

支出豫算追加

(1) 明治二十三年度地方稅支出豫算追加

一金四萬百六拾六圓參錢六厘

土 木 費

内

金貳萬六千七百七拾七圓參拾五錢七厘

地 方 稅

金壹萬參千參百八拾八圓六拾七錢九厘

國庫補助ヲ仰ク分

一金壹萬參百七拾圓六拾參錢六厘

市町村土木補助費

内

員 議



森 正 太 郎



中 西 哲 成



淺 野 長 太 郎



岩 城 隆 常

議 員



大坪三郎



仲平



武部其文



山澤長九郎

收入豫算追加

建議

金八千七圓八拾錢六厘

地方稅

金貳千參百六拾貳圓八拾參錢

國庫補助ヲ仰ク分

合計金五萬五百參拾六圓六拾七錢貳厘

(2) 明治二十三年度地方稅收入豫算追加

一金壹萬參千貳拾參圓七錢壹厘

地 租 割

但地租豫算額金八拾壹萬參千九百四拾壹圓九拾參錢四厘地租壹圓ニ付金壹錢六厘

一金四千四百四拾圓七拾貳錢

戶 數 割

但戶數十四萬八千二十四戶、一戶ニ付金參錢

一金壹萬七千參百貳拾壹圓參拾七錢貳厘

前年度ヨリ繰越金

一金壹萬五千七百五拾壹圓五拾錢九厘

合計金五萬五百參拾六圓六拾七錢貳厘

國庫ノ補助ヲ仰ク分

(3) 治水費國庫ノ補助ヲ上請スル建議

今般富山縣會ノ決議ヲ以テ上請建議スル所以ノ要旨ハ從來富山縣ニ於テ三大川ト稱スル庄川常願寺川黑部川ノ治水費ヲ舉ケテ國庫ノ支辨ヲ仰クニ在リ。何トナレハ則

チ元來富山縣ノ地勢タル東南一帶山岳ヲ負ヒ、西北海ニ面シ、其中間大小十有九ノ川流ヲ有ス。然シテ秋冬ノ候山岳雪ヲ積ム數丈ニ達シ、春夏ノ交、其ノ漸ク融解スルニ及ヒ、諸川相尋テ出水スルコト年幾回ナルヲ知ラス。而シテ其ノ出水スルヤ、汎濫溢堤防ヲ決潰シ、橋梁ヲ漂流シ、田野人家ヲ涵沒亡盡スルノ慘況實ニ名狀スヘカラサルモノアリ。隨テ之ニ要スルノ治水費ハ三大支辨川及ヒ十六補助川ヲ合セテ去ル明治十六年置縣以來、昨二十二年ニ至ル七ケ年度總額七拾六萬六千四拾壹圓八拾五錢六厘ナリトス。試ミニ會テ一年度内ニ費シタルモノヲ舉ケンニ、多キハ貳拾壹萬八千四百圓、少ナキモ七萬參千百餘圓ニ下ラス。今其ノ七ケ年間ノ平均ヲ算スルニ實ニ拾萬九千四百餘圓トナル。此年限間地方稅ノ總支出額ハ貳百七拾七萬參千百四拾參圓七拾錢五厘ニシテ地租割ノ平均ハ貳拾五錢七厘、戶數割ハ五拾參錢貳厘ナリ。而シテ彼此相對照比例スレハ年々治水費ノ爲メニ支出スルモノ地方稅ノ二割七分強ノ多額ニシテ土木費ノ爲メニ殆ント臨時會ヲ開カサルノ年ナク、尙ホ此ノ外ニ市町村ニ於テ治水ノ爲メニ年々費ス所ノモノ實ニ夥シ。然リト雖モ、此費額ヲ以テ會テ完全ノ堤防ヲ築キ得タルコトナク、只僅ニ一時ノ急ヲ防クニ過キサリナリ。治水工事ハ素ト縣民ニ於テ完全ヲ熱望スルモ現今ノ民力ニテハ到底其望ヲ達スル能ハサルヲ如何セシ。夫レ斯ノ如ク年々多額ノ治水費ヲ支出スルカ爲メ他ニ興起スヘキ必要ノ事業モ舉カラサルノミナラス、從來經營シ來リタル事業モ既ニ罷メタルアリ。今其實證ヲ舉クレハ、縣下四病院ノ經濟ヲ郡市町村ノ經濟ニ移シ、又教育費中ノ留學生徒費モ既ニ之ヲ廢シ、市町村教育補助費モ年々之ヲ減少セリ。又數年前ヨリ農學校、農業講習所、物品陳列場設立ノ事及ヒ共進會其他農工商ノ事業ニ係ル件々ヲ議シタル事アルモ畢竟治水費ノ爲メニ汲々トシテ一モ其事業ヲ舉クル克ハスシテ今日ニ至リタルハ常ニ縣民ノ痛恨措カサル所ナリ。夫レ我カ縣民ノ該費ノ重擔ニ苦シムヤ、茲ニ年アリ。既ニ富山縣ノ石川縣ノ管轄ニ屬セシ當時ニハ四拾貳萬餘圓ノ補助ヲ上請シ、其十七年度ニハ拾萬餘圓ノ國庫補助ヲ上請シ、其二十二年度ニハ貳萬四千貳百七拾餘圓ノ補助ヲ上請シタル次第ニテ、如斯數回ノ上請ヲ要スルニ及ヒシハ他ナシ、其耐ヘ得ル限リハ之ヲ負荷シタルモ竟ニ重擔ニ耐ヘサルヨリ此ニ至リシ者ニシテ以上上請スル所ノ補助金額ハ唯僅カニ姑息脆弱ノ工事ニ支消スルニ過キサリモ尙ホ且ツ耐フル克ハサルヲ以テ然リシナリ。一體前志三大川ハ是レ皆非常ノ激流ニシテ砂石ヲ流出シ堤防河身ヲ傷害スルハ一ナリト雖モ其加害ノ有様ニ至リテハ亦趣ヲ異ニスルモノアリ。庄川ノ如キハ其流域ノ長ク屈曲ノ多キカ爲メニ水勢此ニ衝突シテ更ニ其勢ヲ急激ニシ以テ其害ヲ被及スルナ

ク年々多額ノ治水費ヲ支出スルカ爲メ他ニ興起スヘキ必要ノ事業モ舉カラサルノミナラス、從來經營シ來リタル事業モ既ニ罷メタルアリ。今其實證ヲ舉クレハ、縣下四病院ノ經濟ヲ郡市町村ノ經濟ニ移シ、又教育費中ノ留學生徒費モ既ニ之ヲ廢シ、市町村教育補助費モ年々之ヲ減少セリ。又數年前ヨリ農學校、農業講習所、物品陳列場設立ノ事及ヒ共進會其他農工商ノ事業ニ係ル件々ヲ議シタル事アルモ畢竟治水費ノ爲メニ汲々トシテ一モ其事業ヲ舉クル克ハスシテ今日ニ至リタルハ常ニ縣民ノ痛恨措カサル所ナリ。夫レ我カ縣民ノ該費ノ重擔ニ苦シムヤ、茲ニ年アリ。既ニ富山縣ノ石川縣ノ管轄ニ屬セシ當時ニハ四拾貳萬餘圓ノ補助ヲ上請シ、其十七年度ニハ拾萬餘圓ノ國庫補助ヲ上請シ、其二十二年度ニハ貳萬四千貳百七拾餘圓ノ補助ヲ上請シタル次第ニテ、如斯數回ノ上請ヲ要スルニ及ヒシハ他ナシ、其耐ヘ得ル限リハ之ヲ負荷シタルモ竟ニ重擔ニ耐ヘサルヨリ此ニ至リシ者ニシテ以上上請スル所ノ補助金額ハ唯僅カニ姑息脆弱ノ工事ニ支消スルニ過キサリモ尙ホ且ツ耐フル克ハサルヲ以テ然リシナリ。一體前志三大川ハ是レ皆非常ノ激流ニシテ砂石ヲ流出シ堤防河身ヲ傷害スルハ一ナリト雖モ其加害ノ有様ニ至リテハ亦趣ヲ異ニスルモノアリ。庄川ノ如キハ其流域ノ長ク屈曲ノ多キカ爲メニ水勢此ニ衝突シテ更ニ其勢ヲ急激ニシ以テ其害ヲ被及スルナ

リ。常願寺川ノ如キハ曾テ水源山岳壞崩以來砂石ノ流出シテ河身ニ堆積スル最甚シク爲メニ河底ノ兩岸ヨリ高キコト其幾尺ナルヲ知ラス。乃チ一タヒ水量ヲ増加スルニ至レハ直ニ左右ニ傾瀉横突シテ其害ヲ被及スルナリ。黒部川ノ如キハ其水源ノ近キカ爲メニ一直線ニ巨石ヲ流轉シテ兩岸ニ衝突セシメ以テ其害ヲ被及スルナリ。然ルニ姑息脆弱ノ堤防ヲ以テストモ争テカ之ヲ支ヘ得可ケンヤ。其年々一水災ノ爲メニ縣民ノ全力ヲ擧ケ、經營シタルモノヲ脆クモ一朝ノ間ニ之ヲ消失スルノ不幸ニ遭遇スルハ素ヨリ免レ得ラルヘキコトニ非ストス。此ノ如クニシテ已マス、其レ將タ究極スル所アラシヤ。夫レ然リ、故ニ明治十七年度ニハ河身改修直轄工事ヲ上請スルニ至リシ。今ヤ治水堤防費等ノ件ニ付臨時縣會開設アルニ際シ、河身ノ改修又ハ堅牢完然ノ堤防ヲ築造シテ悠久ノ利益ヲ計ラント企ツルモ、所詮民力ノ及フ所ニ非サルヲ以テ遂ニ國庫支辨ヲ上請スルトハナレリ。仰キ冀クハ閣下垂鑿請フ所採納ヲ賜ハラシコトヲ。茲ニ府縣會規則第七條ニ依リ、當會ノ決議ヲ以テ此段建議候也。

明治二十三年八月二十八日

富山縣會議長 石坂專之介

内務大臣伯爵 西郷從道殿

一、本建議の趣旨は全然國庫支辨を希ふものなるに、題して補助を上請する建議と

せるは異とせねばならぬ。而してこの建議に對しては其の後内務大臣より難聞届の指令があつた。

特 殊 事 項

不起立議員
の處分

議事規則第二十六條適用問題

同規則第二十六條には「出席ノ議員ハ可否ノ數ニ入ラサルヲ得ス但自説ヲ提出シ議題トナラサルモノハ起立セサルモ妨ケナシ」とある。然るに本會に於て此の箇條の適用に關シ、一波瀾を生じた。即ち土木費二次會討議に際シ、二個の修正説出でしを以て議長は之を採決せんとした際、八番竹内四郎改めて兩説の説明を聞かふことを求めたが、議長は之を斥けて採決した。八番は各説の孰れにも可否を表しなかつた。議長は其の故を詰つたが八番は議長が採決前發言を抑止した結果だと答へた。然るに之は將來に惡例を遺すから等閑に付してはならぬと主張する議員が出たから、議長は議事規則第六條「議題ノ外議事中ニ起リタル總テノ事件ハ議長之ヲ決シ又ハ會議ノ決ヲ取ルヘシ」に依つて取扱ふべきものなりとし、此の事件を議長の預りとするや又處分すべきやに就いて採決した。然るに又々何れの説にも起立せざりし議員が三名出で、之も同じく處分せ

ねばならぬ勢となつた。依つて議長は議事の進捗を圖らんとして、八番の感懐を害したことより、續いて三人に關する事件を發生した始末を陳謝して、今回限り總て議長の預りとすることを宣言して漸く問題が收まつた。

三三、明治二十三年十一月臨時縣會

本會は明治二十三年十一月五日開會、同月十一日閉會した。この會も亦水害復舊の土木費を附議したもので、前會の追加豫算確定前たる十月上旬に於て重ねて神通川等に大出水のあつた結果である。議長は石坂專之介、議員席次は前會に同じく、知事は森山茂であつた。

議 件

議事件名は明治二十三年度地方稅支出豫算追加 同上地方稅收入豫算追加であつた。

議 決 摘 要

(1) 明治二十三年度地方稅支出豫算追加

開 閉

議事件名

支出豫算追加

一金八萬貳千貳百貳拾四圓八拾五錢

土 木 費

内

金六萬五千七百七拾九圓八拾五錢

地 方 稅

金壹萬六千四百四拾五圓

國 庫 補 助 金

一金八萬貳千四百六拾四圓貳拾四錢貳厘

市 町 村 土 木 補 助 費

内

金六萬五千九百七拾壹圓貳拾四錢貳厘

地 方 稅

金壹萬六千四百九拾參圓

國 庫 補 助 金

合計金拾六萬四千六百八拾九圓九錢貳厘

一、本豫算は次會に於て再議に附せられ變更した。

(2) 明治二十三年度地方稅收入豫算追加

一金四萬八千六百九拾圓九拾六錢五厘

地 租 割

但地租豫算額金八拾壹萬千五百拾六圓八錢六厘、地租金壹圓ニ付金六錢

一金壹萬七千七百七圓九拾貳錢

戶 數 割

但戶數十四萬七千五百六十六戶、一戶ニ付金拾貳錢

收入豫算追加

一金壹萬七千五百八拾六圓七拾參錢四厘	前年度ヨリ繰越金
一金參萬貳千九百參拾八圓	國庫補助金
一金四萬七千七百六拾五圓四拾七錢參厘	備荒儲蓄借入金
合計金拾六萬四千六百八拾九圓九錢貳厘	

一、本豫算も同上。

二四、明治二十三年十二月通常縣會

本會は明治二十三年十一月二十五日開會同十二月二十四日閉會した。議長に谷順平當選し、議員席次は前會に同じく、知事は森山茂で、決議せし翌年度通常豫算總額は、金貳拾參萬七千五百五拾七圓餘であつた。

議 件

議事件名は議長の選舉。明治二十四年度地方稅支出豫算 同上地方稅收入豫算 同上營業稅雜種稅課目課額 同上地方稅郡部支出豫算 同上地方稅郡部收入豫算 同上尋常師範學校附屬小學校授業料並寄附金支出收入豫算 明治二十三年度地方稅支出豫

開閉

議事件名

算追加(再議) 同上地方稅收入豫算追加(再議) 寄附物件供用 縣稅徵收法施行細則 備荒儲蓄法施行規則 明治二十二年度地方稅支出收入精算報告 建議三件であつた。

議 決 摘 要

(1) 議長の選舉

議長石坂專之介は衆議院議員に當選して、十一月十九日縣會議員を退任せしに付、同月二十六日堀副議長議長席に着き、多數の意見を以て記名投票に依り議長選舉を行つた結果は左の通りである。

谷 順 平 十票(當選)	堀 二 七票	岩 城 隆 常 一票
大矢四郎兵衛 一票		

(2) 明治二十四年度地方稅支出豫算

一金五萬千五百五拾貳圓拾參錢壹厘	警 察 費
内	
金四萬貳千六百貳拾六圓七拾七錢六厘	地 方 稅
金八千五百貳拾五圓參拾五錢五厘	國 庫 下 渡 金

二十四年度
支出豫算

議長の選舉

一金參百八拾壹圓五拾參錢八厘

內

金參百拾七圓九拾四錢八厘

金六拾參圓五拾九錢

一金四萬八千九拾八圓四拾四錢六厘

一金四萬參千四百七拾圓四拾七錢六厘

一金四千九百貳拾貳圓四拾貳錢六厘

一金貳千四百拾貳圓參拾七錢七厘

內

金千九百八拾七圓五拾壹錢七厘

金百五拾四圓八拾六錢

一金貳萬貳千百拾六圓六拾九錢

一金貳百四拾八圓四拾五錢九厘

一金貳圓

一金千參百八拾圓參拾壹錢九厘

一金四千六百九拾四圓貳拾錢六厘

警察廳舍建築修繕費

地方稅

國庫下渡金

土木

市町村土木補助費

縣會議諸費

衛生及病院費

地方稅

寄附金

教育費

救育費

難破船諸費

諸達書及揭示諸費

勸業費

一金五千參百參圓八拾參錢九厘

一金貳百圓

一金參萬百圓八拾貳錢參厘

內

金貳萬九千七百五拾壹圓四拾貳錢參厘

金五拾六圓六拾錢

金貳百九拾貳圓八拾錢

一金八百貳拾參圓九拾貳錢五厘

一金參千百貳拾九圓貳拾錢

一金七拾八圓

一金四千八百九圓七拾九錢貳厘

合計金貳拾貳萬參千五拾四圓六拾四錢七厘

外二

一金四千五百五圓五拾壹錢參厘

一金九千九百九拾六圓八拾五錢貳厘

地方稅取扱費

縣廳舍建築修繕費

縣監獄費

地方稅

國庫下附金

府縣收入金

縣監獄建築修繕費

地方郵便費

衆議院議員選舉費

豫備費

土木費道路橋梁費中橋梁架換費明治二十四年度支出額備荒儲蓄借入償還金

總計金貳拾參萬七千五百五拾七圓壹錢貳厘

一、市町村土木補助費の内に熊無村土砂打止補助金六百圓を新設した。

一、備荒儲蓄借入償還金の費目増加。

二十四年度
收入豫算

(3) 明治二十四年度地方稅收入豫算

一金八萬九千五百拾參圓貳拾壹錢九厘

但地租豫算額金八拾壹萬參千七百五拾六圓五拾參錢九厘地租金壹圓ニ付金拾壹錢

一金四萬八千五拾壹圓四拾五錢九厘

一金貳萬九千八百拾九圓九拾壹錢

一金參萬五千四百八拾貳圓八拾錢

但戶數十四萬七千八百四十五戶、一戶ニ付金貳拾四錢

一金貳萬四千九拾貳圓參錢七厘

一金千五百四圓參拾八錢貳厘

一金八千五百八拾八圓九拾四錢五厘

一金五拾六圓六拾錢

地 租 割

營 業 稅

雜 種 稅

戶 數 割

雜 收 入

前々年度ヨリ繰越金

國 庫 下 附 金

國 庫 下 附 金

國 庫 下 附 金

郡部支出豫算

一金貳百九拾貳圓八拾錢

一金百五拾四圓八拾六錢

合計金貳拾參萬七千五百五拾七圓壹錢貳厘

(4) 明治二十四年度地方稅郡部支出豫算

一金貳百圓

一金貳萬八千貳百七拾貳圓參拾貳錢

一金貳百六拾壹圓參拾壹錢

一金七百六拾圓八拾八錢七厘

合計金貳萬九千四百九拾四圓五拾壹錢七厘

(5) 明治二十四年度地方稅郡部收入豫算

一金壹萬六千百參拾四圓六拾貳錢參厘

但地租豫算額金八拾萬六千七百參拾壹圓拾貳錢七厘地租金壹圓ニ付金貳錢

一金五千百拾壹圓六拾錢

但戶數十二萬七千七百九十戶、一戶ニ付金四錢

一金百拾五圓拾七錢參厘

府 縣 收 入 金

寄 附 金

郡 廳 舍 建 築 修 繕 費

郡 吏 員 給 料 旅 費 及 廳 中 諸 費

地 方 稅 取 扱 費

豫 備 費

地 租 割

戶 數 割

雜 收 入

郡部收入豫算

一金八千百參拾參圓拾貳錢壹厘

前々年度ヨリ繰越金

合計金貳萬九千四百九拾四圓五拾壹錢七厘

附屬小學校
豫算

一金千四百八拾貳圓參厘

附屬小學校費(支出)

一金千四百九拾八圓參拾五錢參厘

授業料並寄附金(收入)

支出豫算追
加再議

(7) 明治二十三年度地方稅支出豫算追加(再議)

一金八萬貳千貳百貳拾四圓八拾五錢

土木費

内

金六萬五千七百七拾九圓八拾五錢

地方稅

金壹萬六千四百四拾五圓

國庫補助金

一金八萬貳千四百六拾四圓貳拾四錢貳厘

市町村土木補助費

内

金六萬五千九百七拾壹圓貳拾四錢貳厘

地方稅

金壹萬六千四百九拾參圓

國庫補助金

合計金拾六萬四千六百八拾九圓九錢貳厘

收入豫算追
加再議

一、地租割戸數割ハ明治二十四年二月一日現在ノ地租戸數ニ依リ賦課徵收ス其
他賦課徵收ノ方法ハ總テ通常豫算ノ例ニ依ル

一、備荒儲蓄金ノ償還方法ハ年五朱ノ利付ヲ以テ明治二十四年度ニ金七千七百
六拾五圓四拾七錢參厘同二十五年度以後二十八年度ニ至ル毎年度金壹萬圓
ヲ償還スルモノトス

一、本豫算は前會の臨時縣會に於て二分一の國庫補助を仰ぐ決議を爲せしも、政府
は金參萬貳千九百參拾八圓(五分一)を補助すべき旨指令ありし爲、其の儘工事
を施行するを得ず、茲に再議に付せられたものである。

(8) 明治二十三年度地方稅收入豫算追加(再議)

一金四萬八千六百九拾圓九拾六錢五厘

地租割

但地租豫算額金八拾壹萬千五百拾六圓八錢六厘、地租金壹圓ニ付金六錢

一金壹萬七千七百七圓九拾貳錢

戸數割

但戸數十四萬七千五百六十六戸、一戸ニ付金拾貳錢

一金壹萬七千五百八拾六圓七拾參錢四厘

前年度ヨリ繰越金

一金參萬貳千九百參拾八圓

國庫補助金

一金四萬七千七百六拾五圓四拾七錢參厘
合計金拾六萬四千六百八拾九圓九錢貳厘

備荒儲蓄借入金

一、備荒儲蓄金ノ償還方法ハ年五朱ノ利付ヲ以テ明治二十四年度ニ金七千七百六拾五圓四拾七錢參厘同二十五年度以後二十八年度ニ至ル毎年度金壹萬圓ヲ償還スルモノトス

一、本豫算も支出豫算に伴うて再議に付せられたものである。

(9) 縣稅徵收法施行細則

縣稅徵收法
細則

本年九月法律第八十八號府縣稅徵收法第十三條に依りその施行細則を定め明治二十四年度より施行せんとするもので其の條文は左の通り。

縣稅徵收法施行細則

第一條 徵收法第五條ニ依リ町村ニ對シ發スル徵收令書ハ第一號様式各納稅人ニ對シ發スル徵稅傳令書ハ第二號様式ニ依リ調製スヘシ

第二條 徵收法第六條ニ依リ各納稅人ニ對シ發スル徵稅令書ハ第三號様式ニ依リ調製スヘシ

第三條 納期アル徵收ニ付郡長ヨリ各町村ニ對シ發スル徵稅令書ハ納期末日ヨリ二

十日以前(月稅ハ納期ノ三日以前)市長ヨリ各納稅人ニ發スル徵稅令書及町村長ヨリ各納稅人ニ發スル徵稅傳令書ハ納期末日ヨリ十五日以前(月稅ハ納期前)之ヲ發スヘシ日稅新規開業ノ稅其他隨時收入ニ係ルモノハ七日以内ニ於テ適宜納期ヲ定メ其都度徵稅令書若クハ徵稅傳令書ヲ發スヘシ

第四條 郡長徵稅令書ヲ發付シタル後ニ於テ稅額ニ異動ヲ生シタル片ハ其増額ニ係ルモノハ更ニ徵稅令書(其事由ヲ裏面ニ記スヘシ)ヲ發付シ減額ニ係ルモノハ其事由及金額等ヲ詳記シ町村長ニ告知スヘシ

第五條 市長徵稅令書ヲ發付シタル後ニ於テ稅額ニ異動ヲ生シタル片ハ更ニ徵稅令書(其事由ヲ裏面ニ記スヘシ)ヲ製シ糞キノ令書ト交換スヘシ
町村長徵稅傳令書ヲ發付シタル後ニ於テ郡長ヨリ減額ノ告知ヲ受ケタル片ハ其更定稅額ヲ以テ更ニ徵稅傳令書(其事由ヲ裏面ニ記スヘシ)ヲ製シ糞キノ傳令書ト交換スヘシ

第六條 市町村長ニ於テ地租制船車稅水車稅乘馬稅ノ徵稅令書若クハ徵稅傳令書發付以後納期限以前ニ於テ其所有權移轉スルモノアル片ハ糞キノ徵稅令書又ハ徵稅傳令書ヲ更正スヘシ但船車乘馬ヲ他市町村ノモノヘ賣渡シタル片ハ

徵稅令書又ハ徵稅傳令書ヲ取消シ市長ハ納稅未納ナルコトヲ即時所轄郡長ニ通報シ町村長ハ其事由ヲ郡長ニ通告スヘシ其賣渡他府縣ニ係ルモノハ此限リニアラス

第七條 各納稅人ニ於テ税金ヲ市町村ノ收入役ニ拂込ムルハ徵稅令書若クハ徵稅傳令書ヲ添付スヘシ

第八條 市町村長ハ毎日市町村收入役ニ於テ受領シタル税金ヲ受取り第四號様式ノ納付書ヲ製シ翌日限り縣稅出納所又ハ其出張所ニ拂込ムヘシ

第九條 市町村長税金ヲ拂込ミタルルハ縣稅出納所又ハ其出張所ノ領收印ヲ得即時之ヲ當該出納吏ニ差出スヘシ出納吏ハ其證書ニ記名捺印シ別符ヲ切離シテ領收書ハ市町村長ニ返付スヘシ

第十條 縣制施行ニ至ル迄ノ間ハ此細則ハ地方稅ノ徵收ニ適用ス

第一號様式乃至第四號様式(省略)

備荒儲蓄法規則

(10) 備荒儲蓄法施行規則

備荒儲蓄法は本年二月法律第五號を以て改正せられた爲其の附則に依り從來の同法施行規則は一時常置委員會で本年度に施行すべき分を定めたが本會に於ては翌年度以降に施行すべき規則を議決したものである。其の條文は左の通り。

降に施行すべき規則を議決したものである。其の條文は左の通り。

備荒儲蓄法施行規則

第一條 儲蓄金ハ縣廳之ヲ管守シ非常ノ凶荒不慮ノ災害ニ罹リタル窮民ノ救助ニ充ツヘキモノトス

第二條 儲蓄金ハ臨時支出ニ供スル豫備金ヲ除クノ外總テ公債證書ニ換儲スヘキモノトス

第三條 豫備金ハ定期又ハ當座預ケトシ第十二國立銀行ニ預ケ入ル、モノトス但臨時救助ノ費用トシテ金貳百圓宛各郡市役所ニ備置クコトヲ得

第四條 定期又ハ當座預ケ金ニ對スル抵當ハ公債證書ニ限ルヘシ
豫備金ハ前年度ノ豫備殘金及公債證書並預金ヨリ生スル利子其他臨時ノ收入ヲ以テ之ニ充ツルモノトス

第五條 豫備金ノ郡市役所備置ノ額ハ一週年度大凡金壹萬圓ヲ目的トシ之ニ超過スル額ハ便宜公債證書ニ換儲スルモノトス

第六條 公債證書ノ當籤シタルモノアルルハ更ニ公債證書ニ換儲スルモノトス但當籤金額寡少ナルルハ豫備金ニ合併シ定期又ハ當座預ケト爲スコトヲ得

第七條 豫備金ヲ以テ救恤シ難キ場合ニ於テハ便宜公債證書ノ幾部ヲ賣却スルコトアルヘシ

第八條 救助金ノ遞送及公債證書ノ賣買並救助ニ關シ要スル所ノ費用ハ總テ儲蓄金ノ内ヨリ支出スルモノトス

第九條 公債證書ヲ賣買スルニ由リ生シタル損益ハ總テ儲蓄金ノ損益ニ歸スルモノトス

第十條 救助ハ食料小屋掛料農具料種穀料ノ四種ニ分チ左ノ各項ニ照シ救助スルモノトス

第一項 食料ハ罹災ノ爲メ自ラ生存スル能ハス且他ニ救助ノ途ナキモノニ限り左ノ制限ニ依リ輕災ハ十五日以内重災ハ三十日以内之ヲ給與ス

- 一、男一人 一日金貳錢五厘
- 一、女一人 一日金貳錢

一、年齡七十歳以上十三歳未滿ノ者ハ男女ヲ問ハス一人一日金壹錢五厘

第二項 小屋掛料ハ罹災ノ爲メ居宅ヲ亡失又ハ潰覆シ自ラ小屋掛ヲ營ム能ハス且他ニ救助ノ途ナキモノニ限り左ノ制限ニ依リ之ヲ給與ス但借家又ハ同居

ノ者ハ給與スルノ限リニアラス

- 一、一家一人ノモノ輕災ハ金貳圓以内重災ハ金參圓以内
- 一、一家二人ノモノ輕災ハ金貳圓五拾錢以内重災ハ金參圓五拾錢以内
- 一、一家三人ノモノ輕災ハ金參圓以内重災ハ金四圓以内
- 一、一家四人ノモノ輕災ハ金參圓五拾錢以内重災ハ金四圓五拾錢以内
- 一、一家五人ノモノ輕災ハ金四圓以内重災ハ金五圓以内
- 一、一家六人以上ハ一人ヲ加フル毎ニ金五拾錢ヲ増ス但輕災ハ金七圓重災ハ金八圓ニ止ム

第三項

農具料ハ罹災ノ爲メ現時必要ノ農具ヲ亡失又ハ毀壞シ自ラ之ヲ購求スルノ資力無ク且他ニ救助ノ途ナキモノニ限り左ノ制限ニ依リ實價ヲ以テ之ヲ給與ス但農ヲ本業トセサルモノハ給與スルノ限ニアラス

- 一、一家農夫男女ヲ問ハス現ニ耕一人ノモノ輕災ハ金貳圓以内重災ハ金參圓以内
- 一、一家農夫二人ノモノ輕災ハ金參圓以内重災ハ金四圓以内
- 一、一家農夫三人ノモノ輕災ハ金四圓以内重災ハ金五圓以内

- 一、一家農夫四人ノモノ輕災ハ金五圓以內重災ハ金六圓以內
- 二、一家農夫五人ノモノ輕災ハ金六圓以內重災ハ金七圓以內
- 三、一家農夫六人以上ハ一人ヲ加フル毎ニ金壹圓ヲ増ス但輕災ハ金八圓重災ハ金拾圓ニ止ム

第四項

種穀料ハ罹災ノ爲メ現時必要ノ種籽ヲ亡失シ自ラ之ヲ購求スルノ資力無ク且他ニ救助ノ途ナキモノニ限り罹災ノ輕重及土地ノ情況ニ依リ耕地一反歩ニ付三升以上六升以下其實價ヲ以テ之ヲ給與ス但農ヲ本業トセサルモノハ給與スルノ限ニアラス

第十一條

罹災ノ情況ニ依リ臨時焚出米及鹽噌ヲ給スルコトアルヘシ但焚出米ハ總テ第十條第一項ノ制限ニ依リ之ヲ給與シ鹽噌ハ一人一日金壹錢以內ヲ以テ之ヲ給與ス

第十二條

焚出米ノ給與ヲ止メタル後食料ノ救助ヲ請フモノハ第十條第一項ノ制限ニ依リ之ヲ給與ス但焚出米給與ノ日數ハ其救助日數ニ算入ス

第十三條

罹災ノ情況ニ依リ假ニ小屋掛ヲ營ミ又ハ他ノ家屋ヲ借上ケ一時其急ヲ救

フコトアルヘシ但本條ノ救助ヲ受ケタルモノト雖モ借屋又ハ同居ノ者ヲ除クノ外ハ第十條第二項ノ制限ニ依リ小屋掛料ヲ給與スルコトヲ得

第十四條

罹災ノ爲メ所有地ノ四十分一以上又ハ家屋ヲ賣却スルニアラサレハ地租ヲ納ムル能ハサルモノニ限り其不納額ヲ補助又ハ貸與スルコトアルヘシ但地租金五圓以上ヲ納ムルモノハ補助スル限ニアラス

第十五條

- 一、貸與金ハ左ノ方法ニ依リ返納セシムルモノトス
- 二、前項ノ年期中再ヒ災害ニ罹リ地租ノ貸與ヲ受クルモノハ前年期限ノ翌年ヨリ更ニ新規返納ノ年限ヲ起算ス

- 一、地租貸與ニ對スル土地荒地トナリタルハ八年賦金ノ殘額ヲ棄損ス
- 二、地租貸與ニ對スル土地ノ全部若クハ幾部ヲ賣却又ハ讓與スルハ其殘額

ヲ一時ニ返納セシム但家督ニ依リ相續シタル者ハ其義務ヲ繼續セシム

第十六條

此規則ニ依リ救助スヘキモノハ罹災ノ翌日ヨリ十五日以內ニ所轄郡市役所ニ願書ヲ差出シタルモノニ限ル

(11) 明治二十二年地方稅支出收入精算報告

右報告は調査委員六名に附托し討議の結果、支出收入共に多少の非難の廉もあり、十三番五十嵐政雄の如きは、大藏内務の兩大臣へ上申せんと提議せしも、結局該報告を是認することゝなつた。

(12) 建議(三件)

(一) 從來指定の道路橋梁補助歩合中不權衡のもの改正方、(二) 本年度改修指定道路施行上、町村組合會不開設の郡は其の郡長に一任方、(三) 勸業諮問會設置以來成績見るべきものなきを以て其の會員改選方の三件に關し、孰れも知事に建議することに決した。

特殊事項

射水郡熊無村の地變

熊無村の地變

本縣土木事務囑託内務技師試補高田雪太郎が實地踏査の上知事に上申せし熊無村地變の概要を抄録すれば左の通りである。

射水郡熊無村大字論田村及熊無村は上庄川と云へる小川の一枝流谷川の水源に位し、山腹に據り谷川を以て兩村の堺とし、西北の村界は能越の國界に横はる一帯の山脈即ち

兩州水堺の一部たり。地勢は概して谷川に従ひ東南に向つて趨る。全村山腹に在るが故に土地平坦なる處少く人家多くは半腹を削り、地を均して建築し、田圃亦斜面に三階を設けて耕作し、溜池は總て稻田の頭部に設置し、灌溉に便ならしむ。人戸は兩村に凡そ二百六十戸あり。素より農業を主職とするも地形農作に適せず、地味亦瘠瘦なれば年々の收穫は以て村民を養ふに足らず、或は糞を作りて食料に換へ、又葛根を採り粉末にして粗粉麥粉等を混食し、糲に糊口を凌ぐもの多し。

地質は水成層にして砂石及粘土層を以て成立ち、該粘土層は一に黏土と稱し、縦横に筋目多く脆弱にして崩壊し易く、筋目は赭色を呈し、水克く滲透し、其外皮の雨露に侵さるゝ處は通常の褐色粘土にして、能く水を含み柔軟なり。砂石は下層をなし、青色にして、稍堅きが如しと雖とも大氣に曝露し、寒熱に遇ひ又は雨露霜雪の爲め漸次分解し、且流水に依り、次第に磨耗する傾向あり。此邊古來幾回か崩壊したるものと見え、地層整然連続せず。谷川は幅員二三間、勾配急峻にして、流勢従つて急激、往々灘を爲し、又瀑をなす所ありて、之に由て兩峰及川底の磨剝掘鑿の度も亦甚迅速にして、流水は常に泥土を含み海に注ぐ云々(中略)

今回の變動は四月二十五日(明治二十三年)午後五時頃に始まり漸々烈しく、二十六日

に於て崩壊最甚しく、二十七日に至りて止み、被害のものは山林耕宅地總計凡そ四十町(一)歩、人家三十六戸なり。滑動大跡の方向は、兩村間に流るゝ谷川に向ひ、小部は溪間又は溜池に向つて傾き、一時は溪間を填充し、流路閉塞し、洪水田面に汎濫し、後漸く水勢に依り掘穿し、復た水路を開くに至りたりと云ふ。崩壊は最多く溪邊より崩れ漸く嶺頭に波及し、遂に全部の破壊となり、其形状は種々様々にして陥落するあり、開裂あり、傾覆あり、倒仆あり。又一田面にして二三に割斷され、忽然懸崖を現出し、或は起伏して波状を呈し、或は四方陥落するか又は上部の壓力に依て激昂し、突兀として孤立するあり。開裂の大なるものは深さ幾丈なるや深黒にして窺ふべからざるものあり。一帯の道路にして横さまに切斷され直に七八間の高低を生ずるあり。溜池は大概堤防潰れし、又は池底破裂して水を保たず。人家は一時に顛覆したるもあり、又傾斜に止まるもあり、人畜は死傷なし。該地崩壊後未だ久しからざれば安定の位地を得る迄は尙多少の異變あるべし。去りとて之を此儘等閑に附し去らば又復他年大害を惹起する恐れあるは今に於て之が防禦を爲さざるべからず。然るに是れ容易の事にあらざるが先づ從來の方法に倣ひ谷川に堰堤を設け、流勢を減殺して土砂を扞止し、兩峰及川底を保護し、又溜池及水田を廢して天然の地形に任せ置くの外良策なかるべし。然れども此に乘

茶又は他の畑作をなすは妨げなかるべく人家は盡く崩壊地の範圍外に移轉せしめざるべからず。因て茲に堰堤三十六個を造るものとし、工費概算を立つれば總計貳千六百貳拾餘圓となり、尙二三年後には年々百圓乃至貳百圓の修繕費を要すべし。若し之を怠らば復反て他日一時に大害を來すことあるべし云々。

三、五、明治二十四年二月臨時縣會

本會は明治二十四年二月二十三日開會、同月二十五日閉會した。主として縣監獄費豫算追加の爲に開かれたもので、當年は在監獄者の増加と米價騰貴との爲に食費に不足を生じた結果である。議長は谷順平、議員席次は前會に同じく、知事は森山茂であつた。

議 件

議事件名は明治二十三年度地方税支出豫算追加 寄附物件供用(否決)であつた。

議 決 摘 要

(1) 明治二十三年度地方税支出豫算追加

支出豫算追加

議事件名

開 閉

縣	會	議	諸	費
縣	監	獄	費	

一金百九拾五圓拾錢參厘

一金貳千貳百八拾四圓四拾五錢六厘

建物寄附

合計金貳千四百七拾九圓五拾五錢九厘

但本項ノ金額ハ別ニ徵收セス本年度收入ノ剩餘ヲ以テ充用スルモノトス

(2) 寄附物件供用(否決)

富山警察署大久保分署用として建物一棟(建坪四十坪五分)を、上新川郡大久保村大字上大久保太田又五郎外八名から寄附出願のものを許可せんと議案であつたが、別に大字下大久保からも同様の寄附出願もあり、分署の位置争ひの内情が伏在してゐた爲、否決となつた。

二六、明治二十四年十一月臨時縣會

本會は明治二十四年十一月二十日開會、同月二十六日閉會した。議長は谷順平、議員席次は前會に同じく、知事は森山茂であつた。今回は主として非常水害の善後策を議する爲で、其の工費は百萬圓即ち當時に於ける通常豫算の三四倍の額に達するものであつた。今其の概要を述べれば、七月十九日諸川洪水暴漲し、水量高點神通川一丈三尺五寸(四〇

開閉

九米)、常願寺川一丈六尺(四八五米)、庄川一丈五寸(三一八米)に上り、各川沿岸の被害甚しく、常願寺川は殊に慘狀を極めた。即ち全縣下に於て家屋の流失三十戸、同浸水七千五百九十六戸、溺死者十六人、田地の流亡千四百七十六町餘(約一、四六四ヘクタール)、同浸水三千三百七十一町餘(約三、三四四ヘクタール)の多きに及んだ。事天聽に達し、長くも特に毛利侍従を遣はされて御救恤金貳千圓を下し賜うた。森山知事は被害地視察先より直ちに上京七十餘日間滯京して政府に陳情し、内務省より工師デレーキ及び石黒技師の派遣を得て、常願寺川復舊大工事の計畫を立てた。然るに知事在京中、八月十七日、九月三十日の兩度又々出水被害底止する所ない勢となつた。政府も亦大に同情する所があつたが、折あしく同時に福岡縣にも大洪水あり、加ふるに十月二十八日には愛知、岐阜兩縣の大震災が突發して、政府の財政も非常に困難に陥つた。然し知事の奔走努力は効を奏して、取敢へず國庫補助金拾貳萬五千圓を得て歸縣し、尙其の餘の同補助は縣會の決議を経て申出づれば帝國議會に附議して之を下附せんとの諒解を得て、この開會を見たのである。

議 件

議事件名は明治二十四年度地方税支出豫算追加 同上地方税收入豫算追加 同上地方税郡部支出豫算追加 同上地方税郡部收入豫算追加であつた。

討 議

森山知事の
大演説

(1) 知事の説明演説

サテ今日ヨリ開會デ諸君ノ審議ヲ以テ可決ヲ希望シマスガ、上京以來ノ事ヲ少シお嘶申サン、御参考ノ爲メマデニ申スナリ。實ハ聲ガ出ヌノデ水害以來病氣デモアリ……抑モ今般ノ水災ハ別段喋々ヲ要スルマデモナク、實ハ非常中ノ非常ニテアリシ事ハ諸君モ十分お認めノ事ト思フガ、拙者モ以前赴任ノ當時ノ感覺マデモ序ニ少々述ベント思フ。前へ返ヘル様ナレドモ……サテ兼テ本縣ノ物産ノ品々ハ聞キモシ見モシテ居タガ、赴任前ハ實ハ漠然タルモノニテアリシニ、其赴任則チ昨年八月郷ヲ辭シテ出ル頃デシタ。恰モ早稲時デ、埼玉群馬長野諸縣ヲ經テ此地へ入り來リシニ、埼玉群馬ハ餘程水ニ困難シ居タト見へ、現ニ地面ガ龜裂シアリ、稻ノ色モ枯レテ見ヘタガ、然ルニ本縣ニ入レハ、何ガ水ハ大小ノ河川ニ溢レテ稻ノ色ハ勿論ヨシ、兼テ聞キツル米國トノ事モ思合セ、百五十萬石ノ米國實ニヨキ國ト思ツタ。然ルニ更ニ別ニ一步ヲ退イテ見レバ、

此ノ大小河川ニ水ノ溢レテアルノガ本縣ヲ毎ニ苦シムル所以ノモノデ、即チ彼レ黒部川ノ如キ、庄川ノ如キ、猛烈ナル河流ノアルアリテ、其堤防ノ如キ數十丁ノ長キニ亘リ、試ニ登リテ見レバ、實ニ立派ニ上手ニ出來テ居ルハ、至ク地方税ノ力デ、地方税ノ多分ハ實ニ治水ノ爲ニ取り去ラル、事デアリマス。之レ故ニ置縣以來、縣治上諸般ノ進歩ヲ觀察スレバ、比例上他ノ事業ハ緩ク進歩ガ遅イノデアアル。即チ是レ有限ノ財産デアルカラ、自然ノ結果茲ニ至ルハ致シ方ガナイノデアアル。此ノ點ハ他府縣ニ比スレバ遺憾ト云ハザルベカラズ。大體ノ上ヨリ云フモ、此ノ地方ニ七十萬ノ人數ガ安々居ルノハ何ニヨリテアルカト云ヘバ、至ク米ノ爲ナリ。古昔越ノ國ノ川ノ衝ト云ヒシモ、是ハ大小河川ヲ掌テ見ルガ如キヲ云ヒシナルベシ。大同年間ニ僅カ四郡シカ無カツタト云フガ如キ、五十閭ヲ以テ一村トナスノ類ニテアリシナラン。斯ク當時ハ人類稀少ナリシヤ疑ナカリシモ、爾來世換リテ封建トナリ、次第ニ人口ヲ増殖セシコトハ不肖ナガラ確信セル處ナリ。サレバ、今ニ至リ島村何島ト云フ字ノアルハ、此ノ川ノ手ノ筋脈ノ如キ間ニ島ノ如クナリテアリシ箇所ナランニ、時移リ世換リテ、遂イノ人口ヲ増殖シ、其増殖ト俱ニ田園ノ耕拓モ開ケ、遂ニ今トカリテハ水ノ遁ゲ路マデモ米ヲ作ル事トナツタノデアアル。之ヲ要スルニ、當時ニ於テモ水ハ一ノ資本ナリシナリ。山々ハ常ニ綠ニシ

テ、十分ノ供給ニ足リシニ相違ナイノデアル。水ヲ正當ノ方法ニ利用スレバ實ニ結構ナモノデ、當時ハ土砂ヲ流ス事ハ今日ノ如キ甚ダシキモノニテアラザリシハ、當時川其物ハ別ニ惡キコトノナカリシニヨルハ深ク信ズルコトデアル。今日常願寺川ノ如キハ如何デアラウ。實ニ堤防ガ惡イ計リデナイ。河ガ第一惡クナツタノデ、即チ水源ニ障碍アリテ遂ニ惡クナツタノデ、彼ノ土砂ヲ非常ニ流ス様ニナツタモ全ク彼ノ安政度大地震ヨリ以後ノ事ナルハ普ク人ノ知ル處ナリ。サレバ今日ニ於テ水災ヲ防止センニハ、ドウシテモ水ヲ治メテ正當ノ川タラシメナケレバ、到底此ノ米國ヲ維持スルコトハ出來ナイト信ズ。之レ拙者ガ精神ナリ、死ニ及ブマデモ此精神ヲ貫徹センコトハ忘レ置カヌ處ニシテ、議會ノ諸君モ御同感デアラウト思フナリ。併シナガラ之ヲ一時ニ完全ナラシメントスルハ奈セン民力ノ耐ヘザル處、サリトテ之ヲ打捨テ置キテハ、本年モ又再ビ水災ヲ來スカモ知レヌト云フ危險モアリシニ付キ、且ツハ此治水ノ方法ニ就テハ予ガ別ニ念慮スル處モアリシニ付キ、之ヲ治水學者技師ナドニ聞ケバ、イヅレモ唯ダ難川トノミ云ヘテ困ル々々トノ事兎ニ角水源ヲ調べネハ分ラヌトノ事ニヨリ、富山縣ガ從來此邊ノ事ニ付テノ調ガアルカ、縣會ニ於テモ調べタモノガアルカト聞ケバ、何ニモ無イト云フカラ、實ハ大失望シタノデアル。幸ヒ其頃立山神社ニ祭禮ガアルカラ

デレキ來

來イト云フニ付好機ナレバ技師常置委員ヲ煩ハシテ必ス登山シ其水源ヲ調べント思ヒシニ、何ゾ料ラン、大洪水ノ來リテ其大災ハ瞬時ニ大損害ヲ與ヘタ。堤防ハ切レタ、家ハ滲サレタト云フ大慘狀。サテ復舊工事ヲシテ、果シテ此流水ヲ滑カナラシムルコトヲ得ルカト調べルニ、素人デモイカヌ、大黒人ナラバ尙イカヌト云フノデ、ソコデ致方ガナク大技師ヲ派シテ調べテハ下サラヌカト内務大臣ニ求メタレバ、則チ大學者ノ方案ヲ聞キタイト頼ミタレバ、大臣之ヲ許シテ、遂ニデレキ氏ガ來縣スル事トナリ、直チニ川ヲ見タガ中々思フタヨリハヒドイトテ、水源モ見タガ容易ニイカヌト云フノデ、併シドウカ妙案ハ無カラウカト云ヘバ、何分何等ノ計畫ヲナスニモ第一民力ヲ測ラナケレバナラヌノデ、土砂打止工事ノ如キハ最モ妙ナレドモ、中々民力ノ及ブ處ニアラズ。且ツ川ノ歴史ヲ調べルニ、近來ニ至リテハ餘程土砂ノ流レ方靜カナリト云フカラ、ソレコレヲ思慮シテ、茲ニ一ト通り復舊工事ヲ爲スハ他ヘ大害ヲ及ボシ、畢竟害ヲ大ナラシムルモノナリトハ、技師ノ所說ニテ確認シタリ。依テ遂ニ決心シタノデアル。即チ改正變更工事ノ大必要ヲ認メタノデアル。元ト素常願寺川ナドヲバ政府ヘ向ケ改修ノ事ヲ申立テ居ルハ獨リ富山縣ニ限ラズ、各縣ニモアルガ、サテ果シノ附カヌ事モ同ジク、矢張本縣ノミデ無イノデ、是ハ改修ノ事ダガ、今回ハ改修ニハアラズ、全ク改正トデモ云フ

ベキカ、一寸贅澤ナ様ニ聞ヘルカモ知レヌナレドモ、決シテ左様ナ譯デハ無ク、何シロ緩急ノ餘地ナク是非爲サルベカラザルモノニ付キ、不取敢出張先キヨリ上京シタ。其中福岡縣ガ同ジク水災デ、當時政府ノ豫備金ハ五拾萬圓シカ無イト承ツタカラ、直グト全ク持チ歸ルノ決心デアリシモ、サテ能ク聞ケバ早ヤ參拾萬圓シカ無イノデソコデ退イテ如何セント思慮セシガ、詰リ此變更工事ハ止ム能ハサル處、而シテ民力ノ遂ニ耐エザル處ナレバ、歸スル處民力ノ耐ルト否トニ在リト決心シ、依テ本案ニ掲ゲシ金額ヲ請求セシ始末ナリシ。此件ニ就テイロ、難儀ナ事ガ出來合ハシテ疾病ニモ掛リ入院モ致シタガ、併シ請求ニ就テノ奔走ハ止メナシ。三田參事官モ居リシ故ニ絶ヘズ逼リテ、漸ク其筋ノ注意ヲ惹キシモ、サテ石黒技師ガ來縣シテ調べテ居タ間ハ實ハ待チ兼ネタ始末デ、サテ又福岡ノ水災ト云フト殆ンド百貳拾萬圓位デ、此ノ縣ノ有様ハ丁度櫛ノ齒ノ切レタ様デ、之レ又氣毒至極ナモノデ、其ノ堤防ノ傷ミ數ハ一萬六千七百何程ト云フ大數ニテ、滲水ノ町歩モ五萬以上ニ上リ、本縣ニ比スレバ十倍ナリ。此ノ水災ト本縣ノ水災ト同時ニ其筋ヘ請求スル譯デスカラ、實ハ苦心致シタガ、一步ヲ進メテ此ノ案ノ金額デ押シ附ケタ次第ナレバ、斯クノ始末御聞取リノ上ハ速カニ御賛成ノ議決アラシトヲ望ミマス。サテ又斯カル間ニ彼ノ愛知岐阜ノ震災アリタレバ、何ニガ滿

目一時ニ此點ニ集リ、本縣ヤ福岡縣ハ丁度隠レタ様デ、愛知岐阜ノ災害ハ勅令ガ出タカラ拙者共モ災害ハ同一ナリトノ主旨ヲ述ベシモ、彼レトハ自カラ差別アリトノ事、特ニ彼ハ大急々防工事デアルト云フノデ、彼ノ勅令ノ分ノ外ハ別ニ議會ノ上ヨリ政府ヘ請求スル由ニテ、岐阜ノ如キハ堤防二百里ノ内八十里モ傷ミ、百五拾萬圓位デハ足ラヌト云フ次第ニテ、水災ノ本縣福岡縣ハ實ニ彼ノ震災ノ爲ニ大ナル不利ヲ蒙リマシタ……。又此迄ノ例ハ縣會ノ議決ヲ先ニセシ様ナレドモ、今回ハ大體ノ案ヲ立テタ以上ニアラザレバト心得、政府ヲ先キニ議會ヲ後チニシタノデ、彼ノ豫備金ヨリハ兩縣ヘ差向キ拾貳萬五千圓ヅツ下ダサレタ譯デ、土木局長ヨリノ通牒ニハ差向キ此レダケヤルトアルガ、其殘リハ帝國議會ヘ附シテ出サスルトノ事ナリ……。何分此等補助ノ事ニ就テモ、銘々自分デ考フレバ勝手ナ見込モアレド、之ヲ其金ノ入ル事ト天下一般ノ比例ヲ見ルコトモ必要デ、富山縣ニ居レバ人民計リヲ見レドモ、政府ハソウハ云ハズ、併シ之レガ政府ガ冷淡ナノデアルカト云ハバソウデハナイノデ、政府ハ實ハ河川治水ニ注意ハ十分アルガ、何分未ダ全國ノ川々ノ調査ガ出來ヌ故ニ、ドウシテモ國庫ノ支辨ハ開キ入ル、場合デナク、先ヅドウシテヤルカ、改修カ、變更カ、將々改修乃至變更シテ何程ノ利益アルカ。又何々川ハ除害主義ヲ以テスルカト云フ事ハ調査ノ上ナラデハソウ

シテ調査が未ダ出来ヌカラ、國庫支辨ノ改修ハ出来ヌ場合ナリトアルニ付キ、實ハ常願寺川ハ改修工事デナイト論ジテ……議論ハ出来ルガ實地ガ六ケシイノデ、其ノ設計如何ニアルカラ……是レハ土木局長モデレキ氏モ見タ通り、設計ノ模様ハ此案デ宜シイトノ事デ、尤モ此ノ設計ハ決シテ儉約ハシナイガ、此レナラバ川水ハ滑カニ川ノ中ヲ通ルト云フ處マデテ設計セシナリ。全ク技師ノ見込ニヨリシモノナリ。併シ尙ホ案ズルコトナキニアラザルニヨリ、更ニ大臣ニ指圖ヲ請ヒタルニ、再ビデレキ氏が、五六ケ月滯留ノ見込デ來縣スル都合ナリ。何分此ノ如キ設計ハ技師ニ任カスヨリ外ハナイノデ、疾ニ猶ホ醫師ニ依頼スルノ外ナキガ如キ譯デ……。就テハイヨク議決トナレバ油斷ハ出来ヌカラ、不取敢常願寺川デモ何處デモ着手セント思フハ雪期ノ迫マルノ恐レモアレバ、而シテ着手ノ間ニ、政府ノ沙汰ヲ待タント存ズルナリ。昨日モ土木局長ヨリ緊急議案ニスルカラ、早ク議決ヲ以テ上申セヨト催促セシ次第、此段ハ承知下ダサレ……。尙ホ々々前述ノ如ク、富山縣ノ水ノ如キハ大憂慮ニ耐ヘザルモノ、諸君ニ於テモ御熱心アランコトヲ望ム。私モ自カラ鼓舞シテ此ノ事ヲ成就セシメント欲スルノデ、實ニ財産ヲ保護スル譯ナレバ、大抵縣廳ノ力ヲ半分ヲ用キタノデアアル……。天下ノ輿論モアレバ、遂イ河身改修工事ノ事モ運ブデアラウ。何分今日ニ於テ、常願

寺川一川ヲ拔キテヤル譯ニ、ハイカヌカラ、茲ニ復舊工事ノ變更ト致シタ譯デ……。序ニ申シ置カンニ、國庫支辨ト云ヘバ、全部國庫ニ屬スルカト云ヘバ、必ズ然ラザル次第デ、河身改修ハ河身ニ屬スルノミデ、其双方ノ堤防ハ地方稅デ持ツ事ナレバ……。前年國道改築ノ時、庄川ヲ改修シテ費ヒタイト求メシニ、五拾萬圓ノ中、貳拾五萬圓ハ地方稅ヨリ出スト云フ事トナリシ如ク、ドウシテモ半額位ハ持タネバナラヌ譯デ、ウツカリ常願寺川ノ如キモ改修シテ費フト大變ダ……。茲ニ直轄ノ河川費ノ表ガアルガ、彼ノ信濃川ノ如キモ政府ニテ百六拾五萬六千圓、地方ニテ百四拾九萬圓持合ナリ。富士川モ四拾貳萬七千圓ノ内デ、地方ガ貳拾四萬四千圓ヲ持テ、天龍川モ參拾八萬九千圓ノ内デ、拾五萬七千圓地方持テトナツテアル。斯クノ始末デ、却リテ變更ノ爲地方ノ利益ヲ得ル譯デモアラウシ、好ク云ヘバ、一年ノ地租額ニ當ルベキ金員ガ本縣ニ止マルモノト云フベキカ。之ヲ要スルニ、今回ノ設計タル、第一水ヲ河ニ入レネバ土砂ヲ流シ去ル能ハズ、土砂流レ去ラザレバ水災ヲ防止スル能ハズニ付キ、此ノ主義ニ基クモノナリ。何卒前陳ノ次第其意ヲ洞察アリテ、俱ニ力ヲ併セラレンコトヲ希望シマス。

(2) 議場の光景

森山知事の説明は置縣以來の大演説であつた。之に對して十番堀二作は、唯今の演説

は感服の處もあるが、又然らざる處もある。大體此の七拾八萬圓の國庫補助を大臣が請合つたとありし様なるが、國會の協賛を経ずして大臣が請合つたとは解し難い。これは確實なる財源とは言へない。又常願寺川の如きは一時限りの補助を受けて、一時の負債をすることは宜しくないから、利害を同じうする各縣代議士と聯絡して、國庫支辨を得る運動に邁進すべきであると、知事の演説を非難した。八番岡與左衛門は、知事の演説に感激して、今回の提案は實に知事が幾多辛苦を積まれた結果であると信ずる。然るに一方より反對らしき陳述あるは了解に苦む次第である。本員は原案を推戴するものであると、辭を極めて讚嘆した。十番亦之を駁して、八番は知事のお顔を拜むお味方主義で提灯持議員、奴隸議員であると罵つた。知事は奮然起つて、本官が此の議案を當議場に提出せし經過は各員十分承知のこと、と信ずる。只獨り十番議員の意外なる發言があり、その言流布して世間に彼此の取沙汰がある様である。果して然らば上朝廷に對し、下人民の爲黙止することが出来ぬ。一應筆記の朗讀を望むと議長に請求し、形勢頓に險惡に陥つた。九番大矢四郎兵衛は、知事の演説に關して質問を發し、知事が政府に對し補助請求に盡力されしは多とするも、之が爲に縣會の開議を遅延し、復舊費に損失を招いたと難じ、二番坂井敬義は、十番の演説筆記朗讀は其の必要なからんと沮止したが、知事は之を聽かず、若し世

知事の憤怒

間に傳はるが如き内容のものならば、一身上及び職權上關係淺からずと迫り、議長は取調べて答ふべしと告げた。二番は議長の宣告を可として之に應援し、十七番仲平亦二番説に同感なりとて之を助け、且知事の演説に關する質問をなして形勢の緩和を計つたが、知事は是等に答へんともせず、筆記朗讀を責むること前後四回に及んだが、議長は取調の上答ふべしと前言を繰返した。知事は即ち九番の質問に對して詳細なる事情を説明し、九番は重ねて知事が縣會の同意を得ずして政府に對する補助請求を先にしたるを難じ、十番また知事は本員の演説に付いて筆記朗讀を求められしは何か間違ありし爲ならん、又三大川を國庫支辨に移すは縣下多年の輿論なり。此の點に付いて知事が盡力ありしや否やを承りたし。又知事の周旋は有難きも地方議會より依頼するは、知事より依頼するよりも政府の感情異なり、却つて其の容るゝ所となるやも知れずと述べた。番外書記官荒川義太郎は九番に答へて、縣會の開議を先にせざりしは、何分百何萬圓といふ大豫算なれば、無手で縣會に問ふは困難なるのみならず、執行の成算なくては發案し難し、故に取敢へず政府より拾貳萬五千圓の補助を受け、餘は國會開會の上にてといふことになりて、今度附議せし次第であると説き、次に議長は知事の筆記朗讀の要求に對し、當席に於て取調べしに、人身毀譽に涉る發言なしと宣明し、知事は議長の宣言を承知せりと述べて波瀾漸

贊否半數

く一段落を告げた。

(3) 贊否半數

今回の大豫算に對しては贊否兩論に分れ採決に際し、九番大矢四郎兵衛の説たる拾八萬圓を以て先づ三大川の急防を行ひ、更に國庫支辨の建議を爲す主意を以て、本案を否認せしもの九名(一番九番十番十三番十六番十七番十八番十九番二十番)次いで、原案を是認せしもの九名(一番三番四番五番六番七番八番十二番十四番)孰れも正半數であつたが、議長は原案を可として之に確定する旨を宣告した。この贊否は政黨政派を超越して、一に地方的團結によりて決せられ、吳山以西の議員は否認論、吳山以東の議員は是認論であつた。平素常に一致の行動を爲し來つた常置委員すら、各選出地方によりて去就を別々にせしは注目すべき現象であつた。

議決摘要

支出豫算追加

(1) 明治二十四年度地方稅支出豫算追加
 一金九拾參萬六千九百九拾九圓五拾錢壹厘

土 木 費

内

金貳拾參萬四千八百九拾九圓四拾八錢六厘

地方稅

金七拾萬貳千百圓壹錢五厘

國庫補助金

一金拾壹萬貳千八百四拾六圓六拾八錢壹厘

市町村土木補助費

内

金貳萬八千貳百八拾九圓九拾錢六厘

地方稅

金八萬四千五百五拾六圓七拾七錢五厘

國庫補助金

合計金百四萬九千八百四拾六圓八錢貳厘

收入豫算追加

(2) 明治二十四年度地方稅收入豫算追加

一金拾四萬五千參百八拾六圓八拾錢貳厘

地租割

但地租豫算額金八拾萬七千七百四圓四拾五錢六厘、地租金壹圓ニ付金拾八錢

一金四萬九千九百七拾參圓八拾八錢

戶數割

但戶數十四萬六千九百八十二戶、一戶ニ付金參拾四錢

一金七拾八萬六千六百五拾六圓七拾九錢

國庫補助金

一金六萬七千八百貳拾八圓七拾壹錢

備荒儲蓄借入金

合計金百四萬九千八百四拾六圓八錢貳厘

郡部支出豫算追加

一、備荒儲蓄借入金ノ償還方法ハ年五朱ノ利付ヲ以テ明治二十五年度ニ金七千八百貳拾八圓七拾壹錢同二十六年以後同三十一年度ニ至ル毎年金壹萬圓ヲ償還スルモノトス

(3) 明治二十四年度地方税郡部支出豫算追加

郡吏員給料旅費及廳中諸費

一金千參百拾九圓五拾參錢五厘
 一、本豫算は本年八月勅令第百六十六號内國旅費規則改正と非常水害の爲郡書記及び雇員旅費の支出多かりし爲である。

郡部收入豫算追加

(4) 明治二十四年度地方税郡部收入豫算追加

一金千貳百六拾九圓七錢	戸	數	割
但戸數十二萬六千九百七戸、一戸ニ付金壹錢			
一金五拾圓四拾六錢五厘	雜	收	入
合計金千參百拾九圓五拾參錢五厘			

特殊事項

常願寺川の慘狀

(1) 常願寺川沿岸の慘狀

明治二十四年七月十九日常願寺川出水、上新川郡島村全村二十一日間浸水、流失段別六百町步(約五九五ヘクタール)にして被害民の多數は北海道及び中新川郡下段村へ移住した。

政府の水害費補助

(2) 政府の災害費補助

本年十二月勅令第二百四十七號を以て本縣外三縣に對し、政府が支出した金額は左の通りである。

愛知岐阜富山福岡四縣ノ土木補助費ニ充ツル爲左ノ金額ヲ支出ス

一金百拾六萬四千六百八拾貳圓九拾六錢六厘	愛知縣	震災費補助
一金貳百八萬千五百五拾四圓六拾七錢	岐阜縣	震災費補助
一金六拾七萬六千參百五拾四圓九拾九錢	富山縣	水害費補助
一金參拾五萬參千九百貳拾八圓拾壹錢四厘	福岡縣	水害費補助

瑣事一束

(3) 瑣事一束

當時の議事録に左の掲載がある。

一、今回ノ臨時縣會ハ百萬圓以上ノ議案高ナリシヲ以テ、毎日ノ傍聽滿員ナラザルハナク、置縣以來未曾有ノ景況ヲ呈シタリ。

- 二、議事中傍聽席ヨリ絶叫大呼スルモノアリ、喧器不可制依テ警官ヲ配列シテ議場整理ヲナシタリ。
- 三、議事中議事席へ闖入シタル梅原貞義ハ、直チニ警察署へ拘引セラレ、二夜留置ノ上嚴戒放免セラレタリ。
- 四、土木工事ニ關シテ建議書數通ヲ出シタルモノアリキ。
- 五、議事日程ハ六日間大體議ニ屬シ、一日ヲ以テ二次三次會ヲ議了シタリ。
- 六、出席ノ最多數ハ十九名ニシテ、缺席二名、缺員一名ニテアリシ。

二七、明治二十四年十一月通常縣會

開閉

本會は明治二十四年十一月三十日開會、同十二月二十九日閉會した。議長は谷順平、議員席次は前會に同じく、知事は森山茂で、決議せし翌年度通常豫算總額は金貳拾九萬四千五百九拾六圓餘であつた。

議 件

議事件名

議事件名は明治二十五年地方稅支出豫算 同上地方稅收入豫算 同上營業稅雜種

二十五年
支出豫算

稅課目課額 同上地方稅支出並收入豫算追加(否決) 明治二十四年度地方稅支出豫算追加 同上地方稅收入豫算追加 同上地方稅支出並收入豫算追加 同上地方稅支出豫算追加 寄附物件供用 共有學資金使用 縣稅徵收法施行細則中改正 縣會議員選舉投票時期變更 地方稅補助里道線及び補助歩合變更の諮問 明治二十三年度地方稅支出收入精算報告 建議十一件 議及二件であつた。

議 決 摘 要

(1) 明治二十五年地方稅支出豫算
一金五萬四千六百八拾參圓七拾壹錢壹厘

警 察 費

内

金四萬五千五百六拾九圓七拾五錢九厘

地 方 稅

金九千百拾參圓九拾五錢貳厘

國 庫 下 渡 金

一金參百五拾圓貳拾九錢六厘

警 察 廳 舍 建 築 修 繕 費

内

金貳百九拾壹圓九拾壹錢參厘

地 方 稅

第三篇 縣會史 上

金五拾八圓參拾八錢參厘	國庫下渡金
一金五萬九千四百五拾壹圓七錢九厘	土木費
一金四萬貳拾九圓參拾七錢	市町村土木補助費
一金四千貳百六拾六圓七拾六錢七厘	縣會議諸費
一金貳千拾五圓六拾八錢六厘	衛生及病院費
內	
金千八百六拾四圓八拾四錢參厘	地方稅
金百五拾圓八拾四錢參厘	寄附金
一金貳萬參千七百九拾八圓八拾貳錢八厘	教育費
一金貳百圓	郡廳舍建築修繕費
一金貳萬九千四百九拾圓參拾五錢壹厘	郡吏員給料旅費及廳中諸費
一金貳百七拾貳圓六拾五錢九厘	救育費
一金貳圓	難破船諸費
一金貳千拾六圓六拾貳錢參厘	諸達書及揭示諸費
一金五千九百參拾四圓九拾四錢壹厘	勸業費

一金六千百拾四圓七拾參錢九厘	地方稅取扱費
一金貳百貳圓	縣廳舍建築修繕費
一金參萬參千七百參拾四圓五拾九錢七厘	縣監獄費
內	
金參萬參千四百圓五拾九錢七厘	地方稅
金四拾貳圓	國庫下附金
金貳百九拾貳圓	府縣收入金
一金六百七圓拾五錢七厘	縣監獄建築修繕費
一金參千七拾八圓貳拾八錢八厘	地方郵便費
一金七拾八圓	衆議院議員選舉費
一金貳萬貳千六百四拾參圓九拾四錢九厘	備荒儲蓄借入償還金
一金五千六百貳拾五圓六拾貳錢九厘	豫備費
合計金貳拾九萬四千五百九拾六圓六拾七錢	
(2) 明治二十五年地方稅收入豫算	
一金拾貳萬四千九百九拾參圓貳拾四錢	地租制

内

金拾貳萬四千百貳拾圓拾四錢五厘

郡 收 入

但地租豫算額金八拾萬七百七拾五圓拾參錢壹厘地租金壹圓ニ付金拾五錢五

厘

金八百七拾參圓九錢五厘

市 收 入

但地租豫算額金六千九百貳拾九圓參拾貳錢五厘地租金壹圓ニ付金拾貳錢六

厘

一金四萬九千參拾參圓五拾五錢六厘

營 業 稅

一金參萬八千七百貳拾參圓九拾四錢

雜 種 稅

一金四萬四千參百五拾九圓九拾貳錢

戶 數 割

内

金參萬九千參百四拾壹圓拾七錢

郡 收 入

但戶數十二萬六千九百七十七戶ニ付金參拾壹錢

金五千拾八圓七拾五錢

市 收 入

但戶數二萬七十五戶ニ付金貳拾五錢

收支豫算追加

一金貳萬五千七百八拾五圓貳拾六錢五厘

雜 收 入

一金貳千四拾參圓五拾七錢壹厘

前々年度ヨリ繰越金

一金九千七百七拾貳圓參拾參錢五厘

國 庫 下 渡 金

一金四拾貳圓

國 庫 下 附 金

一金貳百九拾貳圓

府 縣 收 入 金

一金百五拾圓八拾四錢參厘

寄 附 金

合計金貳拾九萬四千五百九拾六圓六拾七錢

(3) 明治二十五年地方稅支出並收入豫算追加(否決)

支出は備荒儲蓄借入償還金收入は地租割及び戶數割に係るものであつたが、共に通常豫算に編入することとして否決した。

支出豫算追加

一金四百七圓四拾貳錢參厘

土 木 費

内

金參百參拾貳圓貳拾參錢參厘

地 方 稅

金七拾五圓拾九錢

寄 附 金

收入豫算追加

合計金四百七圓四拾貳錢參厘

(5) 明治二十四年度地方稅收入豫算追加

一金七百九拾貳圓參拾參錢

一金七拾九圓六拾四錢五厘

合計金八百七拾壹圓九拾七錢五厘

收支豫算追加

(6) 明治二十四年度地方稅支出並收入豫算追加

支 出

勸業費

一金五百圓

寄附金

一金五百圓

縣廳舍建築修繕費

支出豫算追加

(7) 明治二十四年度地方稅支出豫算追加

一金百九拾四圓拾貳錢五厘

資金使用

(8) 共有學資金使用

一金四百參拾圓八拾六錢壹厘

一金七圓五拾四錢

明治二十四年九月三十日現在
共有學資金
明治二十四年十月ヨリ同二
十五年二月マデ利子豫算

議員選舉時期變更

合計金四百參拾八圓四拾錢壹厘

内

金參百八拾九圓八拾四錢八厘

金四拾八圓五拾五錢參厘

(9) 縣會議員選舉投票時期變更

尋常師範學校敷地買上代
同周圍板塀並通用門營繕費

里道補助諸問

議員選舉投票時期は、府縣會議員選舉規則第十四條に依り、通常二月若しくは三月に行ふべきであるが、同條第二項に依り、内務大臣の認可を得て、七月に變更することに決した。

(10) 地方稅補助里道線及補助歩合變更(諮問)

同里道百六十六線に關するもので、修正を加へ答申した。この結果は明治二十五年一月縣令第十號を以て發布せられた。

精算報告

(11) 明治二十三年度地方稅支出收入精算報告

七名の委員を選挙し、調査の結果、多少の缺點なきにあらざりしも、結局之を是認することとした。

建議

(12) 建議(十一件)

内務大臣に對しては、三。大。川。國。庫。支。辨。の。件。北。陸。鐵。道。官。設。を。請。ふ。件。の。二。件。知。事。に。對。して

は、伏木港取調の件、森林下附を請ふ件、土木工事施行上の件、工事仕様帳、縣報へ掲載の件、縣會議員改選期變更議案下附を請ふ件、伏木港特別輸出品目制限解除の件、栃津川久婦須川、舟川を地方稅補助川へ組込方の件、勸業通信員精撰の件、常願寺川堤防工事不正の廉處分の件の九件で、内、圈點を附したる三建議は左にその全文を掲げる。

三大川國庫支辨の建議

三大川國庫支辨ノ建議

凡ソ河川損害ヲ與フル最大ナルモノハ利益ヲ與フル最大ナリトハ、大陸地方ノ治水家ガ往々ニシテ唱說スル所ナリ。坦々タル平陸ノ限リモナク開擴セルノ部面ニアリテハ河川ノ損益蓋シ正シク相比例スベシト雖、峻急ナル傾坡面ヲ流下スルコト越中諸河川ノ如キニ就テハ、水利必ズシモ水害ヲ償フニ足ラサルノ理ヲ認メザルベカラズ。越中ニ於テ平地最モ能ク開ケタルハ、庄川ノ下流凡ソ六七里ノ流域ニアリトス。即庄川ニ依テ養ハルル所ノ土地反別ハ實ニ九千八百九町一反三畝十四歩ノ多キニ達シ、以テ越中人民ノ一大富源ヲ形ツクルニ似タリ。然レトモ庄川ノ九千八百町歩ヲ養フヤ、夏期全流ノ水量ヲ盡シテ之ヲ養フナリ。即九千八百町歩ノ生産スル所、粒々是レ庄川ノ水滴タルヲ知ラザルベカラズ。假リニ庄川域ノ農民ガ負擔スル所ノ田租ヲ概算シテ拾萬圓ト見做セバ、是レ庄川ノ灌溉ニヨリテ得タル所ノ拾萬圓ナルヲ忘ルベカラズ。

若シ庄川ヲシテ河質極メテ順良ナラシメンニハ、拾萬圓ノ地租ヲ國庫ニ納メタル上、更ニ年々地方稅ヲ以テ河堤ノ缺潰ヲ修補シ、町村費ヲ以テ用水路ノ破損ヲ繕フニ差支ヘズト雖、而モ今ノ庄川ハ河質決シテ順良ナラズ。河水ヲ水田ニ引用スルノ影響トシテ年毎ニ春秋二期ノ破堤ヲ免レズ。三年若シクハ五年ニテ洪水大ニ至リ、忽數十萬金ノ民財ヲ滅盡シ去ルナリ。河質此ノ如クナルモ願ズシテ、政府ハ地租拾萬圓ヲ庄川ノ域ニ徵收シ、却テ庄川ノ治水費ヲ困衰ノ地方力ニ任セリ。之ヲ藩政時代ノ庄川域ニ比シテ、治水術年ヲ追フテ難キヲ加フルノ傾キアルヲ敢テ怪ムニ足ラズ。

抑越中ハ全國無比ノ水害國ナリ。三大川、四中川、十小川、瀬ヲ並ベテ北海ニ朝シ、雨伯ノ一擊忽五郡ノ平地ヲ湖海ニシ、國土ヲ荒涼スルモノ年々少シトセズ。若シ國土ヲ保全スルコトヲ知ラバ、外ニ敵國ノ襲來ヲ防グト、内ニ洪水ノ大患ヲ絶ツノ國民ノ安寧ヲ保ツニ素ヨリ甲乙アラザルベシ。茲ニ常願寺川ノ下流凡ソ五里ノ流域ニ於テ、平地ノ開クルモノ僅ニ三千五百六十七町五反九畝十六歩、之ヲ庄川ノ流域ニ比シテ、灌溉ノ區域極メテ狭シト雖、河水暴漲田ヲ埋メ家ヲ流スノ害ニ於テハ、却テ庄川ヨリ甚シキモノアリ。試ニニ本年ノ洪水ニ依テ、常願寺川域ノ水害ヲ蒙リタルモノ如何ト云フニ左ノ如シ。

田畑荒廢	五百三十六町二反六畝二十九步
同砂置	二百七十八町六反二畝四步
同浸水	二百八十五町二反七畝十三步
耕地作付荒廢	二十五町五反三畝二十六步
同砂置	十四町七反二畝十六步
同浸水	二町一反四畝二十七步
田畑以外荒廢	三十六町三畝二十八步
同砂置	八町七反三畝二十三步
同浸水	八町二反八畝二十三步
堤防切所延長	三千六百五十三間
同缺所延長	二千六百六十七間
流失建物	二十五戸
破壞及水付家屋	九百二十七戸
溺死人員	一人
被救助人員	二千五百九人

道路破壞所延長	六千二百二十四間
同缺所延長	七千七十五間
流亡橋梁延長	百八十八間
破壞橋梁延長	百二十九間

右ノ如ク常願寺川本年ノ水害ハ驚クベキ水害ニテアリシナリ。而シテ流域三千五百町歩ノ内被害反別千餘町歩ニ達シタルノ一事ハ、以テ水害當時ノ慘狀ヲ想像スルニ餘リアリ。常願寺川ノ河質驚クベキモノアル事殆ソド此ノ如シ。而シテ近年ノ水害ハ蓋シ常願寺川ヲ以テ最トナスベキニ似タリト雖、凡ソ三大川四中川何レモ特有ノ猛惡ヲ備ヘザルハナシ。今ニシテ越中地方ノ爲メ治水大策ヲ確立セザルトキハ、諸河川年ヲ追フテ粗惡トナリ、從テ田畑漸ク荒廢ニ屬シ、八拾萬圓ノ地租ハ遂ニ減ジテ六拾萬圓トナリ、五拾萬圓トナルガ如キ奇談ナキヲ保スベカラズ。要スルニ富山縣ニ在リテハ、三大川ヲ外ニシテ猶多クノ河川アリ。幸ニシテ三大川ヲ國庫支辨ニ移スモ、治水ノ爲メ地方ノ財力ヲ紊ルベキモノ幾川流アルナリ。翼クハ庄常願寺黒部ノ三大川ヲ政府ノ直轄ニ移シ、完全ナル低水高水ノ兩工事ヲ此ニ施シテ、以テ將來縣民ノ危害ヲ減ゼラレシコトヲ。或ハ云フ、庄川ハ十四大川ノ中ニ屬シ、其低水工事ハ國庫ノ負擔スベキ所

ナリ。庄川ノ外ニ常願寺黒部ノ二川ヲ國庫ニ移サントスルハ、他府縣ニ對スルノ權衡ニ於テ少ク其當ヲ得ズト。然ドモ政府ノ庄川ノ低水工費ヲ負擔シナガラ、却テ常願寺川・黒部川ノ高水工費ヲ國庫ニ移サザルハ極メテ不可ナリ。何トナレバ利益ノ點ニ於テ庄川素ヨリ他ノ二川ニ勝レリト雖モ、危害ノ點ニ於テ他ノ二川ハ却テ庄川ノ右ニアリ。獨リ庄川ノ右ニアルノミナラズ、日本全國他ニ常願寺川ノ如キ危害的暴流アルヲ見ズ。故ニ政府ヲシテ國土及國民ノ危害ヲ除クニ銳意ナラシメハ、寧ロ十四大川ノ低水工事ヲ後ニシテ、常願寺川ノ河質改良ヲ先ニセザルベカラズ。且ツ夫レ越中三大川ノ如キ其名素ヨリ三大川ナリト雖、若シ退テ河線ノ延長ヲ數フルトキハ、三大川ヲ併セテ利根・木曾等ノ一河川ニ及バズ。何トナレバ庄常願寺黒部ノ三川ニ就テ堤防區域ヲ計ルトキハ、三川合ハセテ僅々十五六里ニ過ギザルベケレバナリ。堤防區域斯クノ如クニ短ク、而シテ毎年ノ水害實ニ窮リナシ。是レ地方力ノ到底之ヲ修治スル能ハザル所以ナリ。仰冀クハ深ク地方ノ民力ト河川ノ性質トヲ洞察セラレ、速ニ越中三大川ヲ舉ゲテ、高水低水ノ兩工事ヲ政府ノ直轄ニ移サレンコトヲ、右當縣會ノ決議ヲ以テ建議候也。

明治二十五年一月十二日

富山縣會議長 谷 順 平

北陸鐵道官設建議

內務大臣子爵 品川彌二郎殿

北陸鐵道官設ヲ請フ建議

不肖順平我富山縣ヲ代表シ謹而書テ內務大臣閣下ニ呈シ、敢テ我北陸鐵道官設ノ事ヲ建議ス。夫レ北陸道ノ地勢タル、山岳圍繞、崎嶇羊腸ノ間ニ一局域ヲ爲シ、西北ノ一面僅ニ海ニ瀕シ、敦賀・三國・石金・七尾・伏木等ノ諸港アリト雖、北海濤常ニ荒ク、爲メニ殆ンド其用ヲ全フスル能ハズ。加フルニ域内牛ヶ谷坂・栗殼峠、親不知ノ險、其他九頭龍、手取、庄、神、通常願寺、黒部等ノ諸大川アリテ、皆吾人ノ交通ヲ遮斷シ、之レガ爲メ、其ノ興ルベキノ物、産興ヲズ、進ムベキノ事業進マザルヤ又久シ。是レ順平等ノ遺憾トスル所ナリ。故ニ近歲大ニ道路ヲ改修シ、或ハ險ヲ夷ゲ、迂ヲ直シ、波々止マザルモノアリト雖、天然地理ノ然ラシムル處、未ダ十分ノ利便ヲ開クニ足ラズ。之ヲ以テ明治二十一年三縣地方ノ有志者二百有餘名相謀リ、奮然起テ此地方ノ鐵道ヲ敷設シ、以テ此ノ不便不利ヲ除カン事ヲ計劃シ、假免狀ノ下附テ政府ニ請願シ、政府ハ明治二十二年十二月ニ至リ、敦賀ヨリ武生・福井・三國及石川縣金澤ヲ經テ富山縣富山マデ、及富山縣守山ヨリ岐レテ伏木ニ達スル線路ノ實地測量ヲ許可セラル。爾來三縣民衆ハ大ニ望ヲ此ノ事業ニ屬シ、指テ屈シテ其工事着手ノ速ナランコトヲ待テリ。然ルニ發起人ハ未ダ其線路ノ測量ヲ完了セ

ズ。其半途ニシテ本年十月下旬發起人總會ニ於テ、私設ノ計畫ヲ變ジ、當路ニ向ツテ本鐵道官設ヲ請願セントスルニ議決セリ。蓋シ是レ社會經濟ノ狀況全ク一變シ、到底巨額ノ資金ヲ募集シ難キニ出デタルモノニシテ、時勢變遷ノ然ラシムル處ナリト雖、抑亦三縣地方ノ不幸ト謂ハザルヲ得ズ。熟ラ惟フニ我國鐵道進步ノ狀況ハ近年長足ノ進歩ヲナシ、畿内、東海、東北、山陽、九州其他信越、關西等ノ諸鐵道陸續トシテ起リ、今ヤ全國要用ノ地到ル處概ネ其布設アラザルナク、而シテ此等鐵道ヲ布設シタル地方ハ漸ク舊來ノ面目ヲ一新シ、諸般ノ進歩亦昔日ノ比ニアラズ。夫レ然リ、全國ノ形勢此ノ如シ。然ルニ獨リ北陸三縣地方ハ依然舊態ヲ脱スル能ハズ、一旦計圖シタル鐵道ハ半途ニシテ挫折シ、今ヤ殆ド絶望ノ地位ニ在リ。三縣民衆ノ不幸何ヲ以テカ之ニ加ヘン。若シ今ニシテ之レガ救濟ノ策ヲ講ゼズンバ、三縣地方將來愈社會ノ進歩ニ後レ、此ノ懸隔益甚シク、殖産興業其他百般ノ事物終ニ他ノ地方ト比肩駢行スルノ望ナキニ至ラン。是レ北陸鐵道ノ官設ヲ閣下ニ建議スルノ已ムヲ得ザル所以ナリ。伏シテ冀クハ閣下順平等ノ微衷ヲ洞察シ、幸ニ採納ノ榮ヲ賜ヒ、敦賀ヨリ直江津ニ至ル北陸鐵道ヲ布設セラレ、以テ我北陸民衆ノ不幸ヲ救濟セラレントヲ。我富山縣ハ栗殼峠及親不知兩險ノ間ニ介シ、其利害休戚ノ關係特ニ大ナルモノアリ。是レ順平等ノ進ンデ茲ニ建議ヲ爲ス

所以閣下幸ニ之ヲ諒セヨ。
右謹而建議候也

明治二十五年一月 日

富山縣會議長 谷 順 平

內務大臣子爵 品川彌二郎殿

森林下附建議

森林下附ヲ請フ建議

森林ノ國ニ於ケル、以テ氣候ヲ調和シ、以テ河流ヲ按排シ、以テ旱魃ノ災ヲ減ジ、以テ洪水ノ害ヲ少クス。苟モ治水ノ術ヲ講ゼントストキハ、先ヅ意ヲ森林ノ保護ニ注ガザルベカラズ。地方官森林ノ理ニ明カナラザルニ際シテ、森林事務ヲ地方廳ノ管掌ニ任ズ、ルハ素ヨリ危險ナリ。地方人民大ニ森林保護ノ要ヲ感ズルニ及ンデ森林ヲ地方人民ノ自營ニ委ネザルハ亦不可ナリ。抑林區署ノ森林ヲ經營スル所以ヲ察スルニ往々治水術ニ補益スル所無キノミナラズ、却テ治水策ヲ妨害スル弊害アリ。我富山縣ニ在リテハ立山官林ノ常願寺川ニ於ケル、黒部官林ノ黒部川ニ於ケル、常ニ地方人民ノ利害ニ關係スル少カラザルニモ拘ラズ、如何セン小林區署ノ管掌スル所地方人民喙ヲ營林ノ上ニ容ル、能ハズ。既ニ地方人民喙ヲ容ル、ベカラザルヲ奇貨トシテ、益治水ノ妨害ヲナシ、地方人民ノ災禍ヲ慮ラズシテ、唯徒ニ森林收入ノ多カランコトヲ期ス。其害寧

ロ言フベカラズ。若シ立山官林主管者ヲシテ濫リニ林樹ヲ伐採シ、濫リニ木材ヲ常願寺川ニ放流スルガ如キノ事ナカラシムルトキハ、蓋シ河堤ノ壞崩スルコト近年ノ如クニ甚シカラザルベシ。水流如何ニ激烈ナルモ、水ト共ニ大木ヲ亂下スルニアラズンバ、何ヲ以テ堅牢無比ナル成政堤ヲ擊破スルニ足ンヤ。然ルニ小林區署員ハ地方人民ノ利害ヲ知ラズ、從テ治水ノ事ニ頓着セズ、是常願寺川ノ年ヲ追フテ破堤ノ患ヲ大ニスル所以ナリ。冀クハ此際立山黒部ノ數官林ヲ地方廳ノ管理ニ托シ、且ツ縣ノ財産トシテ營林一切ノ事務ヲ地方人民ノ自治ニ任ゼラレ候様致度、若シ能ハズトセバ、將來斷然濫伐ノ弊ヲ除カレンコトヲ此段併セテ建議候也

明治二十四年十二月

富山縣會議長 谷 順 平

富山縣知事 森 山 茂 殿

(13) 議及(二件)

議及は(一)熊野川補助歩合變更の件、(二)舊縣立病院跡貸下等の件の二件で、孰れもこれを知事に上申した。

二八、明治二十五年七月臨時縣會

開閉

議事件名

本會は明治二十五年七月二十五日開會翌二十六日閉會した。議員半數改選後役員選舉の爲に開かれたもので、議員席次を定め議長に堀二作當選し、知事は森山茂であつた。

議 件

議 決 摘 要

議員席次

(1) 議員席次の抽籤

- | | | | | | |
|-----|-------|-----|--------|-----|--------|
| 一 番 | 五十嵐政雄 | 二 番 | 浅野長太郎 | 三 番 | 森 正太郎 |
| 四 番 | 大坪三郎 | 五 番 | 岡 與左衛門 | 六 番 | 金岡又左衛門 |
| 七 番 | 陸田又五郎 | 八 番 | 寺島松右衛門 | 九 番 | 阿部欣次 |
| 十 番 | 宮崎廣八郎 | 十一番 | 酒井重則 | 十二番 | 重松覺平 |
| 十三番 | 藤村幸太郎 | 十四番 | 堀 二作 | 十五番 | 島 省左右 |
| 十六番 | 山澤長九郎 | 十七番 | 上埜安太郎 | 十八番 | 矢後孫二 |

第三篇 縣會史 上

四〇一

十九番 菅原滋治 二十番 石坂嘉一 二十一番 桂井他八郎
二十二番 仲平

(異動)なし。

正副議長の選挙

(2) 議長・副議長の選挙

七月二十五日知事議長席に就き、先例に依り匿名投票を以て假議長堀二作を選挙せしめ、假議長に依つて議長選挙を記名投票にて行ひ、次に當選議長に依つて同方法に依り副議長選挙を行つた。其の結果は左の通りである。

[議長]	堀 二作	十五票(當選)	重松覺平	五票
	陸田又五郎	一票		
[副議長]	上林安太郎	十四票(當選)	森正太郎	五票
	金岡又左衛門	一票	矢後孫二	一票

常置委員選挙等規則中改正

(3) 常置委員選挙並月手當及常置委員議員旅費支給規則中改正

同規則「第一條第二條中七名トアルヲ五名ト改ム」と決し、常置委員及び同補充員は何れもまた五名の定員となり、今回の改選よりこれを適用した。

議員



宮崎 廣八郎



陸田 又五郎



酒井 重則



島省 左右



寺島松右衛門



矢後孫二



桂井他八郎



林豊二

議員

三六、明治二十五年九月臨時縣會

閉會

本會は明治二十五年九月五日開會同月十日閉會した。五月以來の出水被害を修理する爲の招集で議長は堀二作、議員席次は前會に同じく、知事は徳久恒範であつたが、新任後上京地方官會議に出席して未だ赴任せず、書記官荒川義太郎その代理を勤めた。

議件

議事件名は明治二十五年地方稅支出豫算追加 同上地方稅收入豫算追加 建議四件 臨時土木費に關し法制局の裁定を請ふ件であつた。

議決摘要

加	支出豫算追加	(1) 明治二十五年地方稅支出豫算追加	土	木	費
		一金九萬七千百貳拾參圓九拾參錢貳厘	市	町	村
		一金壹萬五千參拾參圓四拾五錢貳厘	土	木	補助費
		一金貳千百拾貳圓六拾九錢貳厘	豫	備	費

第三篇 縣會史 上

收入豫算追加

合計金拾壹萬四千貳百七拾圓七錢六厘

(2) 明治二十五年地方稅收入豫算追加

一金參萬參千九百貳拾參圓五拾八錢八厘

地租

內

金參萬參千六百參拾貳圓五拾五錢六厘

郡收

但地租豫算額金八拾萬七百七拾五圓拾參錢壹厘地租金壹圓ニ付金四錢貳厘

金貳百九拾壹圓參錢貳厘

市收

但地租豫算額金六千九百貳拾九圓參拾貳錢五厘地租金壹圓ニ付金四錢貳厘

一金壹萬貳千參百四拾六圓四拾八錢八厘

戶數

內

金壹萬六百六拾圓拾八錢八厘

郡收

俱戶數十二萬六千九百七戶、一戶ニ付金八錢四厘

金千六百八拾六圓參拾錢

市收

但戶數二萬七十五戶、一戶ニ付金八錢四厘

一金壹萬參千圓

前年度繰越金

建議

一金五萬五千圓

備荒儲蓄借入金

合計金拾壹萬四千貳百七拾圓七錢六厘

一、備荒儲蓄借入金ノ償還方法ハ年五朱ノ利付ヲ以テ明治二十六年ニ至ル毎年金壹萬圓ヲ償還スルモノトス

圓、同二十七年以後同三十一年度ニ至ル毎年金壹萬圓ヲ償還スルモノトス

(3) 建議(四件)

(一)鐵道と治水とに關する件、(二)急防費負擔區域設置に關する件、(三)三大川國庫支辨に關する件、(四)常願寺川二十五年度臨時治水費議案下附方の件を建議した。内、圍點を附したものは、その全文を左に掲ぐることにする。

鐵道と治水とに關する件

一、富山縣ノ河川ハ多ク南北ニ流レテ鐵道ノ富山縣ヲ通ズルモノ多クハ東西ニ走ラントス。南北流ル、ノ諸川ヲ横ギリテ東西ニ走ルノ鐵道ヲ布設スルヤ、其治水ニ關係スル少ナラサルヲ知ルヘシ。河川改修ノ事ハ自今以後大ニ其必要ヲ感スヘシ。而シテ鐵道線路ノ如キモ亦時トシテハ改修ノ目的ヲ妨グルノ恐ナキニアラザルナリ。今ヤ鐵道廳ノ技手來リテ、頻リニ北陸鐵道ノ線路ヲ測量シツ、アリ。若シ其測量家ノ測量スル所ニシテ、我縣治水ノ目的ニ違ハサランニハ則チ可ナリ。不幸ニシテ治水ノ

目的ヲ損スルカ如キノ恐アランニハ、則チ幾分ノ變更ヲ鐵道廳又ハ鐵道會議ニ求ムヘキノ必要起ラサルニ限ラズ。茲ニ偶、臨時治水費ニ係ル臨時縣會ヲ開設セルニ際シ、冀クハ鐵道線路測量ノ際、治水上線路一切ノ利害ニ關スル事ハ、當議會ヘ諮問セラレン事ヲ及建議候也

明治二十五年九月

富山縣會議長 堀 一二 作

富山縣知事 徳久 恒範 殿

次に議長は上新川郡島村長の提出せし左の書面を参考として報告せしに、五番岡與左衛門は之を直ちに自己の意見として議長より知事宛とし建議することを主張し、可決することゝなつた。

急防費負擔區域設置に關する件

明治二十三年縣令第十九號第一條ニ「河川ノ急防ハ關係町村ノ責任トシ、出張員ノ指揮ニ依リ施行セシモノニ限ル」トアリ。地方稅皆支辨ノ河川ニシテ、急防ノ責任ヲ關係町村ノ負擔トスルハ、其事解スヘカラサルノミナラス、河川ニ依リテ關係町村ノ區域ヲ指定セサル限り、急防費用ノ出途ナキヲ如何セン。然レハ縣ノ出張員ニシテ町村長ト協議シ急防ヲ行ハントスルモ往、ニシテ協議ノ纏ラサルコトアリ。爲ニ急防ノ危機

ヲ誤リテ空シク莫大ノ損耗ヲ地方稅ニ致スカ如キノ例少シトセス。若シ急防ノ法ニシテ完全ナラン乎、年々堤防ノ破潰スルモノ如此ニ頻數ナラサルヘク、毎歲拾萬圓貳拾萬圓ノ臨時治水費ハ、之レヲ減シテ五萬圓以下トスルコト亦其法ナキニシモアラサルヘシ。今ヤ急防ノ責任アリトイフト雖モ、其任眞個ノ責任ニアラス。急防費ノ負擔ニ關シテ關係町村ノ義務ト稱スルモ、所謂關係町村ナルモノ其區域遂ニ明ナル能ハス。茲ニ於テカ急防其法ヲ得ルニ難ク、年々地方稅支辨川ノ損害ヲ甚シクスル所以ナリ。現ニ島村ノ一村ニ就テ之レヲ見ルモ、明治二十年以來六ケ年ノ間ニアリテ、水害ヲ蒙ラサルハ僅カニ明治二十一年ノ一ケ年アリシノミ。如此ハ維新以前ニアリテ未タ曾テ聞カサル所、即チ急防ヲ怠ルノ過チナリト見做ササルヘカラス。縣當局者ハ、急防ノ事ニ關シテ果シテ如何ナル方針ヲ執リツツアルカ。今深ク之レヲ知ルニ由ナシト雖モ、縣民ノ不幸ハ默止スルニ忍ビサルモノアリ。依リテ事情ヲ陳シ、縣會議員諸氏ノ考一考ヲ憫サントス。

右建議候也

明治二十五年九月十日

上新川郡島村長 島崎 良太郎

富山縣會議長 堀 一二 作 殿

三大川國庫支辨に關する件

十七番上桮安太郎の提案で、三大川は明治十三年國庫支辨より地方稅支辨に移されて以來、前後幾回其の筋へ建議するも實現に至らざれども、斃而後止むの決心を以て目的を貫徹せんと主張し、滿場一致之を可決し、案文は議長に一任した。

常願寺川二十五年度臨時治水費議案下附方の件

明治二十四年度ノ臨時縣會ニ於テ、常願寺川臨時治水費七拾九萬七千六百參拾圓六拾參錢五厘ヲ議決シタルハ、素ヨリ明治二十四年度ノ復舊工事ヲ目的トシタルモノニシテ、二十五年度ノ水害ヲ其内ニ見込タルノ意味ハアラズ。其後本年三月常置委員急施會ニ於テ、二十四年度臨時治水費ノ中貳拾壹萬貳千五百圓ヲ二十五年度へ繰越シタルハ、亦二十四年度ノ殘工事ヲ目的トシタルモノニシテ、二十五年度ニ起ルベキ新工事ヲ其内ニ見込タルノ意味ハアラズ。抑モ二十五年七月常願寺川ノ水害ハ、素ヨリ二十五年度ノ水災害ニシテ、二十四年度ノ殘工事ニ對シテ何等ノ關係ヲモ有セズ。故ニ工費支出ノ途ニ於テ如何ナル便法アリトスルモ、一タビ新災害ノ處分案ヲ縣會へ諮ルヘキハ當然ノ順序ナリ。若シ強テ新災害ノ處分ヲ縣會協賛ノ外ニ求メントスルアラシキ其間土木費經濟ヲ紊亂スルノ責ヲ免レサルモノアルハ、蓋シ昭々乎トシテ蔽フヘカラ

常願寺川臨時治水費發案方建議

ス。理事者ハ此際常願寺川ニ對スル二十五年度ノ復舊工事費ヲ當縣會ニ附議スヘシ。二十五年度ノ臨時治水費ヲ決セスシテ直ニ新災害ヲ處分スルカ如キハ、寧ろ地方議會ノ議權ヲ蹂躪スルノ嫌ナキ能ハス。茲ニ當縣會多數ノ決議ヲ以テ、常願寺川二十五年度臨時治水費ノ議案ヲ下附スヘシト理事者ニ要求スルモノナリ。右及建議候也

明治二十五年九月七日

富山縣會議長 堀 一一 作

富山縣知事 徳久 恒範 殿

(4) 法制局の裁定を請ふ件

明治二十五年常願寺川臨時治水費に關し、右の如く議案下附方を縣會より建議したが、知事はその議案を下附せざりしを以て、十四番堀二作より左の案を提議し、二番淺野長太郎を除き、總起立にて可決した。府縣會規則第九條第二項の「府知事縣令ト府縣會トノ間ニ於テ法律ノ見解ヲ異ニシ、又ハ權限ヲ爭フコトアルトキハ、双方ヨリ其事由ヲ具狀シ、政府ノ裁定ヲ請フヘシ云々」に據つたものである。

法律見解ノ裁定ヲ請フノ爭議

明治二十四年度富山縣臨時土木費經濟並ニ縣會ノ議權ニ關シテ、富山縣會ハ富山縣知

法制局の裁定を請ふ

爭議書

事ト法律ノ見解ヲ異ニシ、茲ニ府縣會規則第九條ニ依リ法制局ノ裁定ヲ仰カントス。其要領左ノ如シ。

事項

第一、明治二十四年十一月縣知事ガ、土木費百四萬九千八百四拾六圓拾八錢貳厘ノ議案ヲ臨時縣會ニ附議シタルヤ、常願寺川復舊工事費七拾九萬七千六百參拾圓六拾參錢ノ如キ、二十四年度ノ工事トシテ完成ヲ期スルノ困難ナルヲ知り、繼續工事費タラシメントノ議アリシモ、縣知事ニ於テ年度内完成ノ疑ナキヲ辨シタルヨリ、遂ニ二十四年度工事トシテ議了シタリ。其後工事遷延シ、二十四年度内ニ於テ事業稍、緒ニ就キタルモ、其完成ハ猶數ヶ月ヲ要スヘキコト瞭々トシテ明ナリ。知事ハ當初二十四年度臨時工事費トシテ議決セシメタル所ノ數拾萬圓ヲ二十五年度ニ移サントスルトキハ、更ラニ臨時縣會ヲ召集シ、議案ノ更正即チ工事年度ノ繰替ヲ議決セシムヘキハ當然ノ次第ナリ。然ルニ大工事費ノ年度ヲ繰替ヘルニ於テ、知事ハ臨時縣會ヲ召集セス、二十五年三月二十九日其議ヲ常置委員急施會ニ附シテ、咄嗟ノ間ニ一縣ノ大問題ヲ專斷シタリ。是レ常置委員モ多少ノ責ヲ免レスト雖モ、知事ノ處置法律ノ明文ニ違背セリト謂ハサルベカラス。抑モ二十四年度ノ工事ヲ二十五年度ニ移スカ如キ、洪水頻々タル富山縣

ノ如キニ在リテハ、最モ其弊ヲ見ル所ナリ。何トナレハ工事遷延シテ屢、災害ニ逢フトキハ、工費ノ損耗甚タ莫大ナルヘキノ恐アルカ故ナリ。若シ二十四年度ノ工事ヲシテ二十五年度ニ繼續セシメントノ考案ニ因ルトキハ、工事ノ設計工費ノ金額ニ於テ多少ノ修正ヲ要スルノ場合ナキニアラス。況ンヤ知事ノ辨明ニ依リテ僅カニ二十四年度工事ヲ議決シタルヲヤ。之レ臨時縣會ノ議ニ附スルハ事ノ順序ニ於テ已ムヘカラサルノ次第ナリトス。然ルニ府縣會規則第三十七條第二項ヲ牽強シ、常置委員モ亦知事ノ籠罩ヲ甘ンシテ、輕々シク此重大事件ヲ議決セリ。特リ縣會ハ知事及ヒ常置委員ト法律ノ見解ヲ異ニシ、敢テ知事ノ專斷ニ服スル能ハス、茲ニ公明ナル法制局ノ裁定ヲ請ハントスル所以ナリ。抑モ府縣會規則第三十七條第二項ノ主旨タル、臨時急施ヲ要スルノ事業ニ適用スヘキモ、彼ノ殊更ニ二十四年度ノ工事ヲ二十五年度ニ繰替ヘントスルカ如キ、緩寬ノ事業ニ適用スヘキモノニアラス。二十四年度ニハ事業緒ニ就クモ、其工事ヲ行ヒタルハ僅々三十餘日ニ過キス。現ニ二十五年度ニ於テ工事ノ舉行セラレツ、アルコト六ヶ月ノ永キニ涉リテ、未タ其竣成ヲ見ス。若シ二十四年十一月臨時縣會終了ノ後ヨリ二十四年度ノ末日三月三十一日ニ至ルマテ、時日ノ臨時縣會再召集ヲ許ササルモノアランニハ、暫ク茲ニ臨時急施ノ名ヲ貸スモ可ナラン。工事ノ大部分カ

二十五年年度ニ涉ルハ、賒々ノ事ニシテ、殊更ニ臨時縣會ヲ召集セズ、殊更ニ臨時急施ノ名ヲ濫用シタルハ、之ヲ法律ノ誤解ト謂ハサルヘカラス。是レ即チ知事ト縣會ト法律ノ見解ヲ異ニスル其第一點ナリ。

第二、二十四年度ノ工事ヲ二十五年年度ニ繰リ替ヘントスルニ際シテ、工事ハ辛フシテ緒ニ就キタルノミナルニ拘ラス、常置委員急施會ノ議決ニ附シタルモノ、金額僅カニ貳拾壹萬壹千五百圓ニ過キス。是レ二十五年年度ニ至リテ着手スヘキ事業モ、既ニ着手ノ方法定ルトキハ二十四年度内未着手ノ事業ニ向テ其工費ノ支出ヲ了シタルカ故ナリ。抑モ事業所屬ノ年度ナルモノハ、事業舉行ノ年度ヲ指稱スヘキモ、二十五年年度ニ於テ起工スヘキモノマテモ、強テ之ヲ二十四年度ノ事業ト名ケ、此ニ向テ豫メ工費ヲ支出シタルハ、是レ會計ヲ紊亂スルノ甚シキモノナリ。元來常願寺川工事ノ如キ事業甚タ浩瀚ナルカタメ、議員ノ質問ニ接シテ理事者ハ往々言ヲ左右ニシ、勤メテ不正ノ跡ヲ蔽ハントスルノ弊アリト雖モ、二十四年度ニ於テ僅カニ工事ヲ初メタルノ箇所ヨリモ、寧ロ工事未着手ノ箇所多カリシコトハ世ニ隠レモナキ事實ナリ。即チ二十四年度ノ工事時間ハ凡ソ一ヶ月ニシテ、二十五年年度ノ工事時間ハ殆ント八九ヶ月ニ及ハントスル勢アルニ徴スルモ、事情知ルニ難カラス。然ルニ理事者ハ工費ヲ二十五年年度ニ移スノ成ル

ヘク手輕クナランコトヲ望シテ、凡ソ支出シ得ヘキ限リ工費ヲ支出シ去ラント企テ、遂ニ二十五年年度ノ工事ニ對シテ、豫メ二十五年年度ノ工費ヲ支出シタルノ例サヘ少ナカラス。特リ年度ノ繰替ニ於テ此不都合アルノミナラス、臨時縣會カ未タ議決セサル所ノ用水路隧道ニ對スル工費四萬八千圓ノ如キ、之ヲ一大開門費ト稱シ、常願寺川臨時工事費ヨリ流用シタルサヘアリ。及ヒ縣會カ未タ議決セサル所ノ用水路工事費壹萬七百參拾五圓ノ如キ、是レ亦專斷ヲ以テ常願寺川臨時工事費ヨリ流用シタルサヘアリ。即チ臨時縣會ノ議決ヲ蔑如スルノ二例ナリ。此ノ如キハ地方稅經濟ヲ紊亂シ、會計法ノ精神ニ背戾スルノ甚シキモノト謂フヘシ。即チ知事ト縣會ト工費支出ノ點ニ於テ法律ノ見解ヲ異ニスル所以ナリ。

第三、知事ハ二十五年年度ノ工事ニ向テ豫メ二十四年度ノ工費ヲ支出シタルノミナラス、二十四年度ノ繰越工事費ヲ以テ臨時縣會及ヒ急施會ハ、未タ曾テ議決セザリシ所ノ新事業ヲ舉行シツ、アリ。試ミニ明治二十五年七月末常願寺川出水ニ依リテ、新タニ地方稅ノ損害ヲ致シタルモノヲ掲クレハ左ノ如シ。

堤防箇所

破壊間數

上瀧村

七十二間

(舊堤)

第一方面中馬瀬口

百六十五間五分

(舊堤)

第一方面中清水又用水前後

八十五間

(新堤)

第一方面中中川口水前

六十五間

(新堤)

第二方面

新堤處々ニ少シヅ、破損アリ

第三方面中最大堤防

百六十三間
百五十六間
二十間

(新堤前面)
(新堤後面)
(セメントコンクリート)

第四方面中日俣一本木

三百五十八間

工事中

第五方面

千四百八十六坪
四百二十一坪

(盛砂利)
(堆石)

右ノ内上瀧村ノ七十二間ト馬瀬口ノ百六十五間トハ舊堤ニシテ、清水又ノ八十五間、中川口ノ六十五間、第三方面最大堤防ノ百五十六間ハ工事既成ノ新堤ナリ。舊堤新堤ニ於テ右ノ如キ大損害ヲ生シ、地方稅ヲシテ莫大ノ損害ヲ蒙ラシメタルニ拘ラス、知事、今回召集ノ臨時縣會ニ向ツテ、特リ常願寺川ノ臨時治水費ヲ附議セシ、悉マ、ニ二十四年度議決ノ臨時治水費ヲ以テ其幾分ヲ修補シツ、アリ。抑モ臨時治水費ノ議決ナルモノハ、初定ノ設計ニ依リテ支出スヘキ處ノモノニシテ、二十五年度内ニ於テ新タニ生シタル損害ノ如キハ、二十四年度議決ノ工費ヲ以テ是ヲ修補スヘキニアラス。元來本縣ノ例トシテ治水費ニ幾分ノ手戻金ナルモノアリト云ヘトモ、是レ既成新堤ノ破損ヲ修

補スヘキモノニアラスシテ、工事半成ノ者ニ對スルノ破損修補費タリ。故ニ第四方面及ヒ第五方面ノ未成部分ニ就テハ、手戻金ヲ以テ其損害ヲ修補スルコト、已ムヘカラスル所ナルカ如シト雖モ、其他既成ノ部分ニ對スルノ破損修補費トシテ之ヲ支出スルカ如キハ、違法ノ處置ト見做ササルヘカラス。(理事者ノ答辨ニ據レハ復舊工事ノタメ手戻金ヲ用キタルモノ壹萬八千圓ナリト云ヘリ。實際ノ金額恐ラクハ之ヨリ大ナラン。)初メ理事者ニ向テ常願寺川本年ノ水害ヲ如何ニスヘキカト聞キ正シタルニ、或ハ二十四年度工費餘剩金ヲ以テスト云ヒ、或ハ新堤ニ對シテ二十四年度ノ手戻金ヲ用キ、舊堤ニ對シテハ二十五年度通常費ヲ用キト云ヒ、或ハ舊堤ニ對シテハ工事ヲ施サスト云フ。(既ニ締切工事ヲ施シタルニモ拘ハララス、縣會ノ質問ニ接シテ工事ヲ施サスト云フハ之レ一時ノ遁辭ナラン。)其云フ處漂々トシテ一定セスト雖モ、要スルニ一時ノ遁辭ヲ作リテ、常願寺川新水害ノ處分ヲ縣會ニ諮ラザラントスルノ意ニ外ナラス。今回ノ臨時縣會ニ對シテ臨時治水費ノ追加ヲ要求シナカラ、常願寺川新災害ノ處分ニ關シテハ、悉マ、ニ二十四年度ノ殘剩金ヲ支出シ、未ダ何等ノ議案ヲ提出セズ。特リ議案ヲ提出セサルノミナラス、言テ左右ニ托シテ、益、二十四年度ノ工事不正ヲ掩ハントスルノ行跡アリ。抑モ同シク破損シタル舊堤新堤多キヲモ願ミス、常願寺川ヲ省キテ他諸河川ノ

ミノ臨時治水費ヲ縣會ニ要求シ、縣會ヲシテ常願寺川ノ水害ニ容喙スル能ハサラシメ
ント勉ムルカ如キ、是レ府縣會規則第一條第二條第三條ノ精神ニ背戾スルモノト見做
サ、ルヘカラス。殊ニ豫防工事費トシテ議決シタル處ノ通常治水費ヲ常願寺舊堤破
壞ノ締切工事即チ臨時治水費ニ支出シタルカ如キ、明カニ縣會ノ職權ヲ蹂躪シタルモ
ノト云フヘシ。即チ知事ト縣會ト法律ノ見解ヲ異ニスル其第三點ナリ。

要 求

右ノ理由ナルヲ以テ公明正大ナル法制局ノ裁定ヲ仰クモノナリ。

然れども本件は一時の感情に基因する問題で、取り上げるまでもなしとし、法制局は之
を握り潰して、裁定を下さず、その儘となつた。

三〇、明治二十五年十一月通常縣會

開 閉

本會は明治二十五年十一月二十五日開會同十二月二十四日閉會した。議長は堀二作、
議員席次は前會に同じく、知事は徳久恒範で、決定せし翌年度通常豫算總額は金參拾七萬
貳千貳百六拾貳圓餘であつた。この會に於て大に論争せられたるは本年二月に於ける
衆議院議員選舉干涉に關する件及び尋常師範學校女子部廢止の件であつた。

議 件

議事件名は明治二十六年地方稅支出豫算 同上地方稅收入豫算 同上營業稅雜種
稅課目課額 同上課目課額追加 同上地方稅支出豫算追加 同上地方稅收入豫算追加
明治二十五年地方稅收入豫算追加二件 同上地方稅支出豫算追加 同上地方稅收入
豫算追加 明治二十六年地方稅支出豫算追加 同上地方稅收入豫算追加 同上市町
村立小學校教員恩給基金收入豫算 明治二十四年度地方稅支出收入精算報告(一部不
承認) 地方經濟借入金償還方法變更 寄附物件供用二件 諮問四件建議六件 議及二
件であつた。

議 決 摘 要

二十六年
支出豫算

(1) 明治二十六年地方稅支出豫算
一金五萬參千八百六拾貳圓參拾貳錢九厘

内

金四萬四千八百八拾五圓貳拾七錢四厘

警 察 費

地 方 稅

金八千九百七拾七圓五錢五厘
一金參百八拾貳圓四錢貳厘

國庫下渡金
警察廳舍建築修繕費

內

金參百拾八圓參拾六錢八厘
金六拾參圓六拾七錢四厘

地方稅
國庫下渡金

一金八萬六千九百參拾九圓七拾六錢八厘

土木費

一金五萬四千七百六拾五圓四拾四錢

市町村土木補助費

一金四千百貳拾四圓六拾六錢

縣會議諸費

一金千五百五拾九圓五拾參錢九厘

衛生及病院費

內

金千四百參拾八圓貳拾參錢五厘

地方稅

金百貳拾壹圓參拾錢四厘

寄附金

一金貳萬五千參百六拾七圓六拾六錢七厘

教育費

一金貳百圓

郡廳舍建築修繕費

一金貳萬六千七百拾圓五拾七錢參厘

郡吏員給料旅費及廳中諸費

一金參百貳拾六圓貳拾參錢參厘

救育費

一金貳圓

難破船諸費

一金貳千拾參圓七拾壹錢五厘

諸達書及揭示諸費

一金貳萬貳千五百八拾八圓參拾九錢壹厘

勸業費

內

金壹萬九千五百八拾八圓參拾九錢壹厘

地方稅

金參千圓

寄附金

一金六千四百八拾參圓九拾八錢五厘

地方稅取扱費

一金貳百貳圓

縣廳舍建築修繕費

一金參萬參千九百九拾五圓參錢四厘

縣監獄費

內

金參萬參千六百八拾五圓八拾參錢四厘

地方稅

金拾七圓貳拾錢

國庫下附金

金貳百九拾貳圓

府縣收入金

一金九百壹圓七拾錢

縣監獄建築修繕費

一金貳千六百六拾四圓貳拾五錢九厘
 地方郵便費

一金七拾八圓
 衆議院議員選舉費

一金參千七百六拾五圓九錢
 備荒儲蓄借入償還金

一金貳萬七千貳百圓
 借入償還金

一金壹萬八千百貳拾九圓七拾五錢七厘
 豫備費

合計金參拾七萬貳千貳百六拾貳圓拾八錢貳厘

一、教育費に於て、知事は内務大臣の指揮を得、尋常師範學校費(女子部)の否決を復活し、金千貳百八拾九圓四拾參錢壹厘を増した。尋常師範學校費は金壹萬六千百貳拾六圓四拾壹錢である。

一、勸業費中高岡工藝品陳列場費金六千圓(地方税金四千圓、寄附金貳千圓の收入)がある。

一、本表には追加豫算に係る勸業費金七千圓(地方税金四千圓、寄附金參千圓)即ち富山物産陳列場費を計入した。

(2) 明治二十六年地方稅收入豫算

一金拾六萬貳千四百五拾貳圓四拾五錢九厘
 地租

二十六年
 收入豫算

内

金拾六萬千貳百四拾七圓四錢八厘
 郡收

但地租豫算額金七拾九萬九千八百參拾六圓五拾四錢六厘、地租金壹圓ニ付金

貳拾錢壹厘六毛

金千貳百五圓四拾壹錢壹厘
 市收

但地租豫算額金七千貳拾四圓五拾參錢七厘、地租金壹圓ニ付金拾七錢壹厘六

毛

金四萬八千七百六拾壹圓六拾九錢九厘
 營業稅

金參萬四千參百四拾圓貳錢
 雜種稅

金五萬七千四拾五圓八拾錢
 戶數制

内

金五萬貳百六拾貳圓八拾錢
 郡收

但戶數十二萬五千六百五十七戶、一戸ニ付金四拾錢

金六千七百八拾參圓
 市收

但戶數一萬九千九百五十戶、一戸ニ付金參拾四錢

一金貳萬八千八百六拾六圓壹錢九厘 雜 收 入
 一金貳萬八千參百貳拾六圓五拾錢 前々年度ヨリ繰越金
 一金九千四拾圓七拾貳錢九厘 國 庫 下 渡 金
 一金拾七圓貳拾錢 國 庫 下 附 金
 一金貳百九拾貳圓 府 縣 收 入 金
 一金參千百貳拾壹圓參拾錢四厘 寄 附 金
 合計金參拾七萬貳千貳百六拾參圓七拾參錢

一、地租制は知事に於て内務大臣の指揮を得議決額を増加したものである。

(3) 明治二十六年地方稅支出豫算追加

(4) 明治二十六年地方稅收入豫算追加

右の内、支出は勸業費金六千圓にて富山市に物產陳列場を建設せんとするもの、收入は之に對するものであつた。共に通常豫算に編入することゝ決した。

(5) 明治二十五年地方稅收入豫算追加(二件合併)

一金參拾九圓 雜 收 入
 一金八拾六圓六拾錢七厘 雜 收 入

支出豫算追加

(6) 明治二十五年地方稅支出豫算追加
 一金壹萬九千八百八拾參圓六拾貳錢五厘 土 木 費
 一金貳千六百四圓八拾參錢八厘 豫 備 費
 合計金貳萬貳千四百八拾八圓四拾六錢參厘

一、土木費は常願寺川變更工事の施行に伴ひ、其の東岸用水新設費を補償するものである。

(7) 明治二十五年地方稅收入豫算追加

一金壹萬六千五百五拾四圓九錢 地 租 制

内 郡 收 入

金壹萬六千拾五圓五拾錢參厘 但地租豫算額金八拾萬七百七拾五圓拾參錢壹厘、地租壹圓ニ付金貳錢

金百參拾八圓五拾八錢七厘 市 收 入

但地租豫算額金六千九百貳拾九圓參拾貳錢五厘、地租壹圓ニ付金貳錢

一金五千八百七拾九圓貳拾八錢 戶 數 制
 内

金五千七拾六圓貳拾八錢

郡 收 入

但戸數十二萬六千九百七戸、一戸ニ付金四錢

金八百參圓

市 收 入

但戸數二萬七十五戸、一戸ニ付金四錢

一金四百五拾五圓九錢參厘

雜 收 入

合計金貳萬貳千四百八拾八圓四拾六錢參厘

支出豫算追加

(8) 明治二十六年地方稅支出豫算追加

收入豫算追加

(9) 明治二十六年地方稅收入豫算追加

右の内、支出は備荒儲蓄借入償還金參千七百六拾五圓九錢、借入償還金貳萬七千貳百圓、合計金參萬九百六拾五圓九錢で、收入は之に對するものであつた。共に通常豫算に編入することゝ決した。

基金收入豫算

(10) 明治二十六年度市町村立小學校教員恩給基金收入豫算

一金千六百五拾參圓四拾七錢

教員 恩給 基金(新設)

二十四年度精算報告

(11) 明治二十四年度地方稅支出收入精算報告(一部不承認)

委員五名を選舉して、明治二十四年度地方稅支出收入精算報告の調査を行ひしに、番外

の説明親切を缺きし等の結果、非難攻撃大に起つて遂に知事の出席を求むるに至つた。當時知事の番外着席は稀有のことであつたが、徳久知事は要求を容れて番外席に着き徐ろに口を開き、「實は諸君の質問に對し、一々御答申す筈なるも、突然の事として十分の説明を爲すこと困難である故に、他の番外より一應答辯致させ、然る上の事に致されたし。」と、議場之が爲に緩和して、議員また強く迫らず、大體の説明にて可なりとか、他の番外に親切に答辯する様諭示ありたしなどといふものあり、最初の要求が有耶無耶になつた。併し左の三件は多數を以て可決し、内務大臣へ上申することゝした。

イ、土木費中末口三寸の杭の代りに一寸五分の杭を用ひながら、材木の買入に顯微鏡を用ひすなど、答辯するは不都合である。また不正工事に就いて昨年通常會の節當會より建議し置きしに打棄て、顧みざるは甚だ不親切である。

ロ、同費中土工レール買入れに際し、石黒内務技師と高橋元八へ謝金八拾圓を贈りしは不當である。

ハ、教育費中師範學校放校生の貸費償還延滞者を起訴せんとせしも、之が豫算なかりし爲常置委員會へ諮問して之を起訴し其の費用を金貳拾五圓九拾五錢と報告した。然るに其の後償還せし金拾四圓七拾錢を雜收入に計上せずして、之を差引き

借入金償還方法變更

殘額金拾壹圓貳拾五錢のみを記載したのは違法である。

(12) 地方税經濟借入金償還方法變更

備荒儲蓄借入金及借入金ノ償還未済ニ係ルモノハ左ノ方法ニヨリ償還スルモノトス

一、明治二十三年度ニ於テ備荒儲蓄金ヨリ借入タル償還殘金參萬圓竝明治二十四年度ニ於テ備荒儲蓄金ヨリ借入タル償還殘金四萬五千參百壹圓八拾錢合計金七萬五千參百壹圓八拾錢ハ年五朱ノ利子ヲ附シ明治二十八年年度ヨリ同三十年度ニ至ル毎年四月三十日ニ於テ金貳萬圓ツ、同三十一年四月三十日ニ於テ金壹萬五千參百壹圓八拾錢ヲ償還ス

一、明治二十五年年度ニ於テ銀行其他ヨリ借入ルヘキ金五萬五千圓ハ年六朱ノ利子ヲ附シ明治二十六年四月三十日ニ於テ金貳萬五千圓、同二十七年四月三十日ニ於テ金參萬圓ヲ償還ス

(13) 寄附物件供用(二件)

(一)物産陳列場敷地として富山市より宅地千坪寄附の件、(二)常願寺川堤防修築用地として上新川郡地主三十六名より寄附の件は共に可決した。

(14) 諮問(四件)

寄附物件供用

諮問

建議

(一)舊官倉敷地無代價拂下の件(新湊町等へ)、(二)尋常師範學校及び縣立尋常中學校書記退隱料及び遺族扶助料規則を定むる件、(三)馬車鐵道布設の件(東岩瀬町細入村國境間)、(四)元縣立病院財產貸與の件(富山市へ)は共に可決の答申をすることとした。

(15) 建議(六件)

(一)三大川國庫補助の件、(二)縣監獄費節約方の件、(三)北陸鐵道第一期線を魚津まで延長の件、(四)水橋町及び戸出町に警察分署設置の件、(五)「上新川郡西水橋より射水郡窪村まで」「射水郡小杉より中田戸出を経て荒川村大字芹川村まで」「富山市より婦負郡長澤を経て礪波郡出町まで」の四道路を縣支辨とする件、(六)河川縣稅補助に關して「片貝川の補助を五厘増加」「上新川郡柁津川、婦負郡久婦須川、下新川郡舟川、礪波郡笛川の四川を四分の補助」とする件は孰れも可決。

特殊事項

選舉干渉彈劾

(1) 選舉干渉に關する彈劾

警察費の第一次會に於て、金岡六番は之を議するに先だち質問ありとして曰く、我々が年々五萬圓乃至六萬圓の警察費を支出するは人民保護の爲にして選舉干渉の爲ではな

い。尤も黨派あれば選舉の場合競争あるは免れないことであるが、警察官は公平無私で取締るべきであるのに、去二月の衆議院議員選舉の干渉は抑、何事である。今其の實例を擧げん。

二月十日水橋町にて某分署長は一有志を訪問して、過激派を仆し溫和派に賛成せよと依頼せし上、富山より來りし有名なる人に面會せよと勸めて謝絶せられ、又某巡查が南加積村長富岡景明に原弘三を投票せよと勸めて謝絶せられしことあり。前知事前警部長の轉免は斯の如き干渉を敢てせし爲とのことであるが、一應警部長の出場を求め、て今後の方針を聞かん。

と迫り、重松十二番は之に續いて、

現に本員は岩城(隆常)と關野(善次郎)の運動を爲し居れる際、某分署長は原弘三を選舉せよ、若しこれを拒まば眼に物見せて呉れんと云ひ、壯士の如きも反對のものは洋劍にて追拂ひ、味方のものは大に之を助けたことを實際目撃した。斯かる大非違を爲しながら警官の更迭位にて濟むと思ふや。警部長出場して善後の策を明言せよ。

と敦圀き、上埜十七番は婉曲に之に反對して、

六番十二番の説は固より善し、されども警部長を出場せしむるは外面立派であるが、ま

さか黨派に偏して干渉するとは公言せざるべく、必ずや今後は公平無私に取締るべしと云ふ程度であらう。當縣會は例年三十日目の末日に至り夜の十二時まで討議するが例である。徒に貴重の日時を費して日當を食ふは議員の本分ではない。早く議事を進行せしむべし。

と述べ、續いて六番等の鋭鋒を挫かんが爲に項目費用の質問を試むる議員も出た。寺島八番は既往に就いては今更愚痴を並ぶるも詮なし、しかし將來の方針を聞かんが爲に警部長よりも一步進んで知事の出席を請はん。と提議し、六番亦之に賛意を表した。五十嵐一番は將來の方針を聞くよりも寧ろ將來斯くせよと注文するに若かず。と論じ、上埜十七番亦これを穩當なりとし、尙府縣會規則第二十七條に依り、府縣知事若しくは代理人は議案の趣旨を辯明する責任あるも、其の他は規則の命ぜざる所なれば、只今の議論は畢竟無用である。議長より停止ありて然るべしと述べた。議長此の時採決して八番の知事の出席を求むる説が可決され、議長は之を知事に要求したが、知事は其の件に關しては敢て出場するに及ばず、しかし必要ある場合は進んで出席すべしと答へた。八番は知事に對して書面、口頭何れを以てせしやと問ひ、議長は口頭を以てせりと答へしに、六番は斯かる重大問題を何故書面を以てせざりしやと責め、議長は、それは議長の権限内であると

て取合はず、森三番音原十九番も知事の不出席に對して、その不都合を責めた。この時藤村十三番は議事を停頓せしめんとて意外の問題を捉へ來り、曰く、新聞記事によれば九番議員は昨日縣會を缺席し、櫻木町の藝妓を携へ芝居を見物したりとのことなるが、果して事實とせば本會の面目に關す、議長に於て事故審査委員に調査せしむべしと。音原十九番、九番の爲に辯護する所あり、森三番は知事出席せざれば警察費を議せずとの動議を提出し、六番之に賛し、尙、原案を執行せんとせば執行すべし。此の事を議事録に大書せんと怒號した。上桮十七番は之を冷笑し、何程請求するも知事は出場せざるべし。昨日來隨分傍聽人の人氣を博したれば、もう善い加減に切上げ、議事を進行すべきではないかと述べ、淺野二番は、八番議員の只將來の方針を聞かんとする道理ある要求に對して出場せざる不徳義なる知事の演述は最早之を聞くの要なし、故に議長より出場せざるも可なりとの通知を發せられたく、我々は之より権利のあらん限り遣ふことにすべしと論じた。この説は表面強硬なる如きも、實は三番説を葬り去らんとするものであつた。音原十九番は、二番は口に旨いことを言ふも、良心に問ふべしと罵り、斯くして兩派虚々實々入り亂れて論戰三日に及んだ。議長は知事出場するまで警察費を議せずとの三番説に採決を求めしに、出席二十名中起立者七名(森三番、金岡六番、寺島八番、重松十二番、音原十九番、石坂

二十番、仲二十二番)の少數にて同説は消滅した。

師範女子部

廢止論

(2) 尋常師範學校女子部廢止論

教育費中尋常師範學校費第二次會に入るや、其の頃同校男子舎監が、女子部の風呂に入浴せし出來事あり、それが導火線となりて二十番石坂嘉一は女子部廢止の修正説を提出した。之に對して五番岡與左衛門は存置論を唱へ、双方何れも賛成者あり、番外亦原案を維持したが、議論纏まらざるを以て委員五名を選挙し、調査せしむることとした。然るに委員は又女子部全廢の議に傾き、其の理由を報告せしを以て、番外は極力之を説破するに努めた。然れども廢止論者の勢中々當るべからず、採決の結果殆ど全會一致を以て同修正説が通過した。縣當局は狼狽して郡部の小學教員を出富せしめて、夫々關係議員に運動せしめ、以て第三次會に臨んだ。第二次會に缺席せし十七番上桮安太郎は起ちて、教育社會のことは輕々に論じてはならない。既に他府縣に於ても京都或は静岡の如き、二次會に於て一旦廢止したる女子部を、三次會に入りて復活した例もある。本縣も之に倣はんことを望むと述べ、之には又賛成者も出た。十一番酒井重則は、頃來教育社會の烈しき運動と、其の筋の切なる勸誘の爲に、常には硬骨と稱せらるる議員中、俄に自説を翻すものあるは怪事である。又現今各主義を異にする縣下の三新聞(北陸政論、富山日報、明治)が

等しく女子部廢止の意見を有するは、明かに縣民七十萬人の輿論であると斷すべきではないかと論じた。上埜十七番は廢止論者が正理を以て争はず他を妨害するの言動あるを咎め、一面この問題を生ぜしめたのは當局者の責任なりと斷じ、轉じて女子部を廢するは飯の中に糶ありとて飯を棄つるの類で、糶あればそれだけを棄てよよいではないか。諸君何ぞ矯正の策を講ぜずして廢止の説を固執するか。本員は最初よりの維持論者で、毀譽褒貶は顧みる所でない、と喝破し、議場喧嘩、廢止存置の兩論者は舌端火を吐くの勢であつた。かくて採決の結果は出席十八名中(淺野二番大坪四番金岡六番陸田七番缺席)二十番の廢止説に賛成せしは十一名(五十嵐一番森三番寺島八番阿部九番宮崎十番酒井十一番重松十二番藤村十三番菅原十九番石坂二十番仲二十二番)、之に反對せしは七名(岡五番堀十四番島十五番山澤十六番上埜十七番矢後十八番桂井二十一番)で、議長は多數を以て二十番説に可決確定の旨を告げ散會を宣した。此の時議員中ヒヤ／＼と連呼し、傍聽席より萬歳の聲が起つた。上埜十七番憤然起立し、斯かる縣下の重要問題を輕々に議決したのは遺憾の極であるとして、番號標を取りて議場に抛ち、奮然席を蹴つて退席した。議場の各員は總立となりて議長を連呼し、無禮なり、粗暴なり、議會の神聖を汚せり、處分すべしと絶叫し、紛亂の極に達したが、堀議長は散會を告げし後なればとて、其の儘退場した。

場した。

本件は知事よりの具中に對し、内務大臣は翌年一月十九日に至り「縣會決議不認可ノ件具申ノ通り施行スヘシ」と指令し、遂に原案が執行さるゝことゝなつた。

三、明治二十六年^{九月}臨時縣會

本會は明治二十六年九月二十五日開會、同十月一日閉會した。八月下旬の水害復舊費と神通橋架換費との爲に開かれたもので、議長は堀二作、議員席次は前會に同じく、知事は徳久恒範であつた。

議 件

議事件名は明治二十六年度地方稅支出豫算追加 同上地方稅收入豫算追加 自明治
 二十六年度地方稅土木費道路橋梁費中橋梁架換費支出豫算 土木工事を競争入札とする
 建議であつた。

議 決 摘 要

支出豫算追加

(1) 明治二十六年地方稅支出豫算追加

一金四萬九千貳拾壹圓六拾六錢

一金五千八百四圓拾參錢七厘

一金參百八拾四圓四拾錢貳厘

一金貳千參百七圓七拾錢四厘

合計金五萬七千五百拾七圓九拾錢參厘

外二

一金七千圓

土木費道路橋梁費中橋架換費本年度支出額

通計金六萬四千五百拾七圓九拾錢參厘

收入豫算追加

(2) 明治二十六年地方稅收入豫算追加

一金貳萬六千六百貳拾六圓四拾壹錢六厘

地租

內

金貳萬六千參百九拾四圓六拾錢六厘

郡收 入

但地租豫算額金七拾九萬九千八百參拾六圓五拾四錢六厘地租金壹圓ニ付金參錢貳厘

參錢貳厘

繼續費支出豫算

一金九千六百拾圓六錢貳厘

戶數 割

金貳百參拾壹圓八拾壹錢

市收 入

但地租豫算額金七千貳拾四圓五拾參錢七厘地租金壹圓ニ付金參錢貳厘

內

金八千貳百九拾參圓參拾六錢貳厘

郡收 入

但戶數十二萬五千六百五十七戶、一戶ニ付金六錢四厘

金千參百拾六圓七拾錢

市收 入

但戶數一萬九千九百五十戶、一戶ニ付金六錢四厘

一金貳萬千貳百八拾壹圓四拾貳錢五厘

雜收 入

一金七千圓

前年度ヨリ繰越金

合計金六萬四千五百拾七圓九拾錢參厘

(3) 自明治二十六年地方稅土木費道路橋梁費中橋架換費支出豫算

一金壹萬四千圓

土木費道路橋梁費中橋架換費

內 譯

金七千圓

明治二十六年度支出

金七千圓

明治二十七年年度支出
一、明治十五年架設の國道線富山市内神通橋の架換に係るもの。

特殊事項

神通橋設計

(1) 神通橋架換工事設計

二ヶ年の繼續事業として發案せられた神通橋架換は、橋脚の數を減じて橋臺を石造とするの設計であつたが、其の構造を更め、普通の木造とし、其の費額を約半減するに決した。

用水合口補助

(2) 舟見野下山水用合口補助(否決)

市町村土木補助費を以て黒部川通りの舟見野下山水用合口を補助せんとする案は、通常縣會に提出すべきものとして否決した。

三三 明治二十六年十一月通常縣會

開閉

本會は明治二十六年十一月二十四日開會、同十二月二十三日閉會した。議長は堀二作、議員席次は前會に同じく、知事は徳久恒範で決議せし翌年度通常豫算總額は金四拾壹萬千九百拾貳圓餘であつた。今回も亦師範學校女子部廢止の説出でて賛否相半し、議長の

意見に依つて辛うじて存置説が通過することゝなつた。

議件

議事件名

議事件名は明治二十七年地方稅支出豫算 同上地方稅收入豫算 同上營業稅雜種稅課目課額 同上地方稅支出並收入豫算追加(否決) 明治二十六年地方稅支出豫算追加 同上地方稅收入豫算追加 同上地方稅支出豫算追加 同上地方稅收入豫算追加 同上地方稅支出並收入豫算追加 自明治二十七年地方稅勸業費中内國勸業博覽會費支出豫算 明治二十七年市町村立小學校教員恩給基金收入豫算 明治二十五年地方稅支出收入精算報告 常置委員選舉並月手當及常置委員議員旅費支給規則中改正 寄附物件供用二件 諮問二件 建議十四件 片貝川繼續工事に關する議及であつた。

議決摘要

二十七年
支出豫算

(1) 明治二十七年地方稅支出豫算

一金五萬九千六拾九圓六拾錢四厘

内

警

察

費

金四萬九千四百四錢貳厘
 金九千八百貳拾圓八拾錢八厘
 金百四拾四圓七拾五錢四厘
 一金六百六拾六圓五拾八錢八厘

內

地方稅
 國庫下渡金
 請願巡查費
 警察廳舍建築修繕費

金五百五拾五圓四拾九錢
 金百拾壹圓九錢八厘

內

地方稅
 國庫下渡金

一金拾萬六千五百七拾參圓六拾八錢五厘
 一金五萬八千七百七拾參圓五錢七厘

內

土木費
 市町村土木補助費

一金四千八百參圓九拾壹錢參厘
 一金貳千參百四拾參圓四拾六錢貳厘

內

衛生及病院費
 縣會議諸費

金貳千百九拾貳圓五拾貳錢九厘
 金百五拾圓九拾參錢參厘
 一金貳萬五千五百拾九圓四拾九錢貳厘

內

地方稅
 寄附金
 教育費

一金百五拾圓

一金貳萬五千參百四拾七圓七拾九錢壹厘

一金四百六拾四圓八拾參錢八厘

一金貳圓

一金千參百貳拾參圓九拾六錢

一金貳萬參千參拾七圓貳拾六錢六厘

一金七千參百四圓拾八錢七厘

一金四百貳圓

一金參萬七千貳百九拾圓六拾六錢九厘

內

金參萬六千九百八拾六圓六拾六錢九厘

金拾貳圓

金貳百九拾貳圓

一金貳千四百貳拾圓七拾五錢九厘

一金貳千七百參拾五圓八拾四錢五厘

郡廳舍建築修繕費

郡吏員給料旅費及廳中諸費

救育費

難破船諸費

諸達書及揭示諸費

勸業費

地方稅取扱費

縣廳舍建築修繕費

縣監獄費

地方稅

國庫下附金

府縣收入金

縣監獄建築修繕費

地方郵便費

一金七拾八圓 衆議院議員選舉費
 一金參千七百六拾五圓九錢 備荒儲蓄借入償還金
 一金參萬百五拾圓 借入償還金
 一金壹萬千參百七拾五圓四拾壹錢 豫備費
 合計金四拾萬參千五百九拾七圓六拾壹錢六厘

外二

土木費 道路橋梁費中橋
 架架換費本年度支出額
 勸業費 中内國勸業博覽會費本年度支出額

一金七千圓
 一金千參百拾四圓五拾錢四厘
 通計金四拾壹萬千九百拾貳圓拾貳錢

一、警察費に於ては勅令の結果十二月一日より郡市別に警察署を設くべきこととなり、警察署及び同分署の廢置分合の行はるゝことを豫定して計上した。
 一、衛生及病院費に於ては從來の免許地の外に井波小杉八尾上市五百石泊の六ヶ町に免許地を設くる豫定で檢徴費を見積つた。

二十七年
度
收入豫算

(2) 明治二十七年地方稅收入豫算
 一金貳拾萬七千九百五拾壹圓七拾四錢五厘 地租割

内

金貳拾萬六千貳百九拾參圓八拾壹錢八厘 郡收 入

但地租豫算額金七拾九萬九千五百八拾八圓四拾四錢、地租金壹圓ニ付金貳拾五錢八厘

金千六百五拾七圓九拾貳錢七厘 市收 入

但地租豫算額金七千貳拾五圓拾壹錢六厘、地租金壹圓ニ付金貳拾參錢六厘

一金四萬八千六百貳拾圓六拾九錢五厘 營業稅

一金參萬六千八百拾參圓參拾錢 雜種稅

一金七萬四千參百六拾九圓四拾壹錢貳厘 戶數割

内

金六萬四千八百六拾貳圓七拾四錢八厘 郡收 入

但戶數十二萬五千七百三戶、一戶ニ付金五拾壹錢六厘

金九千五百六圓六拾六錢四厘 市收 入

但戶數二萬百八十四戶、一戶ニ付金四拾七錢壹厘

一金參萬貳千八百六拾六圓參錢六厘 雜收 入

加 收支豫算追

一金九百四圓九錢參厘	前々年度ヨリ繰越金
一金九千九百參拾壹圓九拾錢六厘	國庫下渡金
一金拾貳圓	國庫下附金
一金貳百九拾貳圓	府縣收入金
一金百五拾圓九拾參錢參厘	寄附金
合計金四拾壹萬千九百拾貳圓拾貳錢	

(3) 明治二十七年地方稅支出並收入豫算追加(否決)

本件は警察費警察廳舍建築修繕費市町村土木補助費地方稅取扱費豫備費に係るものであつたが、これは同年度通常豫算と併せ議すべしとの主意にて否決した。

加 支出豫算追

一金千參百七拾壹圓四拾參錢貳厘	警察費
內	
金千百四拾貳圓八拾六錢	地方稅
金貳百貳拾八圓五拾七錢貳厘	國庫下渡金
一金千四百貳拾八圓貳拾六錢八厘	土木費

加 收入豫算追

一金參萬五千七百拾五圓四拾五錢貳厘	市町村土木補助費
一金四千百八拾圓七拾錢八厘	縣監獄費
一金參百五拾七圓六拾四錢	豫備費
合計金四萬參千五拾參圓五拾錢	
(5) 明治二十六年地方稅收入豫算追加	
一金參萬千四百六拾七圓五拾八錢貳厘	地租割
內	
金參萬千九拾參圓六拾貳錢五厘	郡收入
但地租豫算額金七拾九萬九千八百參拾六圓五拾四錢六厘、地租金壹圓ニ付金參錢九厘	
參錢九厘	
金貳百七拾參圓九拾五錢七厘	市收入
但地租豫算額金七千貳拾四圓五拾參錢七厘、地租金壹圓ニ付金參錢九厘	
一金壹萬千參百五拾七圓參拾四錢六厘	戶數割
內	
金九千八百壹圓貳拾四錢六厘	郡收入

支出豫算追加

但戸數十二萬五千六百五十七戸、一戸ニ付金七錢八厘
 金千五百五拾六圓拾錢
 但戸數一萬九千九百五十戸、一戸ニ付金七錢八厘
 一金貳百貳拾八圓五拾七錢貳厘
 合計金四萬參千五拾參圓五拾錢

國庫下渡金

(6) 明治二十六年地方稅支出豫算追加
一金千五百圓

勸業費

一、本年開催せられた市俄古博覽會の賣殘品に對する補助費で縣會の建議に依り
 發案されたもの。

收入豫算追加

(7) 明治二十六年地方稅收入豫算追加
 一金七千百拾貳圓七拾四錢八厘

雜收入

一、内金七千圓は、土木費雜入にて、不用の土工レール賣却のもの。又金百拾貳圓七
 拾四錢八厘は、縣廳舎建築修繕費雜入にて、東岩瀬町大字西宮村に在る舊官倉敷
 地を該町役場小學校並に區裁判所出張所敷地として拂下ぐるもの。

收支豫算追加

(8) 明治二十六年地方稅支出並收入豫算追加

繼續費支出豫算追加

支 出
 一金參百五拾貳圓四拾五錢
 勸業費(工藝品陳列場備品費)

收 入
 一金參百五拾貳圓四拾五錢
 寄附金

(9) 自明治二十七年地方稅勸業費中内國勸業博覽會費支出豫算
至明治二十八年地方稅勸業費中内國勸業博覽會費

一金千八百七圓六拾參錢壹厘
 勸業費中内國勸業博覽會費

内 譯

金千參百拾四圓五拾錢四厘
 明治二十七年支出
 金四百九拾參圓拾貳錢七厘
 明治二十八年支出

一、明治二十八年四月一日より京都市に開かる、第四回内國勸業博覽會出品物の
 運送飾付費で、その明治二十七年支出は同年度通常豫算に計入した。

基金收入豫算

(10) 明治二十七年市町村立小學校教員恩給基金收入豫算
 一金千參百九拾參圓貳拾七錢貳厘
 教員恩給基金

(11) 諮問(二件、内一件否決)

(一) 元縣立病院財產貸與の件は、富山市への同財產貸與期限満了し、同市より、更に明治二

諮問

十七年四月一日以降向五ヶ年間繼續借用の儀申出でしを以て、必要の場合に期限に拘らず之を還付せしむべき條件を附して許可せんとするもので、これは可決となり、(二)輸出米検査の件は、同検査所を出町右動町高岡市伏木町東岩瀬町魚津町の六ヶ所に設立せんとするものであつたが、これは否決となつた。

建議

(12) 建議(十四件)

内務大臣へ提出するものは、(一)礪波射水上新川の三郡を各分割して六郡となすべし。件、(二)北陸鐵道起工點の件、(三)三大川の國庫支辨を求むる件、(四)農事試驗場國庫補助の件、(五)庄川河身改修を求むる件、(六)伏木港に關する件の六件で、知事へ提出するものは、(一)工業學校設置の件、(二)市俄古博覽會出陳殘品補助の件、(三)特別地方稅補助川設置の件、(四)治水堤防費補助歩合更正の件、(五)市町村道路補助廢止の件、(六)工事受負規則に關する件、(七)小學校獎勵試業會廢止の件、(八)貸座敷免許地増設の八件で、内閣點を附したるものは全文を左に掲げることとする。

富山縣礪波射水上新川ノ三郡ヲ各分割シテ六郡トナスヘキ儀ニ付建議

本縣礪波射水上新川ノ三郡ハ、各地域廣大ニ、風土人情郡内局所之ヲ異ニス。而シテ此ヲ一郡ノ下ニ統轄シアルヲ以テ、施政ノ便益ヲ損ヒ、郡内ノ公益ヲ害スル、其幾多ナルヲ

知ラズ。是ヲ以テ此三郡ヲ分割シテ六郡トナシ、以テ施政ノ周到ヲ計リ、郡内ノ公益ヲ全ウセントスル、茲ニ年アリ。明治十一年郡區制定以來本年ニ臻リ、十數年間其分郡セザルヘカラザル理由ヲ地方廳ニ開陳シ、或ハ内務省へ上書シ、又ハ委員ヲ派遣シテ當局者ニ陳情スル等、其幾十回ナルヲ知ラズ。是ヲ以テ政府モ其必要ヲ察セラレ、第一回帝國議會ニ際シ、郡分合法案中ニ於テ本縣三郡ヲ分郡スルコトニ定メ、之ヲ衆議院ニ提出セラレ、該院ニ於テ、特別委員ニテ政府案ノ如ク決了セシモ、會期切迫等ノ故ヲ以テ通過スルニ至ラズ。仍テ更ニ其分郡ヲ必要トスル所以ヲ開陳仕候礪波郡ノ分郡ヲ要スル所以ノ大旨左ノ如シ。

一、地域甚ダ廣クシテ面積七十五方里、人口二十一萬一千九百九十人町村八十一アリ、
一、資力ノ大ナルコト地價壹千壹百貳拾六萬餘圓、國稅總額參拾參萬餘圓、地方稅總額七萬四拾圓餘、衆議院議員選舉有權者三千八百餘人、縣會議員選舉有權者七千六百餘人アリ。

一、地域資力ノ廣大ナルニ比シ、代議士ノ員數寡クシテ人民ノ意見ヲ貫徹セシムルヲ得ズ。即チ人口二十萬以上ヲ有スルニ拘ラズ、衆議院議員ハ僅ニ一人ナリ。又本郡ハ八十一町村アルニ似ズ、此レニ郡制ヲ實施セハ、等シク法定ノ範圍ニ於テ郡會議員二十

名以內タラザルヲ得ズ。即四ヶ町村強ニシテ僅ニ一名ヲ出ス割合ナリ。他郡ニ比シ
寔ニ不權衡ト謂フベシ。

一、本郡内東部ト西部ト民情風土ヲ異ニシ、人民氷炭相容レザルノ情狀ヲ呈セリ。其
基因一ニシテ足ラズト雖、就中、即東部町村ハ所謂五箇山ニ隣リ、庄川ニ沿ヒテ、一大部落
ヲ爲シ、西部町村ハ小矢部川ヲ含入シ、北陸國道ニ斷續シテ、別ニ一區域ヲ爲セリ。是レ
各部自ラ風土ヲ異ニシ、人情ヲ別ニセル所以ナリ。又本郡ノ歴史ヲ案ズルニ、往昔ハ東
部ト西部ト其管轄ヲ異ニス。即東部ハ京都本願寺ノ領トナリ、郡ノ東方井波町瑞泉寺
ニ於テ統轄シ、西部ハ土山村(西部ノ村落)勝興寺ニ於テ統轄セリ。瑞泉寺ハ東派勝興
寺ハ西派ナリ。又往古ヨリ本日ニ至リ、東部ヲ庄川筋ト謂ヒ、西部ヲ小矢部川筋ト謂ヒ、
其習ノ久シキ地ノ利人ノ和共ニ利害ヲ異ニシテ、今尙交際スルヲ好マザルナリ。

一、郡内東西兩部人民ニ於テ、施政上、又ハ公同ノ事業上、其利害ヲ異ニシ、從來、郡會ノ如
キ東部利トスル所、西部之ヲ害トシ、彼我反對ノ意見ヲ持シ、不良ノ決議ヲ爲セリ。又町
村制實施以來、必要ノ事項ニ迫ラレ、一郡町村組合法ヲ組織セシメントスルモ、東西意見
ヲ異ニシ終ニ成立タシメズ。又從來郡役所ノ位置ニ關シ、彼是反對ヲ生ジ、東ニ置カン
カ西之ヲ攻撃シ、西ニ置カンカ東亦然リ。明治十九年ニ至リ、舊來西部ニ在ル郡衙ヲ東

部ニ移轉セリ。爾來一層軋轢ヲ生ゼリ。斯クノ如キ、實ニ郡民ノ不幸之ヨリ大ナルハ
無シ。既ニ如斯障害アルヲ以テ、之ヲ分郡シ兩域トナシ、人民相互ノ軋轢ヲ除去シ、一郡
團欒ノ區域ヲ編成シ、協同事業ノ發達ヲ謀ラザルベカラザルナリ。

上新川郡ノ分郡ヲ要スル所以左ノ如シ。

- 一、面積ハ八十二方里、人口十五萬一千四百二十九人ニシテ五十八ヶ町村アリ。
- 一、資力ハ七百餘萬圓ノ地價ヲ有シテ、拾七萬五千參百八拾餘圓ノ地稅ヲ納メ、衆議院
議員選舉有權者二千七百三十七人、縣會議員選舉有權者五千七百四十七人アリ。以テ
獨立ノ資力ニ乏シカラザルヲ知ルベシ。
- 一、民情風俗ノ相異ルコト甚シ。其原因タル、元來本郡ハ所謂常願寺川ナル大河ヲ以
テ郡域ヲ兩分シ、河東ハ立山ノ麓ニ沿ヒテ一大部落ヲ作り、河西ハ富山市ニ接續セル一
郷ナリ。之ヲ以テ河東ト河西ト、兩郡ノ勢已ニ成リ、到底一團ノ下ニ統治スルヲ得ズ。
而ルニ從來強ヒテ之ヲ一郡ノ下ニアルヲ以テ、施政上萬事不幸ヲ生ジ、郡民公同ノ利益
ヲ收ムルヲ得ザルナリ。

一、今ヤ兩郡ヲ分割セザレバ、到底郡制ヲ布キテ鞏固ナル團體ヲ組織スルコト能ハズ。
射水郡ノ分郡ヲ要スル所以ノ大旨左ノ如シ。

一、地域ハ二十八方里ニシテ、礪波、上新川ノ兩郡ニ比シ三分一ニモ及バザルモ、郡中大山巨嶽ノ面積ヲ填充スルナク、平原曠野ノ荒蕪ニ屬スルモノナシ。獨リ氷見庄ト中郡(射水郡中央ノ稱呼)ノ間ニ於テ、二上山ノ小山脈アリテ地形ヲ限ルノミ。其能登ノ國界ニ至リテハ小山起伏スト雖、二萬八千九百六十六ノ戶數ト十四萬四千五百八十三ノ人口ヲ有スルヲ以テ、皆利用耕種ニ適スルヲ知ルベシ。

一、資力ニ至リテモ尙然リ。地價六拾八萬六千八百七拾餘圓アリテ、衆議院議員選舉權ヲ有スルモノ二千五百四十三人、縣會議員選舉有權者四千五百十六人ヲ有ス。礪波、上新川兩郡ニ比シテハ稍小ナリト雖モ、他ニ亦比類ナキ大郡ナリ。

一、民情風土ヲ異ニスルハ、往古氷見庄ハ能登國ヨリ割キ越中ニ合シタルモノニシテ、歷史上判然タル明文アリ。故ニ舊藩主ノ書類ニ、或ハ能登國氷見郡ト云ヒテ一郡ノ名目アリシヲ、寛文中改メテ射水郡ト稱スヘキ旨藩主ヨリ達セシ程ニテ、今尙氷見庄ト稱シ、一方ヲ中郡ト稱シ、二上山ノ山脈ヲ限リテ桃花流水共ニ別天地ヲナシ、五ニ獨立ノ氣象ヲ有ス。是レ會テ屢分郡ノ事ヲ請願セシ所以ナリ。

一、郡内施政上公同ノ事業上其利害ヲ異ニシ、中郡之ヲ利トスル所氷見庄之ヲ否トシ、且氷見庄ニアリテハ、河川ナクシテ三方ノ小山脈ヲ以テ疆リ、一面海ニ向ヒ能登ニ接ス

ト雖、港灣ニ乏シ。故ニ運搬物ハ中郡ニ往復スルモノハ、道路ニヨリ人馬車ヲ以テ運送ス。海船ハ多ク能登ニ通ズルナリ。而シテ中郡ハ之ニ正反シ、國道線アリ、東ニ庄川アリ(射水郡大門ヨリ下流川船ノ便アリ)、西ニ小矢部川アリ、共ニ運送ヲ便ニシ、道路ノ改修ヲ望マズ。之ヲ分割セザレバ、五ニ事業ヲ改良スル能ハザルハ勿論ナリ。右ノ如ク現今ノ郡境ニテハ兩域共ニ獨立スル能ハズ。此ニ郡制ヲ施クニ必ズ分郡セザルヲ得ズ。

前條々ノ理由アルニ付キ、該三郡ヲ分割シテ六郡トセザレバ、到底郡制ヲ布キテ鞏固ナル團體ヲ組織シ、郡治ノ善良ヲ圖リ、郡民ノ公益ヲ全ウスルヲ得ザルナリ。而シテ今度勅令ヲ以テ前三郡ニ警察署ヲ設置セラレタル所以ノモノハ、區域廣濶ニシテ施政上行届カザル所アルニ依ラズンバアラズ。去レバ郡役所ノ施政ニ於テモ、亦同一ノ理由ニシテ敢テ多言ヲ要セザルナリ。幸ニ本縣ハ郡制未施行地ナレバ、其實行以前ニ於テ速ニ分郡ノ勅令アラントトテ。

本會ノ決議ヲ以テ及建議候也

明治二十七年一月

富山縣會議長 堀

二 作

內務大臣伯爵 井上 馨 殿

第三篇 縣會史 上

四五二

北陸鐵道起工點ノ儀ニ付建議

北陸鐵道工事ハ、第四期議會ニ於テ第一着手ニ議定セラレ、既ニ敦賀ヨリ起工セシモ、其一部ニ偏スルガ故ニ、我富山縣ノ如キハ、敷設ノ成功ニ接シ交通運輸ノ便ヲ得ルハ、前途數年ノ後ニ在リ。而シテ當初起工點ヲ定ムルニ際シ、石川富山福井ノ三ヶ所トナシ、何レノ地方モ工事ノ進行ニ伴ヒ平等ノ利澤ヲ得ント慾望シ、屢其筋ニ請願シタルモ、願意ヲ遂グルニ由ナク、地方人民今ニ至ルモ依然起工點ノ一事ニ熱中セリ。或ハ三ヶノ起工點ヲ非難シ、唯地方的感情ニ支配セララル、モノト稱スルモ、是レ經濟ヲ知ラズ將タ交通運輸ノ便ヲ重シゼザル儕侶ニシテ、今日ノ狀勢多少工事ノ進行スルト共ニ、實益ヲ收メ人民ヲ利スルハ、一部ニ偏セズ三ヶ所ヨリ起工スル三圖ニ若クハナシ。殊更ニ、我富山縣ノ如キハ、伏木港ヲ控ヘ、交通運輸ノ頻繁ナルト共ニ、早ク敷設ノ必要アルガ故ニ、獨リ敦賀ヨリ起工セルニ放委シ、前途數年ノ長日子ヲ坐視スル能ハズ。夫レ敦賀ヨリ起工セシハ、唯敷設線ニ貫聯スルガ故ニ工費ヲ省クトノ理由ニ出デタルガ如シ。然レドモ三ヶ所ヨリ起工シ、着々其成功セルモノヲ利用セハ多少工費ヲ省クノ比ニアラズ。大ニ收益ヲ見ルヤ必セリ。因テ伏木ニ接近セル高岡市ヲ起工點ト定メラレンコトヲ、右縣會ノ決議ニ依リ建議候也。

明治二十七年二月 日

富山縣會議長 堀

二一 作

內務大臣伯爵 井上 馨 殿

工業學校設置ノ儀ニ付建議

國家富強ノ道ヲ講ズルニ當リ、一般人民ノ事業ニ於ケル智識ハ無形の資本ニシテ、最價値アル元素ナリ。是レ實業教育ノ以テ已ムベカラザル所以ニシテ、工業ノ進歩ヲ以テ第一着トナスベキハ復奚ゾ疑ハン。之ヲ歐洲ノ近事ニ徵スルニ、工業教育ヲ振作シ、科學應用ノ利ヲ收メ、以テ競争ヲ富強ノ域ニ試ムルノ勢アリ。然ルニ現今我工業界ノ情況ヲ察スルニ、科學應用ノ智識ハ猶未ダ一般人民ノ腦裡ニ浸潤セズ。則何ニヨリテ國家ノ富強ヲ望マンヤ。帝國大學ニ於テ夙ニ工科大學ノ設立アリト雖、其他ニ至リテハ只僅ニ東京工業學校、石川縣工業學校ノ二アルニ過ギズ。政府ヨリ第五期帝國議會ニ提出シタル明治二十七年年度豫算ヲ通視スルニ、學校費ノ内男女高等師範學校、商業學校、高等中學校等ニ減ジテ、東京工業學校、東京美術學校ニ増シタルガ如キ、大阪工業學校新設ノ如キ、一モ實業教育ヲ擴張スルノ趣旨ニ出デザルハ無シ。之ニ加フルニ實業教育費國庫補助法案ノ提出ハ、特ニ文部省ノ意ヲ工業ニ用ヰルノ周到ナルコトヲ知ルニ足ラン。更ニ眼ヲ我富山縣ニ轉ズレバ、物品陳列場アリ、工藝品陳列場アリ、其名ハ異ナリ

ト雖モ其實ハ則チ同ジ。彼ノ高岡市タル工藝上最必要ノ地ナルヲ以テ、他日實業教育
國庫補助法案ニシテ幸ニ上下兩院ヲ通過スル時機ニ際セハ勸業費中ノ巡回教師ハ工
業學校在勤トシ、工藝品陳列場ニアル物品ハ一切學理講究ノ材料トシ標本トシテ存留
シ、該場ヲ工業學校ニ引直シ、其經費ハ向五ヶ年以上繼續支出ノ目的ヲ以テ議案ニ編製
シ、臨時縣會又ハ二十八年度通常縣會ニ下附セラレンコトヲ。
本會ノ決議ヲ以テ建議仕候也

明治二十七年一月

富山縣會議長 堀

二一 作

富山縣知事 徳久恒範 殿

(13) 議 及

片貝川繼續工事に關し議及した。

特 殊 事 項

(1) 師範學校女子部廢止論の再燃

議事教育費に入るや、師範學校女子部廢止論が再燃した。十一番酒井重則は、先づ火蓋
を切つて、昨年本會が師範學校女子部廢止を決議したことに就いて、縣下各新聞は筆を揃

議 及

女子師範廢
止論再燃

知事説明

へて同意し、幾萬の人々は拍手して賛意を表した。即ち此の決議は富山縣民の輿論であ
る。然るに知事は一片の理由を示さず、又再議にも付せず、この議決を輕々に取消したる
は當議會を蔑視したる處置である。知事の臨場を得て充分の説明を聞かんと述べ、之に
對して番外書記官島田宗正釋明する所ありしも、四番大坪三郎、六番金岡又左衛門また起
つて、當局者は專制時代の遺物たる現府縣會規則を楯として決議を無視するは、立憲治下
に於て公義を重んじたものではない。當の責任者たる知事の説明を聞き、其の上にて我
々にも決心があると迫つた。傍聽席に在りし知事はこの形勢を見て番外席に着いた。
金岡六番は知事の臨場に満足を表し、女子部存置の理由、尙將來の考も承りたく、又當局者
が依然女子部存置の意見であるに拘らず、當會では常置委員が重ねて廢止の意見を發表
しつゝある狀勢なれば、此の際懇切なる説明が願はしいと云つた。知事は徐に身を起し
て、昨年當會に於て師範學校女子部を否決せられた際は殆ど赴任の當時であり、種々苦慮
もしたが、終に議會と衝突するの止むなきに至つた。元來この女子部は明治九年の創立
に係り、多數の女教員を養成し、且目下五十名の生徒が在學して専心、其の途に進んでゐる。
彼等の志を奪ふは行政官として洵に忍びない。是れ不認可をなした所以の一である。
小學教育の要は普及を圖るにあるが、是れには男子も女子も就學せしめねばならぬ。然

るに現時日本の教育程度は學齡百中就學五十、更に就學中日々の出席は二十五人に過ぎない現状で、吾人は多額の教育費を學齡百中二十五人の爲に投じて居るのである。而して本縣教育の現況はこの日本全國の平均にすら及ばないから、進んで大に女子の就學を勸奨せねばならず、女教員養成の必要が茲にある。是れ不認可を爲した所以の二である。教育の普及は文部省の熱心唱道する所で、大に國運の消長に關する。現に比耳義獨逸の如きは學齡百中出席八九十人の多數であると聞く。御互に於ても茲四五年間に少くとも學齡百中七八十の出席を期せねばならぬ。是れ女教員養成の必要を感じ不認可を爲した所以の三である。赴任早々不認可を執行したことは甚だ好まなかつたが、諸君の決議をのみ遵守するは富山縣の爲に親切でないと思ひ、調査に調査を加へ、不認可は本縣將來の得策であると認められた譯である。又本年の提案に就いても百方考慮の末、諸君の不満足を買ふ處はあつたが、將來の爲に必要なりと思ひ、信じたからである。好んで爲した譯でないから諸君に於ても十分の考慮を煩はされたい。尙昨年再議に附せざりしは當會が一旦否決せられた上は徒に諸君を煩はすのみで、結果は同じことならんと思ひ、其の手續を取らなかつたのだが、しかし是は自分の失策であつた。今後は十分に注意をするつもりであるから、何卒私の精神を酌みて相當の決議がありたい云々と、知事の演説は頗る長

議員の退場處分

時間に涉つた。之に對して十七番上埜安太郎は女子部存置の豫算の修正説、一番五十嵐政雄は常置委員の意見として女子部廢止の豫算修正説を各提出し、兩々討議を闘はした末採決の結果は兩説各九名の正半數となり、堀議長の存置説で、遂に女子部存置が危く確定することになつた。

(2) 議員の退場處分

十二月二十三日午後八時三十分北陸鐵道起工點に關する建議案に入る。十一番酒井重則、酒氣を帯び言動粗暴を極め、種々の問題を捉へ來つて常置委員其の他の議員に當り散らし、遂に堀議長から發言を停止せられ、續いて土木費の二次會に入りても同議員の狂暴愈、加はり、十三番藤村幸太郎及び十二番重松覺平に喰つてかゝり、遂に腕力を以て十二番を突倒さんとし、却つて十二番より突返されて打倒れ、傍聽席は俄に動搖して十一番を退場せしむべしとの聲囂々として起つた。十一番は之と怒罵を交換するといふ有様で、議場の混亂甚しく、議長は再三、十一番を制止せしも聴かざりし爲、止むなく之に退場を命じた。議員の退場を命ぜられたのは今回が嚆矢である。

三三、明治二十七年七月臨時縣會

開閉

第三章 縣會議事(明治年代)

四五八

本會は明治二十七年七月二十四日開會、同月二十五日閉會した。議員半数改選後の役員選挙の爲に開いたもので、議員席次を定め、議長に金岡又左衛門當選し、知事は徳久恒範であつた。

議 件

議事件名

議事件名は議員席次の抽籤 議長副議長の選挙 常置委員、同補充員の選挙であつた。

議 決 摘 要

議員席次

(1) 議員席次の抽籤

- | | | |
|------------|-------------|-----------|
| 一 番 竹脇茂三郎 | 二 番 本間三右衛門 | 三 番 武内善治 |
| 四 番 金岡又左衛門 | 五 番 中野幸作 | 六 番 酒井重則 |
| 七 番 桂井他八郎 | 八 番 黒田次郎右衛門 | 九 番 石坂嘉一 |
| 十 番 矢後孫二 | 十一番 河合八十八 | 十二番 藤井長太郎 |
| 十三番 宮崎廣八郎 | 十四番 濱田長次郎 | 十五番 重松覺平 |
| 十六番 岡與左衛門 | 十七番 寺島松右衛門 | 十八番 島省左右 |

議 員



中野 幸 作



武 内 善 治



濱 田 長 次 郎



本 間 三 右 衛 門

議 員



藤井長太郎



齊藤好



河合八十八



神保政太郎

- 十九番 陸田又五郎
- 二十番 林 豊
- 二十一番 山澤長九郎
- 二十二番 福村 清平

(異動) 四番金岡又左衛門明治二十七年九月辭職、正木善一郎同年十月補缺。

正副議長の選舉

(2) 議長副議長の選舉

七月二十五日開議出席議員は竹脇一番本間二番武内三番金岡四番黒田八番河合十一番藤井十二番濱田十四番島十八番林二十番福村二十二番の十一名(半數)で、知事假に議長席に着き待つこと多時漸く酒井六番等九名出席した。島十八番は直ちに正副議長の選舉に入るべしと提議し、酒井六番は慎重を要するとの理由を以て延期説を唱へた。金岡四番は兎に角假議長を選舉すべしと求め、島十八番之を贊して指名選舉とせんと發議した。酒井六番乃ち更めて知事に對し假議長選舉の陳告を爲せしや否やを確め、之を爲せりとの答を得るや九名連袂退場して、出席議員はまた元の十一名となつた。この時島十八番の提議に依り、指名を以て金岡四番を假議長に推薦し、知事はこれにその席を譲つた。而して記名投票を以て議長を選舉し、更に當選議長に依つて同じく副議長の選舉を行つた。その結果は左の通りである。

〔議長〕 金岡又左衛門 十票(當選) 竹脇茂三郎 一票

〔副議長〕

竹脇茂三郎

十票(當選)

林

豐

一票

三四、明治二十七年九月臨時縣會

開閉

本會は明治二十七年九月二十二日開會、同月二十八日閉會した。八月十一日の出水に因る道路橋梁の復舊費及び工藝學校簡易農學校の設立費を要求する爲に開いたもので、議長は金岡又左衛門辭職の爲、副議長竹脇茂三郎代理し、最終日に同副議長は議長に當選した。議員席次は前會に同じく、知事は徳久恒範であつた。

議 件

議事件名は明治二十七年度地方税支出豫算追加 同上地方税收入豫算追加 富山縣工藝品陳列場處分 農學校設立原資金引繼使用 寄附物件供用 寄附人夫使用(淺井村庄川堤防再築用) 議長副議長の選舉 皇軍連戰連捷の祝電であつた。

議 決 摘 要

(1) 明治二十七年度地方税支出豫算追加

支出豫算追加

一金五萬四千五百貳拾參圓六拾七錢五厘	土 木 費
一金壹萬八千貳百六拾四圓九拾四錢貳厘	市町村土木補助費
一金八千九百參拾六圓六拾七錢四厘	教 育 費
內	
金七千七百參拾六圓六拾七錢四厘	地 方 稅
金千貳百圓	國庫補助金
內 譯	
金四千八百五拾壹圓七拾九錢貳厘	工 藝 學 校 費
內	
金四千五拾壹圓七拾九錢貳厘	地 方 稅
金八百圓	國庫補助金
金四千八拾四圓八拾八錢貳厘	簡易農學校費
內	
金參千六百八拾四圓八拾八錢貳厘	地 方 稅
金四百圓	國庫補助金

收入豫算追加

一金千六百貳拾八圓七拾五錢七厘

豫備費

計金八萬參千參百五拾四圓四錢八厘

(2) 明治二十七年地方稅收入豫算追加

一金五萬拾圓四錢

地租割

內

金四萬九千五百七拾四圓四拾八錢參厘

郡收 入

但地租豫算額金七拾九萬九千五百八拾八圓四拾四錢地租金壹圓ニ付金六錢

貳厘

金四百參拾五圓五拾五錢七厘

市收 入

但地租豫算額金七千貳拾五圓拾壹錢六厘地租金壹圓ニ付金六錢貳厘

一金壹萬八千八拾九圓九拾八錢八厘

戶數 割

內

金壹萬五千五百八拾七圓拾七錢貳厘

郡收 入

但戶數十二萬五千七百三戶、一戶ニ付金拾貳錢四厘

金貳千五百貳圓八拾壹錢六厘

市收 入

工藝品陳列場廢止

但戶數二萬百八十四戶、一戶ニ付金拾貳錢四厘

一金五拾四圓貳錢

雜收 入

一金壹萬四千圓

前年度ヨリ繰越金

一金千貳百圓

國庫補助金

計金壹萬參千參百五拾四圓四錢八厘

(3) 富山縣工藝品陳列場處分

今回工藝學校新設スベキニ付テハ、本縣工藝品陳列場ハ明治二十七年九月三十日限リ

廢止ス

但該場建物敷地及在來ノ物品ハ新設工藝學校ニ引繼グモノトス

(4) 農學校設立原資金引繼使用

一金千五拾圓

整理公債證書

一金百七拾六圓九拾五錢九厘

明治二十七年八月三十日現在金

一金貳圓八拾貳錢壹厘

明治二十七年四月ヨリ八月三十一日迄ノ利子豫算

合計金千貳百貳拾九圓七拾八錢

內

農學校設立資金使用

金千貳百貳拾九圓七拾八錢

簡易農學校用地買上代

右金額ハ曩ニ縣下礪波郡權正寺平民島キクイヨリ礪波郡内ニ於テ農學校設立ノ際其基金ニ供スベキ指定ヲ以テ金九百圓ヲ寄附シタルヲ積立テ此額ニ至リシナリ然ルニ時機未ダ到達セズ保管今日ニ至リシガ今ヤ該郡内ニ簡易農學校設立ノ計畫アリ始メテ寄附者ノ志望ヲ達セシムベキ運ニ遭遇シタレバ此際之ヲ地方經濟ニ引繼ギ整理公債ハ之ヲ賣却シ現在金ヲ併セテ農業用地ヲ買入レントス

寄附物件供用

- (5) 寄附物件供用
 - 一、建物 一棟

此坪數三百二坪二合五勺

- 一、地所 七段二畝二歩

右本縣簡易農學校用トシテ礪波郡福野町長ヨリ寄附出願ニ付キ之ヲ聽許シ指定ノ用ニ供スベシ

正副議長の選舉

(6) 議長副議長の選舉

九月二十八日午後二時五十分開議竹脇副議長缺席に付岡十六番を假議長に選舉し、休憩後同四時五十分再開議出席議員十二名あり、假議長議長選舉を行はんとしたが、武内三

番福村二十二番退場せし爲定數を缺き又休憩した。同九時二十九分三たび開議議員十八名出席した。竹脇副議長病氣快方に赴きしとて出席無記名を以て議長選舉を行ひ、了つて同議長は缺員となりし副議長の選舉を行つた。その結果は左の通りである。

[議長]	竹脇茂三郎	十一票(當選)	重松覺平	八票
[副議長]	石坂嘉一	十票(當選)	重松覺平	五票
	中野幸作	一票	岡與左衛門	一票
	無効	一票		

尋いで竹脇議長は席を石坂副議長に譲り、暫時控席にて服藥せんと述べしに、酒井六番は議長が早くも逃げんとするは不埒である。富山縣會の面目にも關するから寧ろ潔く辭退すべきであると罵り、竹脇議長はさ程までに言はるゝならば病を忍ばんとて、其の席に止つた。中野五番は、また議長既に席を副議長に譲ると告げし以上は議長にあらず、六番の説に従ひ席に止まるならば、なぜ前言を取消さぬかと責めた。

(7) 皇軍連戦連捷の祝電

本件は會議以外の事なれば、單に一同の申合せとして廣島大本營に宛て、左の祝電を發した。

皇軍戰捷の祝電

謹ンデ我征清軍ノ海陸大勝利ヲ賀シ奉ル

富山縣會議員一同

特殊事項

兩實業學校
設立の討議

(1) 教育費の討議

工藝學校及び簡易農學校設立の提案に付いては、議員中臨時會に於て議すべき程の急件にあらずとする論者多かりし爲、知事は兩度まで番外席に着いて其の必要な所以を説き、且國庫補助を得るはこの時機を逸してはならぬ事情を述べて、漸く可決せられた。

副議長と議
場の混亂

(2) 副議長と議場の混亂

金岡議長衆議院議員に當選の爲辭職し、竹脇副議長其の代理をしたが、議場屢、混亂に陥り、議事の停頓を來した。而して會期中、議長選舉に關して激しき議員爭奪の暗闘行はれたものゝ如くである。

三五、明治二十七年十一月通常縣會

開閉

本會は明治二十七年十一月二十二日開會、同十二月七日中止、同月十七日解散を命ぜられた。議長は竹脇茂三郎、議員席次は前會に同じく、知事は徳久恒範であつた。今回は縣

會と知事との間に極端なる衝突を爲し、遂に解散の不幸を見るに至つた有名なる縣會である。

議 件

議事件名

議事件名は明治二十八年度地方税支出豫算 知事不信認であつた。

議 決 摘 要

知事不信認
決議

知事不信認の決議

本會に於て知事不信認問題が決議せられた。先づ開會の始めに於て、縣會は精算報告調査委員九名の多數を選擧し、以て當局を苦しむる意氣を示し、又明治二十八年度地方税支出豫算を議するに方り、警察費及び警察廳舎建築修繕費、縣會議諸費、衛生及病院費、救育費、難破船諸費、諸達書及揭示諸費等の第一次會を了へて、土木費に入るや、酒井六番は、鼻息荒く、土木費全體に就いて知事の方針を聞くべき必要あり、場合に依りては不信認問題を提出すべし。と火蓋を切り、本間二番、武内三番、中野五番、岡十六番、濱田十四番、藤井十二番亦續々之に賛成し、而して番外の書記官大海原尙義も亦當初より知事の不出席を聲明し、

且曰く、當議會の光景を見るに、殊更に當局と争はんとする傾なきにあらず、若し然らば當局者も十分覺悟ありと酬ゆる等、知事と縣會との正面衝突は、開會前より既に其の空氣を孕んでゐたものゝ様であつた。斯くなるまでには、土木費を中心として地方及び議員個人の利害問題も伏在すべく、又師範學校女子部廢止問題に基づく感情の睽離もあるべく、知事及び縣會共に萬一の場合に於ける一大決心を懷抱せし事は想像するに難くはない。十二月七日午後二時四十分開議、出席議員は自由黨の十一名(本間二番中野五番酒井六番桂井七番矢後十番宮崎十三番重松十五番岡十六番寺島十七番陸田十九番山澤二十一番)で、改進黨の十一名(竹脇一番武内三番正木四番黒田八番石坂九番河合十一番藤井十二番濱田十四番島十八番林二十番福村二十二番)は缺席し、番外には書記官大海原尙義、參事官大木房英等着席したが、正副議長共に缺席せしを以て、岡十六番を假議長に指名推薦した。假議長は前日の續議に入る旨を告ぐるや、酒井六番は先頭に立ち、知事不信認の決議案を提出して曰く、

曩に本員等は富山縣施政の大方針を聞かんが爲に、全會一致を以て知事の臨場を請求せしも、知事は之に應ぜず、其の後或一派の議員が出場して再び之を求めしも、是亦拒絕したりと聞く、甚だ以て不親切至極の次第である。次に河川の災害を防ぐ方法として

昨年賛成したる治水諮問會を、土木の諮問機關として補助道路の指定線等を諮問したるは、決議の精神を没却したものである。次に又知事は常願寺川通り利田前の堤防に於て縣の治水事業は水流の儘に放任するも、勸業を發達せしめねばならぬと論ぜしとか、さる方針なるが故に、富山市の如きは年々悲惨なる災害を蒙るのである。是等に關して、親しく知事より説明を聞くべき必要あるに拘らず、近頃大島より赴任して縣下の事情を知悉せざる書記官を番外に列せしめ、飽くまで我々の請求を拒絕する以上は、我々は知事的不信認を決議して、内務大臣に具申せねばならぬ。

と論じ、之に對して大木番外は辯明する所あつたが、中野五番本間二番は六番に賛成して更に之を敷衍し、此の如き知事は速に榮轉を内務省に願はねばならぬ。と論じ、また疾を力めて出席した重松十五番も斯かる知事は不信認問題を論ずるまでもなし。何處へなりと勝手に立去るべし。と極言し、寺島十七番は更に激越なる口調を以て、

七十萬縣民を蔑視する知事、杜撰極まる神通川治水案、本員等は斯かる議案を議する能はざるを以て、不信認決議と共に議案を返上する。

とて議案を以て卓を叩きしに、議案は端なく迂り落ちて卓下に散亂した。假議長は未曾有の事件なればとて、熱慮の爲休憩を命じ、午後三時三十分再開、酒井六番より内務大臣へ

の具申文案は議長に一任せん、速に採決ありたしと求め、假議長は知事不信認を議題とすべしと告ぐ。番外大海原書記官は之を遮りしも、假議長は聽かず。知事不信認案を内務大臣に具申するに就いては満場不同意なきを以て全會一致不信認の決議を爲す。旨を宣告した。

會議中止 縣會解散

假議長に於て知事不信認決議を宣告するや、左の達書、假議長の手許に達し、書記之を朗讀し、議場の内外俄に沸騰して、議員傍聽人共に拍手して萬歳を叫んだ。

富山縣達號外

富山縣會

本日會議ノ論說ハ府縣會規則ヲ犯スモノト認ムルヲ以テ該規則第三十三條ニ依リ會議ヲ中止ス

明治二十七年十二月七日

富山縣知事 徳久 恒 範

尋いで同月二十日左の告示が發せられ、縣會は解散せらるゝことゝなつた。

縣會解散

會議中止

富山縣告示第百五十七號
本月十七日內務大臣ヨリ府縣會規則第三十四條ニ依リ當縣縣會ノ解散ヲ命セラレタリ

明治二十七年十二月二十日

富山縣知事 徳久 恒 範

特殊事項

(1) 精算報告調査委員の再選舉
明治二十六年地方稅支出收入精算報告調査委員を十名とし、これを選舉したが、その翌日に至り、十名は奇數でないから議事細則第二十九條に牴觸するとの説出で、これを無効とし、改めて九名として選舉を再執行した。

(2) 原案の土木費内容

問題となりし原案の土木費は金拾萬貳千五百六拾貳圓四拾八錢、内道路橋梁費金貳萬九千五百拾九圓參拾四錢貳厘、治水堤防費金七萬參千四拾參圓拾參錢八厘で、前年度豫算に比すれば金參千八百六拾四圓壹錢五厘を減じ、道路橋梁費に在りては縣道修繕費を減じ、國道修繕費を増し、且國縣道の橋梁架設費を増し、新に並木費を計上したる等にて、金七

精算報告調査委員の再

問題の土木費

千五百拾四圓貳拾九錢七厘を増し、治水堤防費に在りては僅に雜費を増したるも、前年度以前三ヶ年の通常豫算平均額に依り、各川(神通川を含む)堤防修繕費を見積りたる外、神通川筋寄洲地買上代金壹萬貳千拾參圓七錢を見積り、波除突堤費を計上せず、金壹萬千參百七拾八圓參拾壹錢貳厘を減じたものであつた。

(3) 自由改進黨兩黨議員の態度

知事不信認問題に就いては自由改進黨兩黨所屬議員の意見合致せしに拘はらず、各同一の行動を執らずして、一方出席すれば一方缺席するといふ奇觀を呈した。これは選舉干渉の餘儀未ださめず、相互の反目尙深刻なりし結果であらう。

(4) 不信認決議後の經過

十二月七日會議中止後、知事は議員一同に對し、富山縣達乙第四十號を以て「今日富山縣達號外ヲ以テ會議ヲ中止候ニ付キ追テ何分ノ儀相達候迄廳下ニ滞在スルニ及ハス」と達し、即日大海原書記官大木參事官を上京せしめた。而して同月九日改進黨議員は總曲輪富貴座に於て、十一日自由黨議員は諏訪川原諏訪座に於て政談演說會を開き、議會經過を縣民に報じ、而して二十日縣會解散の告示が發せられた。

(5) 議員寺島松右衛門の拘引等

寺島議員の拘禁

不信認決議後の經過

十二月七日會議中止後、寺島議員は官吏侮辱の廉を以て富山警察署へ引致せられて、植松警部の取調を受け、書記の議事筆記も差押へられた。超えて同十日同議員は富山地方裁判所に於て羽鳥檢事の取調を受け、豫審に付せられ、同十七日長谷川書記は豫審廷に召喚、翌十八日岡議員本間議員廣瀬書記等は同じく豫審廷に取調を受けた。而して同二十日寺島議員は漸く左の如く豫審免訴の決定を與へられ、拘禁十有六日にして出獄した。

豫審終結決定

豫審終結決定書

富山縣射水郡七美村大字野寺新村平民
農 寺島松右衛門

四十二年五月

右官吏侮辱事件豫審ヲ遂クル處

被告松右衛門ハ、富山縣會議員ニシテ、明治二十七年議會開設ノ際、六番議員酒井重則カ縣知事不信認問題ヲ提出シタルニ賛成シ其意見ヲ陳述中、富山縣知事ノ職務ニ對シ侮辱ヲ加ヘ、或ハ番外富山縣書記官參事官ニ對シ形容ヲ以テ其職務ヲ侮辱シタリト認ムベキ證據十分ナラサルヲ以テ、刑事訴訟法第六十五條第一ニ依リ免訴放免ス。但押收ノ書類ハ各差出人ニ還附ス。

明治二十七年十二月二十二日

富山地方裁判所ニ於テ

豫審判事 矢部 成 凭
裁判所書記 坂田 熊 吉

重松議員病歿

また不信認決議の日、病を力めて出席し、知事を弾劾して何處へなりと立去るべしと絶叫した重松議員は、寺島放免後二日、十二月二十四日を以て病歿した。

三六 明治二十八年二月繼續通常縣會

開閉

本會は明治二十八年二月十二日開會、同月二十六日閉會した。昨年十二月解散せられし通常縣會の後を受け、新に選舉せられたる議員を以て開かれた繼續通常縣會で、議員席次を定め、議長に大矢四郎兵衛當選し、知事は徳久恒範で、決議せし翌年度通常豫算總額は金參拾四萬五拾六圓餘であつた。

議 件

議事件名

議事件名は議員席次の抽籤 議長、副議長の選舉 常置委員、同補充員の選舉 明治二

十八年度地方稅支出豫算 同上地方稅收入豫算 同上營業稅雜種稅課目課額 同上市町村立小學校教員恩給基金收入豫算 明治二十七年地方稅支出豫算追加 同上地方稅支出並收入豫算追加 自明治二十七年地方稅勸業費中内國勸業博覽會費支出豫算追加 明治二十八年地方稅勸業費中内國勸業博覽會費支出豫算追加 明治二十八年地方稅勸業費中内國勸業博覽會費支出豫算追加 同上縣立簡易農學校基本財產收入豫算(否決) 同上縣立簡易農學校基本財產收入豫算(否決) 明治二十七年地方稅支出豫算追加 自明治二十八年地方稅土木費中道路橋梁費支出豫算 縣立工藝學校、同簡易農學校基本財產儲設 富山縣會議員並常置委員就職交替手續改正 寄附物件供用 明治二十六年地方稅支出收入精算報告 九谷陶器會社へ貸付金處分の件諮問 建議二件であつた。

議 決 摘 要

議員席次

(I) 議員席次の抽籤

- | | | |
|-----------|------------|------------|
| 一 番 小川善三郎 | 二 番 大矢四郎兵衛 | 三 番 鍋島太郎兵衛 |
| 四 番 奥野義治 | 五 番 岩間菊太郎 | 六 番 石坂嘉一 |
| 七 番 中野幸作 | 八 番 藤村幸太郎 | 九 番 藤井長太郎 |
| 十 番 菅野新作 | 十一 番 濱田長次郎 | 十二 番 神保政太郎 |

十三番 武部 冉之	十四番 黒田次郎右衛門	十五番 萩野助右衛門
十六番 堀 二作	十七番 河合八十八	十八番 武内善治
十九番 酒井重則	二十番 齊藤好	二十一番 黒田儀平
二十二番 正木善一郎		

(異動)なし。

正副議長の選挙

(2) 議長副議長の選挙

開會の初日に於て改選後の議會なれば知事議長席に着き、先づ假議長の選挙を行ひ、大矢四郎兵衛が當選したので、知事は席を譲つた。それより議長副議長の選挙を行つたが、結果は左の如くである。

[議長]	大矢四郎兵衛	十二票(當選)	堀 二作	四票
	菅野 新作	二票	奥野 義治	一票
	中野 幸作	一票	藤村 幸太郎	一票
[副議長]	菅野 新作	十三票(當選)	武部 冉之	二票
	小川 善三郎	一票	岩間 菊太郎	一票
	中野 幸作	一票	石坂 嘉一	一票

議員



岩間菊太郎



鍋島太郎兵衛



黒田儀平



奥野義治

員 議



門衛右助野荻



之冉部武



郎三善川小



郎三堂高

二十八年
度
支
出
豫
算

堀 二 作 一 票

(3) 明治二十八年地方税支出豫算

一金六萬四百六拾七圓四拾七錢貳厘

內

金五萬百四拾七圓五拾參錢八厘

金壹萬貳拾九圓五拾錢八厘

金貳百九拾圓四拾貳錢六厘

一金八百拾五圓拾七錢參厘

內

金六百七拾九圓參拾壹錢壹厘

金百參拾五圓八拾六錢貳厘

一金八萬五千八百貳拾四圓拾壹錢壹厘

一金貳萬參千八百九拾貳圓八拾四錢八厘

一金參千七百六拾六圓九拾四錢九厘

一金貳千七百四拾七圓參拾四錢五厘

武 內 善 治 一 票

警 察 費

地 方 稅

國 庫 下 渡 金

請 願 巡 査 費

警 察 廳 舍 建 築 修 繕 費

地 方 稅

國 庫 下 渡 金

土 木 費

市 町 村 土 木 補 助 費

縣 會 議 諸 費

衛 生 及 病 院 費

內

金貳千六百貳拾五圓六拾六錢

金百貳拾壹圓六拾八錢五厘

一金參萬五千九百參拾五圓拾九錢八厘

地方稅
寄附金
教育費

內

金參萬參千五百參拾五圓拾九錢八厘

金貳千四百圓

一金參百參拾貳圓四拾錢九厘

一金貳萬四千九百四拾圓拾貳錢七厘

一金四百九拾四圓參拾八錢五厘

一金貳圓

一金千四百八拾八圓拾貳錢七厘

一金壹萬千九百參拾八圓拾六錢四厘

一金六千四百四拾六圓八拾四錢貳厘

一金貳百貳拾貳圓

地方稅
國庫補助金
郡廳舍建築修繕費
郡吏員給料旅費及廳中諸費
救育費
難破船諸費
諸達書及揭示諸費
勸業費
地方稅取扱費
縣廳舍建築修繕費

一金四萬參拾貳圓七錢五厘

內

金參萬九千七百貳拾四圓八拾七錢五厘

金拾四圓四拾錢

金貳百九拾貳圓八拾錢

一金八百九拾八圓拾四錢八厘

一金貳千八百貳圓八拾六錢貳厘

一金七拾八圓

一金貳萬貳千八百四拾八圓四拾貳錢參厘

一金壹萬四千八拾參圓七拾七錢貳厘

合計金參拾四萬五拾六圓四拾參錢

外二

一金四百九拾參圓拾貳錢七厘

一金四百五拾七圓

通計金參拾四萬千六圓五拾五錢七厘

縣監獄費

地方稅

國庫下渡金

府縣收入金

縣監獄建築修繕費

地方郵便費

衆議院議員選舉費

備荒儲蓄借入償還金

豫備費

勸業費
會費
費
中
本
內
國
度
支
出
勤
業
額
博
覽
會
費
同
上
追
加

第三章 縣會議事(明治年代)

(4) 明治二十八年地方稅收入豫算

一金拾四萬七千四百六拾壹圓七拾七錢七厘	地租
內	
金拾四萬六千四百拾八圓五拾五錢貳厘	郡收
但地租豫算額金八拾萬百壹圓參拾七錢九厘地租壹圓ニ付金拾八錢參厘	郡收
金千四拾參圓貳拾貳錢五厘	市收
但地租豫算額金六千七百參拾圓四拾八錢壹厘地租壹圓ニ付金拾五錢五厘	市收
內	
金四萬八千四百八拾八圓四拾九錢參厘	營業稅
金參萬六千七百八拾七圓六拾四錢	雜種稅
金五萬貳千七百七拾七圓六錢六厘	戶數割
內	
金四萬五千九百拾五圓六錢六厘	郡收
但戶數十二萬五千四百五十一戶、一戶ニ付金參拾六錢六厘	郡收
金六千貳百六拾貳圓	市收
但戶數二萬二百戶、一戶ニ付金參拾壹錢	市收

基金收入
豫算
支出
豫算
追加
收支
豫算
追加

一金四萬八百九拾六圓六拾七錢	雜收
一金貳千參百參拾六圓五拾壹錢八厘	前々年度ヨリ繰越金
一金壹萬貳拾九圓五拾錢八厘	國庫下渡金
一金拾四圓四拾錢	國庫補助金
一金貳千四百圓	府縣收入金
一金貳百九拾貳圓八拾錢	寄附金
一金百貳拾壹圓六拾八錢五厘	
合計金參拾四萬千六圓五拾五錢七厘	
(5) 明治二十八年市町村立小學校教員恩給基金收入豫算	
一金千四百五圓參拾貳錢八厘	教員恩給基金
(6) 明治二十七年地方稅支出豫算追加	
一金千四百拾九圓四拾錢參厘	縣監獄費
但明治二十七年徵收過金ヲ以テ之ニ充ツ	
(7) 明治二十七年地方稅支出並收入豫算追加	
支出は警察廳舍建築修繕費金拾六圓收入は寄附金金拾六圓である。	

繼續支出豫
算追加

第三章 縣會議事(明治年代)

四八二

(8) 自明治二十七年地方稅勸業費中內國勸業博覽會費支出豫算追加
一金四百九拾九圓
勸業費中內國勸業博覽會費

内

金四拾貳圓

明治二十七年支出

金四百五拾七圓

明治二十八年支出

但明治二十七年ハ同年度徵收過金ヲ以テ之ニ充ツ

(9) 明治二十八年縣立工藝學校基本財産收入豫算(否決)

(10) 明治二十八年縣立簡易農學校基本財産收入豫算(否決)

(11) 明治二十七年地方稅支出豫算追加(小學校教科書審查費)(否決)

(12) 自明治二十八年地方稅土木費中道路橋梁費支出豫算(黒部川橋及び新湊水

見間道路費)(否決)

以上四件は何れも否決内小學校教科書審查費は再議に付せられたが、また否決となつた。

兩學校基本
財産備設

(13) 縣立工藝學校同簡易農學校基本財産備設

明治二十三年十月法律第八十九號地方學事通則第九條ニ依リ、縣立工藝學校及同簡易

議員等交替
手續改正

農學校生徒ノ實科修業ヨリ生スル製作品及農産物等ノ拂下代又ハ寄附金 寄附者其ノ
ヲ定メサ
ルモノ
ハ、之ヲ蓄積シテ當該學校ノ基本財産トス 使用ノ目的

(14) 富山縣會議員並常置委員就職交替手續(改正)

一、府縣會規則第二十一條ニ依リ改選スル議員ハ議員當選告示ノ日ヲ以テ交替スル
モノトス

(参考) 府縣會規則第二十一條 議員ノ任期ハ四年トシ二年毎ニ全數ノ半ヲ改選
ス 第一回二年期ノ改選ヲ爲スハ抽籤法ヲ以テ其退任ノ人ヲ定ム

(15) 九谷陶器會社へ貸付金處分ノ件(諮問)

明治十六年分縣ノ際、石川縣ヨリ引繼テ受ケタル賦金ノ内、同縣江沼郡大聖寺町九谷燒
陶器會社へ貸付金貳千五百圓ノ内、石川縣割當額千六百參拾五圓四拾貳錢五厘ニ對シ、
同縣常置委員會ハ該社困難ノ事情ヲ洞察シ、年賦利引一時返納ノコトニ決議シタル趣
ヲ以テ、本縣割當高金八百六拾四圓五拾七錢五厘ニ對シテモ同様處分方同縣ヨリ照會
アリタリ。依テ明治二十三年六月年賦利引一時返納方ヲ常置委員會ニ諮問セシニ、處
分方法ヲ否決シタルヲ以テ、其趣ヲ石川縣へ回答シ、爾來數回照會往復ヲナシタルモ、于
今處分結了セス。然ルニ右處分方ハ到底兩縣々會ノ意見一致セサレハ執行スル能ハ

貸付金處分

サルニ由リ、該貸金ノ處分方法ヲ石川縣會ノ議決ニ委任シ、其決議ニ依リ便宜處分セントス。

建議

一、右は利引一時返還のことに、縣より石川縣へ回答すべく決議答申した。
(16) 建議(二件)

(一) 縣立簡易農學校移轉の件は昨年九月の縣會に於て、同校を礪波郡福野町に設置することを決議し、既に設置せらるゝことゝなりしが、位置一方に偏在するを以て、縣下の中央なる上新川郡奥田村本縣農事試驗場跡へ移轉せんとするもの、(二) 農事試驗場移轉の件は縣立簡易農學校の跡へ農事試驗場を移轉せんとするもので、共に可決せられた。

特殊事項

原案の斟酌

(1) 神通川寄洲買上費等削除

前會に於て問題となりし神通川寄洲買上費及び治水諮問會費は、何れも今回の原案には取除いて發案せられた。

知事の説明

(2) 知事の教育費等説明

前會に於て議員一同の要求を顧みず、斷乎として出席を拒み、遂に議會をして知事不信

認を決議せしめ、極端なる議會解散を行ふに至つた徳久恒範は、議事教育費に入るや、自ら番外席に着き、教育に對する方針希望を述べ、尙序ながらとて、治水に對する意見を述べ、議員諸君に於て卓説あらば開陳ありたし、と希望し、又勸業に對する所感をも述ぶる所があつた。

郡制實施の質問

(3) 郡制實施に關する質問及び建議說

武部十三番は郡制實施に就いて質問を發し、且之が實施の建議說を出したが、番外大海原書記官は郡の分合決定の後に實施の豫定なりと答へ、種々論議せられた上、後廻しとなりて採決に至らなかつた。

三七、明治二十八年三月臨時縣會

本會は明治二十八年三月十日開會、同月十五日閉會した。舊職の海嘯激浪にて破壊せし道路及び海岸波除の復舊費を要求する爲に開かれたもので、議長は大矢四郎兵衛議員、席次は前會に同じく、知事は徳久恒範であつた。

閉會

議

件

議事件名は明治二十八年年度地方税支出豫算追加(一部原案執行) 同上地方税收入豫算追加(一部原案執行)であつた。

議決摘要

支出豫算追加

(1) 明治二十八年年度地方税支出豫算追加

一金千九拾貳圓六拾九錢

土木費

内 譯

金千九拾貳圓六拾九錢

道路橋梁費

(削除)

治水堤防費

一金壹萬參千七百拾四圓六錢四厘

市町村土木補助費

一金五百六拾七圓拾貳錢

豫備費

合計金壹萬五千參百七拾參圓八拾七錢四厘

收入豫算追加

(2) 明治二十八年年度地方税收入豫算追加

一金壹萬千貳百九拾五圓六拾四錢六厘

地租割

内

支出豫算追加

金壹萬千貳百壹圓四拾壹錢九厘 郡 收入

但地租豫算額金八拾萬百壹圓參拾七錢九厘地租金壹圓二付金壹錢四厘

金九拾四圓貳拾貳錢七厘 市 收入

但地租豫算額金六千七百參拾圓四拾八錢壹厘地租金壹圓二付金壹錢四厘

一金四千七拾八圓貳拾貳錢八厘 戶 割

内

金參千五百拾貳圓六拾貳錢八厘 郡 收入

但戶數十二萬五千四百五十一戶、一戶二付金貳錢八厘

金五百六拾五圓六拾錢 市 收入

但戶數二萬二百戶、一戶二付金貳錢八厘

合計金壹萬五千參百七拾參圓八拾七錢四厘

(3) 明治二十八年年度地方税支出豫算追加

一金壹萬貳千五百參拾貳圓參拾四錢貳厘 土木費

内

金壹萬貳千五百參拾貳圓參拾四錢貳厘 治水堤防費

加 收入豫算追

一、この豫算追加は縣會に於て削除せし治水堤防費を、知事が内務大臣の認可を得て原案を執行したものである。

(4) 明治二十八年年度地方稅收入豫算追加

一金九千貳百七拾八圓五拾六錢六厘

地 租 割

内

金九千貳百壹圓拾六錢六厘

郡 收 入

但地租豫算額金八拾萬百壹圓參拾七錢九厘、地租金壹圓ニ付金壹錢壹厘五毛

金七拾七圓四拾錢

市 收 入

但地租豫算額金六千七百參拾圓四拾八錢壹厘、地租金壹圓ニ付金壹錢壹厘五毛

毛

一金參千參百四拾九圓九拾七錢參厘

戶 數 割

内

金貳千八百八拾五圓參拾七錢參厘

郡 收 入

但戶數十二萬五千四百五十一戶、一戶ニ付金貳錢參厘

金四百六拾四圓六拾錢

市 收 入

但戶數二萬二百戶、一戶ニ付金貳錢參厘
合計金壹萬貳千六百貳拾八圓五拾參錢九厘

一、この豫算追加も、知事が内務大臣の認可を得て原案を執行したものである。

特 殊 事 項

激浪の被害

(1) 激浪の被害

昨年十二月十日暴風雨あり、沿海一帯に激浪起りて損害を蒙つた。就中、滑川町最も甚だしく、大字西町の如きは建物三十六棟を破壊し、突堤三ヶ所、柵七十四個を流亡した。

治水堤防費
原案執行

(2) 土木費中治水堤防費の原案執行

當局の提案せし海岸の波除突堤の復舊工費は、客年十一月縣令第七十一號土木費及土木補助費區別第二條(第二條左ノ道路橋梁及堤防波除ノ修築工費其關係町村ノ負擔ニ堪ヘサルトキハ地方稅ノ補助ヲ請フコトヲ得「左記省略」)に依り地方稅を以て補助するは可なれども、全然地方稅を以て支辨するは、縣令に違反する不法の議案なるを以て議決するを得ず。とて縣會は之を削除した。されども知事は本復舊費は町村に一任して多額の金員を補助するときは、種々の弊害を生じ、到底工事の完成を期する能はざるもの

となし、六月二十五日縣令第五十號を以て右第二條に「但時宜ニ依リ波除中海岸突堤工事ニ限り地方稅ヲ以テ支辨スルコトアルヘシ」の但書を加へ且内務大臣の認可を得て、同日原案を執行した。

三八、明治二十八年十月臨時縣會

本會は明治二十八年十月二十一日開會、同月二十七日閉會した。赤痢虎列刺の二病未だ終熄せず、その豫防消毒等の費用を要すると、三月以來數回の出水に因りて破壊したる堤防復舊費を要するとの爲招集せられたもので、議長は大矢四郎兵衛、議員席次は前會に同じく、知事は徳久恒範であつた。

議 件

議事件名は明治二十八年度地方稅支出豫算追加 同上地方稅收入豫算追加 地方稅經濟借入金償還方法 貨取橋架設の件諮問(否決) 建議四件であつた。

議 決 摘 要

開 閉

議事件名

支出豫算追加

收入豫算追加

(1) 明治二十八年度地方稅支出豫算追加

一金貳萬八千九百五拾六圓九拾貳錢八厘	衛生及病院費
一金拾貳萬四千參百七拾五圓六拾四錢四厘	土 木 費
一金壹萬參千四百五拾八圓四拾五錢七厘	市町村土木補助費
一金參拾壹圓九拾貳錢八厘	豫 備 費
合計金拾六萬六千八百貳拾貳圓九拾五錢七厘	

外ニ

一金七千四百拾圓七拾七錢	衛生及病院費追加
一金壹萬千參百九拾九圓五拾九錢	土 木 費 追 加

通計金拾八萬五千參百六拾參圓參拾壹錢七厘

(2) 明治二十八年度地方稅收入豫算追加

一金八萬參千八百四圓四拾參錢五厘	地 租 割
------------------	-------

外ニ

一金五千貳百四拾六圓五拾四錢貳厘	第三回追加地租割
一金壹萬千參百九拾九圓五拾九錢	第四回追加地租割

內 金八萬參千百五圓參拾四錢八厘 郡 收 入

外二

金五千貳百貳圓七拾七錢七厘 第三回 郡 收 入

金壹萬千參百四圓四拾九錢七厘 第四回 郡 收 入

但地租豫算額八拾萬百壹圓參拾七錢九厘、地租金壹圓ニ付金拾貳錢四厘五毛

金六百九拾九圓八錢七厘 市 收 入

外二

金四拾參圓七拾六錢五厘 第三回 市 收 入

金九拾五圓九錢參厘 第四回 市 收 入

但地租豫算額金六千七百參拾圓四拾八錢壹厘、地租金壹圓ニ付金拾貳錢四厘

五毛

一金參萬四千五百拾八圓五拾貳錢貳厘 戶 數 割

外二

一金千八百九拾四圓貳拾貳錢八厘 第三回 追加 戶 數 割

內

金貳萬九千七百參拾壹圓貳拾貳錢八厘 郡 收 入

外二

金千六百參拾壹圓五拾貳錢貳厘 第三回 郡 收 入

但戶數十二萬五千四百五十一戶、一戶ニ付金貳拾五錢

金四千七百八拾七圓貳拾九錢四厘 市 收 入

外二

金貳百六拾貳圓七拾錢六厘 第三回 市 收 入

但戶數二萬二百戶、一戶ニ付金貳拾五錢

一金貳萬參千七百圓 備 荒 儲 蓄 借 入 金

一金貳萬四千八百圓 借 入 金

合計金拾六萬六千八百貳拾貳圓九拾五錢七厘

通計金拾八萬五千參百六拾參圓參拾壹錢七厘

(3) 地方稅經濟借入金償還方法

縣會は戶數割負擔の過重なるを慮り、特別資金を一時借入るゝ案を立て、提案方を建議

借入金償還方法

せしに當局は之を容れて提案せし結果左の如く決定した。
 明治二十八年度臨時土木費に使用する爲備荒儲蓄金より金貳萬參千七百圓、其の他より金貳萬四千八百圓、合計金四萬八千五百圓を當局者に於て便宜借入れ、明治二十九年度乃至同三十二年度の四年度(二十九年度乃至三十一年度は金壹萬圓宛、三十二年度は金壹萬八千五百圓)に償還すること、償還金は毎年四月三十日支拂ふこと、利率は一ケ年に付備荒儲蓄金は元金の百分の五、借入金は元金の百分の六のこと。

賃取橋

(4) 縣道線へ賃取橋架設の件諮問(否決)
 從來渡舟を以て通行せし縣道第十二號線、上新川郡東岩瀨町、婦負郡草島村間貫流の神通川へ、私費を以て賃取橋架設方東岩瀨町大島安太郎より出願せしに付許可せんとするの諮問であつたが、設計當を得ず、價格亦高きに失し、後日、地方税にて買上の際、自然高價買上の事となる憂あるに付、猶十分なる調査を遂げられたしとの主旨にて否決した。

建議

(5) 建議(四件)
 内務大臣に提出せしもの三件、即ち(一)富山縣土木事業の件、(二)富山縣治水費國庫補助金下附の件、(三)富山縣三大川國庫支辨の件。又知事に提出せしもの一件、即ち備荒儲蓄金及び其の他の借入金提案方の件で、内、圈點を附せしものは左に全文を掲ぐること、す

る。

富山縣土木事業ノ件ニ付建議

謹テ内務大臣子爵野村靖閣下ニ建議シ奉ル。我富山縣八年々水害ヲ被リ、土木費ノ夥多ナルコト全國其比ヲ見ス。近ク十六年度ヨリ二十五年度ニ至ル調査ニヨリテ、各府縣ノ地方税一ケ年平均額ヲ按スルニ、其最上位ニ立ツハ新潟縣ニシテ、其次ニ位スルハ實ニ我富山縣ナリ。而シテ其十六年度ヨリ二十七年年度ニ至ル土木費及市町村土木補助費ヲ調査スルニ、一年度ノ總額貳拾萬圓以上ニ達スルモノ四回ニシテ、二十五年年度ノ如キハ四拾五萬六千餘圓ノ巨額ヲ支出シ、其拾萬圓以下ニ降リシモノ僅ニ十八・九年兩年度ニ過キス。是レ地方民力ノ困憊今日ノ慘狀ヲ呈スル所以ナリ。然ルニ天公無情、毫モ地方ノ慘狀ヲ省ミス、水害頻リニ至リ、本年春來三回ヲ生セシ爲ニ、參拾八萬圓ノ金額ヲ支出スヘキ一大破綻ヲ醸シ、茲ニ富山縣知事ハ本月二十一日ヨリ臨時縣會ヲ開キ、其焦眉ノ急ニ屬スル工費金拾四萬九千貳百餘圓ヲ議決スルハ、縣會ノ職責ニ存シ、民力既ニ困憊セリト雖、尙其痛苦ヲ忍テ負擔シ得ラルル限リハ之ヲ支出スヘキモノナリト雖、富山縣民不幸ニシテ天公ノ無情ニ虐ケラルルノミナラス、現知事徳久恒範氏赴任以來、獨リ教育勸業事務ノ急ナルヲ口ニシ、富山縣治ノ最重要ナル事務ハ土木ニ在ルヲ問

ハス。隨テ土木ニ對スル一定ノ方針確立セス。朝令暮改、一時姑息ノ策ヲ主トシテ永遠ノ劃策ナク其局ニ當ル官吏ノ如キモ敢テ資質ヲ討究セズ、敢テ技能ヲ精査セズ。他ノ官衙ニ在リテ非免ノ沙汰ニ接シタルモノニアラサレハ、則チ廳内吏員排置ノ權衡ヲ保ツカ爲メニ姑ク土木部ニ立タシムル形蹟ヲ存シ、萬般ノ處措日ニ緩慢ニ陥リ、其工事ノ監督ノ如キハ薄給ノ傭吏ニ任シ、實際責任ヲ持スヘキ屬吏等輒モスレハ水ハ自然ノ性ニ附スヘシ。工費ヲ投シテ防禦ヲ爲スモ些ノ効ナシト云フカ如キ拋擲主義ヲ逞フスルニ至ル。而シテ一朝過誤失策アルニ遇ヘハ、則チ獨リ傭吏ヲ懲ラシテ其責任アルモノヲ懲ラサス。猶軍隊ノ失墜アルニ當リ徒ニ一兵卒ヲ糺シテ其將士ヲ問ハサルカ如キ怪相アルハ、縣民全體ノ確認スル所ニシテ、之カ爲ニ土木ノ弊害百出シ、殆ント其底止スル所ヲ知ラス。曩ニ既ニ閣下ノ耳邊ヲ汚シタル夫ノ上新川郡常願寺川筋ノ利田前工事不正ノ如キハ、縣知事ノ緩慢ヨリ胚胎シタル土木ノ弊害中尤モ較著ナルモノニシテ、同工事ノ請負人橋五郎右衛門ナルモノ、未タ工事ノ出來サルモノヲ執リテ、富山縣廳ノ出來形檢査ヲ求メ、縣知事ハ縣屬中田永太郎ヲシテ出張檢査セシメ、工事全ク竣成シタリト云ヒ、遂ニ悉皆工費ヲ下渡シタリ。然ルニ此失措早クモ縣會常置委員等ノ發見スル所トナリ、縣會議員全體ノ詮議スル所トナリ、大ニ縣知事ノ注意ヲ促シ、將々其責

ヲ引クヘキモノ、其懲戒スヘキ者ヲ確メシコトヲ望ミ、縣下ノ論難一ニ縣知事ニ集マリシモ、僅ニ利田前ニ雇ハレタル二人ノ小吏ヲ懲戒シタルノミニシテ、爾後土木工事ニ關シ別ニ警省スル狀モ無ク、現ニ本年三月以降八月ニ至ルマテ前後幾回ノ洪水ニ接シ、水害頗ル慘ナルニ關セス、縣知事ハ僅ニ一二ノ川筋ヲ巡回シタルノミニテ、深ク實情ヲ討尋セス、其急防ノ規畫經費ノ支出ニ對シテモ深ク思慮ヲ致サス。遂巡躊躇今日漸ク臨時縣會ヲ開設セシカ如キハ獨リ水害防禦ノ急ナルヲ遺却セシノミナラス、全然洪水ヲ無視セシト同一ナル觀ナキニアラス。若シ縣知事ノ緩慢依然トシテ今日ノ如クナラバ、焉ソ利田前不正工事ニ髣髴タルモノ、以後ニ再三發生スル虞ナキヲ知ラン。惟フテ茲ニ至レハ、今後ノ縣會ニ附シタル工費ヲ議決スルモ、畢竟焦眉ノ急ヲ救濟スル効ナキヲ恐レ、洵ニ憂慮ニ耐ヘサルナリ。然レトモ速ニ工費ヲ支出セサレハ地方ノ慘狀ヲ療醫スルニ由ナク縣會ノ職責ニ背クヲ如何セン。伏シテ願クハ閣下ノ明能ク地方ノ不幸ヲ體シ、富山縣會ノ微衷ヲ諒セラレ、特ニ富山縣知事ヲシテ土木ノ事ヲ重シ、復タ既往ノ如キ緩慢ナカラシムルコトニ處決アラントナ。茲ニ縣會全體一致ノ決議ヲ以テ謹ミテ建議シ奉ル。敢テ尊嚴ヲ冒瀆シ恐懼ニ堪ヘス。頓首。

明治二十八年 月 日

富山縣會議長 大矢四郎兵衛

特 殊 事 項

防疫機關の設置

(1) 防疫機關の設置
本年は日清戦争の後を受け、悪疫の流行は免れざるべしとて、樞要の市町村に避病院を設置せしめたが、八月中旬に東岩瀬新湊の海岸より眞症虎列刺患者を特發し、終に富山高岡等へも侵入し、其の勢猖獗であつた。縣は豫防部を設け、各部に支部を置いたが、間もなく内務省の指定あり、同月二十五日より縣に檢疫部を置き、各市町村に出張所派出所を設け、檢疫官及び檢疫委員を命じて機關を擴張し、尙流行甚しき地方には臨時に委員を設けて、大に防疫に盡力した。

知事不信認

(2) 知事不信認の氣運

土木費の討議に際し、知事不信認案を提出せんとする形勢があり、酒井十九番は、「知事更任の事は、各郡より一名宛の有志を上京せしめて運動せしめあり。」と公言したが、大勢は不信認案提出を不穩なりとし、之に代ふるに前記富山縣土木事業に關する建議を内務大臣に提出して注意を求むることゝした。而して開場式閉場式共に書記官大海原尙義

知事代理として告辭を朗讀若しくは口述した。

(3) 堀議員の缺席問題

堀十六番は、行政裁判事務にて上京中にて、會議中歸縣し難き旨を知事に宛て、届出でたが、これが問題となり、中野七番は、事故審査委員として、該届書は知事に宛てたもので、議長宛でないから議事規則第四十七條に違反した無効のものであると論じ、酒井十九番も之に同意し、同規則第四十八條「會議ノ招集ニ應セス又ハ不參連續三日ニ及フモノハ其事故ヲ審査シ會議ノ決ヲ以テ其退職者ト否トヲ定ム」の規定に依り、遺憾ながら十六番議員を退職と認めんと云つた。これに付いて種々議論も出でたが、議長は調査を要することありとて後廻しとし、其の儘會期を終つた様である。

三九、明治二十八年十一月通常縣會

本會は明治二十八年十一月二十日開會、同十二月十九日閉會した。議長は大矢四郎兵衛、議員席次は前會に同じく、知事は徳久恒範で、決議せし翌年度通常豫算總額は金參拾八萬千九百九拾四圓餘であつた。

閉 閉

堀議員の缺席

議 件

議事件名

議事件名は明治二十九年地方稅支出豫算 同上地方稅收入豫算 同上營業稅雜種稅課目課額 明治二十八年地方稅支出豫算追加二件 自明治二十九年地方稅土木費中道路橋梁費支出豫算 自明治二十九年地方稅勸業費中第六回關西聯合共進會費支出豫算 明治二十九年富山縣基金收入豫算三件 明治二十七年地方稅支出收入精算報告 諮問四件 建議三件 小矢部川地方稅支辨區域の件議及 議員半數退任の抽籤 弔詞奉呈であつた。

議 決 摘 要

二十九年
支出豫算

(1) 明治二十九年地方稅支出豫算

警 察 費

一金六萬四百圓六拾貳錢九厘
 內
 金五萬九拾九圓貳拾錢七厘
 金壹萬九拾九圓八拾四錢貳厘

地 方 稅
 國 庫 下 渡 金

金貳百八拾壹圓五拾八錢

請 願 巡 査 費

一金九百貳拾九圓六拾四錢六厘

警 察 廳 舍 建 築 修 繕 費

內

金七百七拾四圓七拾錢五厘

地 方 稅

金百五拾四圓九拾四錢壹厘

國 庫 下 渡 金

一金八萬八千八百九拾七圓六錢四厘

土 木 費

一金參萬七千九拾九圓九拾參錢壹厘

市 町 村 土 木 補 助 費

一金參千九百參拾圓四錢貳厘

縣 會 議 諸 費

一金參千四百五拾參圓六拾壹錢六厘

衛 生 及 病 院 費

內

金參千參百貳拾四圓八錢八厘

地 方 稅

金貳百拾九圓五拾貳錢八厘

寄 附 金

一金參萬九千八百拾八圓九拾貳錢壹厘

教 育 費

內

金參萬七千四百拾八圓九拾貳錢壹厘

地 方 稅

金貳千四百圓	國庫補助金
一金貳百九拾圓	郡廳舎建築修繕費
一金貳萬四千六百六拾四圓六拾七錢七厘	郡吏員給料旅費及廳中諸費
一金四百七圓五拾八錢貳厘	救育費
一金貳圓	難破船諸費
一金千四百五拾壹圓八拾壹錢貳厘	諸達書及揭示諸費
一金壹萬貳百拾參圓六拾壹錢	勸業費
一金六千九百七拾七圓貳錢六厘	地方稅取扱費
一金參百貳拾壹圓七拾貳錢壹厘	縣廳舎建築修繕費
一金四萬八百九拾貳圓參拾錢七厘	縣監獄費
內	
金四萬五百七拾四圓九拾錢七厘	地方稅
金貳拾五圓四拾錢	國庫下附金
金貳百九拾貳圓	府縣收入金
一金千五百五拾六圓拾壹錢參厘	縣監獄建築修繕費

一金貳千六百四拾參圓四拾四錢八厘	地方郵便費
一金七拾八圓	衆議院議員選舉費
一金貳萬貳千參百四拾貳圓拾七錢參厘	備荒儲蓄借入償還金
一金壹萬貳百四拾八圓	借入償還金
一金壹萬貳千四百六拾六圓貳拾八錢	豫備費
合計金參拾六萬八千五百八拾四圓五拾九錢八厘	

土木費中道路橋梁費本年度支出額
勸業費中第六回關西府縣
聯合共進會費本年度支出額

外二

一金壹萬貳千六百參拾參圓五拾錢七厘
一金七百七拾六圓七拾參錢七厘
通計金參拾八萬千九百九拾四圓八拾四錢貳厘

一、本豫算は縣會及び常置委員會の決議に依るもの警察費中機密費に付ては、知事が内務大臣の指揮を得て定めたものである。

(2) 明治二十九年地方稅收入豫算

一金拾七萬千五百五拾七圓六拾六錢
內 地租割

二十九年度
收入豫算

金拾七萬貳百八拾五圓八拾五錢

郡 收 入

但地租豫算額金八拾萬千參百四拾五圓拾七錢七厘地租金壹圓ニ付金貳拾壹錢貳厘五毛

金千貳百七拾壹圓八拾壹錢 市 收 入

但地租豫算額金六千七百拾壹圓四拾錢地租金壹圓ニ付金拾八錢九厘五毛

一金五萬貳千九百貳拾圓拾貳錢七厘 營 業 稅

一金參萬七千七百貳拾參圓四拾六錢 雜 種 稅

一金六萬貳百六拾五圓七拾九錢四厘 戶 數 割

內

金五萬參千九圓參拾貳錢八厘 郡 收 入

但戶數十二萬五千二十二戶一戶ニ付金四拾貳錢四厘

金七千貳百五拾六圓四拾六錢六厘 市 收 入

但戶數一萬九千九百九十七戶一戶ニ付金參拾七錢八厘

一金參萬四千九百六拾圓九拾壹錢七厘 雜 收 入

一金壹萬千六百拾五圓八拾六錢七厘 前々年度ヨリ繰越金

一金壹萬百七拾四圓七拾八錢參厘	國 庫 下 渡 金
一金貳拾五圓四拾錢	國 庫 下 附 金
一金貳千四百圓	國 庫 補 助 金
一金貳百九拾貳圓	府 縣 收 入 金
一金百貳拾九圓五拾貳錢八厘	寄 附 金
合計金參拾八萬貳千六拾五圓五拾參錢六厘	

一、本豫算は縣會及び常置委員會の決議に依るもの、地租割に付ては知事が内務大臣の指揮を得て定めたものである。

(3) 明治二十八年地方稅支出豫算追加

一金百五拾五圓八拾壹錢壹厘 教 育 (小學校教科用圖書審查費)

但明治二十八年徵收過金ヲ以テ之ニ充ツ

(4) 明治二十八年地方稅支出豫算追加

一金參百六拾七圓貳拾錢貳厘 縣 會 議 諸 費

但明治二十八年徵收過金ヲ以テ之ニ充ツ

(5) 自明治二十九年地方稅土木費中道路橋梁費支出豫算
至明治三十年

繼續費支出
豫算

支出豫算追加

支出豫算追加

第三章 縣會議事(明治年代)

五〇六

一金參萬七千九百圓五拾貳錢壹厘

土木費中道路橋梁費

内 譯

金壹萬貳千六百參拾參圓五拾錢七厘

明治二十九年支出

金貳萬五千貳百六拾七圓壹錢四厘

明治三十年支出

繼續費支出
豫算

(6) 自明治二十九年
至明治三十年度
地方稅勸業費中第六回關西聯合共進會費支出豫算
勸業費中第六回關西聯合共進會費

一金千七百九拾九圓四拾四錢九厘

内 譯

金七百七拾六圓七拾參錢七厘

明治二十九年支出

金千貳拾貳圓七拾壹錢貳厘

明治三十年支出

基金收入豫
算

(7) 明治二十九年
度富山縣基金收入豫算(三件)

一金千四百六拾四圓五拾九錢

市町村立小學校教員恩給基金

一金六百圓

縣立工藝學校基本財産

一金七百參拾參圓參拾九錢

縣立簡易農學校基本財産

(8) 諮問(四件)

(一)私設賃取橋架設計可、(二)寄附物件收納二件は共に可決し、(三)九谷陶器會社貸付金

諮問

建議

處分方の件は財産沒收にて債權を解除することに可決し、之を答申した。

(9) 建議(三件)

(一)飛濃越鐵道敷設の件、(二)土木工事受負を悉く競争入札に附する件、(三)遊廓九ヶ所
(泊三日市東水橋上市五百石八尾小杉井波福光)増設の件は孰れも通過した。

(10) 議 及

小矢部川地方稅支辨區域を糸谷川以下とする件を議及した。

(11) 議員半數退任の抽籤

議員半數退任の抽籤は規定に依つて行はれたが府縣制實施の爲に全員退任のことゝなつて、この抽籤の結果は實現せられなかつた。

(12) 弔詞奉呈

十二月六日の會議に於て十月二十八日臺灣に於て薨去あらせられた 北白川宮能久親王殿下に對し奉り、同宮家へ弔詞を奉呈することゝした。

特 殊 事 項

(1) 知事上京中の開會

知事不在中
開會

第三篇 縣會史 上

五〇七

利田前土木工事に關し、知事上京中の開會で、大海原書記官は開會式閉會式とも知事代理を勤めた。

議員退場を命ぜらる

(2) 酒井議員再退場を命ぜらる

十二月十二日藤井九番は緊急動議として、明治二十七年十一月縣令第七十一號土木費及土木補助費區別は當局に便にして人民に不利なるを以て之を全廢せんことを提議し、岩間五番は之に反對して存置の必要を述べ、次いで、石坂六番、酒井十九番の發言あり、尙議場各所に議長を呼ぶ聲盛に起つたから、議長は一時凡て之を制止した。酒井十九番發言を得ざるを怒り、議長さがれくと叫び、議長之を制したが、猶聽かず、馬鹿々々と連呼し、議場傍聽席一時に沸騰するに至つた。大矢議長は遂に斷乎として、酒井十九番に退場を命じた。酒井議員の退場を命ぜられたのは之れで二回目である。

機密費半減

(3) 機密費の削減

明治二十九年度豫算警察費中の機密費は從來の例に依り九百圓の發案の處、縣會は其の半額に近き五百圓に減額し、再議に付せられたが、又前議に決した。

豫定價格の漏洩

(4) 土木費豫定價格の漏洩問題

土木費の豫算を議するに際し、中野七番より工事の豫定額が世間に漏るゝ事實あり、之

は常置委員の所爲にあらざるかと難じ、これが問題となつて、遂に中野七番、酒井十九番、藤村八番、齊藤二十番、黒田(常置委員)二十一番の五名を調査委員に選舉した。其の結果として、黒田二十一番は未だ完全なる調査は不可能ゆゑ、今は其の半を報告せんとて、「高岡人白崎外吉なるもの、十二月九日私宅に來り、杉本五平も亦來合せ、五平は私に向つて、豫定額を問ひしに、外吉傍より自分は之を知悉するとして、一片の紙に認めしものを五平に示した。依つて自分は誰から聞きしかと尋ねしに、議員中よりと答へた。」と云つた。しかし議會はかゝる不充分なる報告を以て満足せず、非難攻撃又々起つて、議場は喧擾を極めた。が、畢竟問題は龍頭蛇尾に終つたやうである。この喧擾の靜止せし頃、藤村八番は、「土木受負は將來悉く入札主義と爲し、尙數日前契約せし直營の特命は、出來得るだけ解除せん。」との建議を提出し、多數を以て可決した。

四〇、明治二十八年十二月臨時縣會

本會は明治二十八年十二月二十二日開會、同二十八日閉會した。本年七八兩月間の水害復舊費及び神通川取擴費を要求するが爲に開かれたもので、議長は大矢四郎兵衛議員、席次は前會に同じく、知事は徳久恒範であつた。

開閉

議 件

議事件名

議事件名は明治二十八年年度地方稅支出豫算追加 同上地方稅收入豫算追加 地方稅經濟借入金償還方法 明治二十八年年度地方稅支出豫算追加中更正 同上地方稅收入豫算追加中更正 地方稅經濟借入金償還方法變更 自明治二十八年年度地方稅土木費中神通川取擴費支出豫算 明治二十八年年度地方稅收入豫算追加 私設馬車鐵道敷設認許の件 諮問であつた。

議 決 摘 要

支出豫算追加

(1) 明治二十八年年度地方稅支出豫算追加

一金貳拾萬千參百七圓貳拾貳錢壹厘

土 木 費

内

金壹萬貳千八百參拾九圓六錢七厘

地 方 稅

金拾八萬八千四百六拾八圓拾五錢四厘

國 庫 補 助 金

一金壹萬六千貳百六拾九圓四拾九錢

市 町 村 土 木 補 助 費

收入豫算追加

内

金千參拾七圓六拾四錢四厘

地 方 稅

金壹萬五千貳百參拾壹圓八拾四錢六厘

國 庫 補 助 金

一金參千貳百貳拾七圓六拾貳錢六厘

地 方 稅 取 扱 費

通計金貳拾貳萬八千四百參拾參錢七厘

(2) 明治二十八年年度地方稅收入豫算追加

一金貳拾萬參千七百圓

國 庫 補 助 金

一金壹萬參千八百七拾六圓七拾壹錢壹厘

借 入 金

合計金貳拾壹萬七千五百七拾六圓七拾壹錢壹厘

外ニ

一金參千貳百貳拾七圓六拾貳錢六厘

二十八年年度徵收過

一、本豫算追加は臨時縣會及び常置委員會の決議したるもの。

(3) 地方稅經濟借入金償還方法

明治二十八年年度臨時土木費ニ使用スル爲メ借入ル、借入金壹萬參千八百七拾六圓七拾壹錢壹厘ハ明治二十九年四月三十日ニ償還スルモノトス但利子ハ年六朱トス

借入金償還方法

支出豫算追加更正

一、本償還方法は、臨時縣會及び常置委員會の決議したるもの。
(4) 明治二十八年年度地方税支出豫算追加中更正

本年十月臨時縣會に於て決議せし同豫算追加の外書、即ち衛生及病院費の追加金七千四百拾圓七拾七錢及び土木費追加金壹萬千參百九拾九圓五拾九錢を削除し、通計を金拾六萬六千八百貳拾貳圓九拾五錢七厘に變更した。

收入豫算追加更正

(5) 明治二十八年年度地方税收入豫算追加中更正
一金貳萬八千九百八拾八圓八拾五錢六厘

内

金貳萬四千九百六拾八圓四拾五錢八厘

金四千貳拾圓參拾九錢八厘

一金貳萬參千七百圓

一金拾壹萬四千百參拾四圓拾錢壹厘

通計金拾六萬六千八百貳拾貳圓九拾五錢七厘

借入金償還方法變更

(6) 地方税經濟借入金償還方法變更
明治二十八年年度臨時土木費ニ使用スル爲借入ル、備荒儲蓄金並其ノ他ノ借入金ハ合

戸數割

郡 收入

市 收入

備荒儲蓄借入金

借入金

計金拾參萬七千八百參拾四圓拾錢壹厘トシ明治二十九年年度ヨリ同三十四年度ニ至ル六ヶ年度(二十九年年度ハ金參萬七千八百參拾四圓拾錢壹厘、三十年年度以後ハ金貳萬圓宛)ニ還了、元金ハ毎年四月三十日ニ支拂ヒ、利率ハ一ヶ年ニ付備荒儲蓄ハ百分ノ五、借入金ハ百分ノ六トス

一、本償還方法は、本年十月臨時縣會に於て、合計金四萬八千五百圓を四ヶ年度償還に決議せしものを變更したのである。

繼續費支出豫算

(7) 自明治二十八年年度至明治三十年年度地方税土木費中神通川取擴費支出豫算

土木費中神通川取擴費

内 譯

金拾萬八千六百五拾圓

明治二十八年年度支出額

金五萬八千七百七拾五圓

明治二十九年年度支出額

金五萬八千七百七拾五圓

明治三十年度支出額

外ニ

一金七千四百四拾圓七拾七錢

衛生及病院費追加二天年度支出

一金壹萬千參百九拾九圓五拾九錢

土木費追加二十八年年度支出

一金貳萬八千九百八拾八圓八拾五錢六厘
計金四萬七千五百貳拾九圓貳拾壹錢六厘

衛生及病院費等追加三八年度支出

一、神通川取擴費金貳拾貳萬五千圓に對しては、政府より國庫補助、富山市より寄附
金貳萬貳千五百圓を受け、附帶事業として金五千圓の工事を富山市の爲に施す
決議であつた。

收入豫算追加

(8) 明治二十八年地方稅收入豫算追加

一金八萬參千八百四圓四拾參錢五厘

地 租 割

外二

一金五千貳百四拾六圓五拾四錢貳厘

第三回追加地租割

一金壹萬千參百九拾九圓五拾九錢

第四回追加地租割

内

金八萬參千五百圓參拾四錢八厘

郡 收 入

外二

金五千貳百貳圓七拾七錢七厘

第三回郡收入

金壹萬千參百四圓四拾九錢七厘

第四回郡收入

但地租豫算額金八拾萬百壹圓參拾七錢九厘、地租金壹圓ニ付金拾貳錢四厘五

毛

金六百九拾九圓八錢七厘

市 收 入

外二

金四拾參圓七拾六錢五厘

第三回市收入

金九拾五圓九錢參厘

第四回市收入

但地租豫算額金六千七百參拾圓四拾八錢壹厘、地租金壹圓ニ付金拾貳錢四厘五

五毛

一金貳萬四千九百壹圓貳拾四錢九厘

戶 數 割

外二

一金千八百九拾四圓貳拾貳錢八厘

第三回追加戶數割

一金貳萬八千九百八拾八圓八拾五錢六厘

第四回追加戶數割

内

金貳萬千四百四拾七圓七拾五錢參厘

郡 收 入

外二

金千六百參拾壹圓五拾貳錢貳厘

第三回郡收入

金貳萬四千九百六拾八圓四拾五錢八厘

第四回郡收入

但戸數十二萬五千四百五十一戸、一戸ニ付金參拾八錢參厘

金參千四百五拾參圓四拾九錢六厘

市收入

外ニ

金貳百六拾貳圓七拾錢六厘

第三回市收入

金四千貳拾圓參拾九錢八厘

第四回市收入

但戸數二萬二百戸、一戸ニ付金參拾八錢參厘

合計金拾萬八千七百五圓六拾八錢四厘

通計金拾五萬六千貳百參拾四圓九拾錢

諮問

(9) 私設馬車鐵道敷設認許の件(諮問)

富山市大字西四十物町中宮駿外九名發起人となり、株式會社を組織し、國道第二十一號甲線及び縣第二號線第七號線に跨り、上新川郡東岩瀬町より富山市を経て、上新川郡笹津村に至る延長一萬二千五百間(二二七二七斤)の路面に幅二尺五寸の鐵道を敷設し、馬車を以て交通運輸の便を計らんとする旨の願書を其の筋へ進達せんとする件で、これは可

決した。

四一、明治二十九年六月臨時縣會

本會は明治二十九年六月二十二日開會、同月二十八日閉會した。本年四月八日以來の出水に因る、急防及び復舊の工事を要求する爲の招集であり、また府縣會規則廢止に際する最終の開會であつて、議長は大矢四郎兵衛議員席次は前會に同じく、知事は安藤謙介であつた。

議 件

議事件名は明治二十九年地方稅支出豫算追加 同上地方稅收入豫算追加 同上地方稅收入豫算中條文追加 地方經濟借入金償還方法二件(内一件否決) 寄附物件供用二件 縣有財產拂下方の件諮問(否決) 三大川に河川法實施方建議であつた。

議 決 摘 要

(1) 明治二十九年地方稅支出豫算追加

支出豫算追加

一金拾貳萬六千參百五拾圓七拾貳錢五厘
 一金六千參百八拾壹圓拾貳錢九厘
 合計金拾參萬貳千七百參拾壹圓八拾五錢四厘

土木費(治水堤防費)
 市町村土木補助費

外

一金九千貳百四拾貳圓八拾錢貳厘
 一金六百九拾四圓四拾參錢五厘
 一金四萬貳千六拾壹圓八拾貳錢七厘
 通計金拾八萬四千七百參拾圓九拾壹錢八厘

郡吏員給料旅費及廳中諸費
 備荒儲蓄借入償還金
 借入償還金

收入豫算追加

(2) 明治二十九年地方稅收入豫算追加

一金七萬四千參百四拾八圓四拾四錢六厘

地租

外

一金七千四拾四圓六拾五錢六厘
 一金壹萬六千百六拾壹圓拾參錢貳厘

第一回追加地租割
 第二回追加地租割

內

金七萬參千七百參拾圓九拾參錢七厘

郡收 入

外

金七千四拾四圓六拾五錢六厘
 金壹萬六千貳拾六圓九拾錢四厘

第一回追加地租割
 第二回追加地租割

八毛

但地租豫算額金八拾萬千參百四拾五圓拾七錢七厘、地租金壹圓二付金拾貳錢

金六百拾七圓五拾錢九厘

市收 入

外

金百參拾四圓貳拾貳錢八厘

第二回追加地租割

但地租豫算額金六千七百拾壹圓四拾錢、地租金壹圓二付金拾壹錢貳厘〇〇八

九六二二

一金貳萬六千五百九拾六圓五拾六錢九厘

戶數 割

外

一金貳千九拾八圓四拾四錢六厘
 一金五千七百六拾八圓七拾六錢

第一回追加戶數割
 第二回追加戶數割

內

金貳萬參千五百四拾六圓貳拾九錢八厘

郡 收 入

外

金貳千九百九拾八圓拾四錢六厘

第一回追加戸數割

金五千圓八拾八錢

第二回追加戸數割

但戸數十二萬五千二十二戸、一戸ニ付金貳拾四錢貳厘

金參千五百四拾圓貳拾七錢壹厘

市 收 入

外

金七百六拾七圓八拾八錢

第二回追加戸數割

但戸數一萬九千九百九十七戸、一戸ニ付金貳拾貳錢四厘四毛一七九二四四

一金七百八拾九圓七拾參錢五厘

雜 收 入

一金八千九百九拾七圓拾錢四厘

前年度ヨリ繰越金

一金貳萬貳千圓

備荒儲蓄借入金

合計金拾六萬參千九百四圓五拾四錢八厘

外

一金貳萬八百貳拾六圓參拾七錢

前年度ヨリ繰越金

借入金償還方法

通計金拾八萬四千七百參拾圓九拾壹錢八厘

(3) 地方稅經濟借入金償還方法(二件、内一件否決)

(一) 明治二十九年年度臨時土木費に使用する爲借入る、備荒儲蓄金は明治三十一年より同三十二年に至る二ヶ年度(三十一年度は金壹萬圓、三十二年度は金壹萬貳千圓)に償還し、償還元金は毎年四月三十日に支拂ひ、利率は一ヶ年に付元金百分の五とした。(二) 他の一件は否決。

寄附物件

(4) 寄附物件供用(二件)

一は城端警察分署建物新築發起人野村理兵衛外五名より、一は福野警察分署建物新築發起人山田正景外十七名より、孰れも寄附方出願に付之を聽許し、指定の用に供せんとするもので、共に可決した。

諮問

(5) 縣有財産拂下方の件諮問(否決)

舊富山病院地所建物醫療器械器具等拂下方富山市より出願に付、評價の上、同市に賣却せんとの諮問であつたが、之を否決した。

河川法實施方建議

(6) 三大川に河川法實施方建議

庄常願寺黒部の三大川に、河川法實施方を縣より主務省へ具狀せらるゝ様、知事に建議